

第2回臨時会

令和元年5月8日開会

令和元年5月8日閉会

第3回定例会

令和元年6月7日開会

令和元年6月20日閉会

三股町議会会議録

三股町議会

目 次

◎第2回臨時会

○5月8日

日程第1	仮議席の指定について	4
日程第2	議長選挙	4
追加日程第1	議席の指定について	6
追加日程第2	会議録署名議員の指名について	6
追加日程第3	会期の決定について	6
追加日程第4	副議長選挙	7
追加日程第5	一般会計予算・決算常任委員会委員の選任について	8
追加日程第6	総務産業・文教厚生常任委員会委員の選任について	9
追加日程第7	広報編集常任委員会委員の選任について	11
追加日程第8	議会運営委員会委員の選任について	13
追加日程第9	各種委員等の推薦について	14
	①三股町都市計画審議会委員	14
	②三股町企業立地促進審議会委員	14
	③三股町緑化計画審議会委員	14
	④三股町公共下水道事業運営審議会委員	14
	⑤三股町土地開発公社理事	14
	⑥民生委員推せん会委員	14
追加日程第10	議案第35号 監査委員の選任について	14
追加日程第11	議案第36号から議案第41号までの6議案及び報告1件一括議題	15
追加日程第12	総務産業・文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項について	29
追加日程第13	議会運営委員会の閉会中の審査事項について	29
追加日程第14	広報編集常任委員会の閉会中の審査事項について	30
追加日程第15	議員派遣の件について	30

付議事件及び審議結果一覧

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
令和元年 第2回臨時会 (5月)	議案第35号	監査委員の選任について	原案同意	5月8日
〃	議案第36号	固定資産評価員の選任について	原案同意	5月8日
〃	議案第37号	専決処分した事件の報告及び承認について（三股町税条例等の一部を改正する条例）	原案承認	5月8日
〃	議案第38号	専決処分した事件の報告及び承認について（三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	原案承認	5月8日
〃	議案第39号	専決処分した事件の報告及び承認について（平成30年度三股町一般会計補正予算（第7号））	原案承認	5月8日
〃	議案第40号	専決処分した事件の報告及び承認について（平成30年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第6号））	原案承認	5月8日
〃	議案第41号	令和元年度三股町一般会計補正予算（第1号）	原案可決	5月8日
〃	報告第1号	専決処分の報告（損害賠償額の決定及び和解について）		

◎第3回定例会

○6月7日（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名	35
日程第2	会期決定の件について	35
日程第3	議案第42号から議案第56号までの15議案及び報告4件一括上程	36
日程第4	質疑・討論・採決（議案第50号）	42
日程第5	質疑（議案第51号から第54号までの4議案）	43
日程第6	討論・採決（議案第51号から第54号までの4議案）	44
日程第7	各種委員等の推薦について	46

○6月11日（第2号）

日程第1	一般質問	50
------	------	----

9番 指宿 秋廣君	50
6番 池邊 美紀君	66
10番 上西 祐子君	81
8番 内村 立吉君	95

○6月12日（第3号）

日程第1 一般質問	108
4番 楠原 更三君	108
1番 田中 光子君	125
7番 堀内 義郎君	139
5番 福田 新一君	151

○6月13日（第4号）

日程第1 総括質疑	172
日程第2 常任委員会付託	173

○6月20日（第5号）

日程第1 常任委員長報告	176
日程第2 質疑（議案第42号から議案第49号までの8議案及び議案第55号から第56号までの2議案）	179
日程第3 討論・採決（議案第42号から議案第49号までの8議案及び議案第55号から第56号までの2議案）	180
日程第4 議員派遣について	183

付議事件及び審議結果一覧

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
令和元年 第3回定例会 (6月)	議案第42号	三股町介護保険条例の一部を改正する 条例	原案 可決	6月20日
〃	議案第43号	三股町交流拠点施設整備事業審議会設 置条例	原案 可決	6月20日

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
令和元年 第3回定例会 (6月)	議案第44号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	原案 可決	6月20日
〃	議案第45号	令和元年度三股町一般会計補正予算(第2号)	原案 可決	6月20日
〃	議案第46号	令和元年度三股町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	原案 可決	6月20日
〃	議案第47号	令和元年度三股町介護保険特別会計補正予算(第1号)	原案 可決	6月20日
〃	議案第48号	令和元年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	原案 可決	6月20日
〃	議案第49号	令和元年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	原案 可決	6月20日
〃	議案第50号	教育委員会教育長の任命について	原案 同意	6月7日
〃	議案第51号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	原案 同意	6月7日
〃	議案第52号	工事請負契約の締結について(平成31年度三股中学校空調機設置工事)	原案 可決	6月7日
〃	議案第53号	工事請負契約の締結について(平成31年度三股西小学校空調機設置工事)	原案 可決	6月7日
〃	議案第54号	工事請負契約の締結について(平成31年度三股小学校空調機設置工事)	原案 可決	6月7日
〃	議案第55号	三股町総合福祉計画の一部改正について	原案 可決	6月20日
〃	議案第56号	三股町子どもの未来応援計画の一部改正について	原案 可決	6月20日
〃	報告第2号	平成30年度三股町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について		
〃	報告第3号	平成30年度三股町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について		

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
令和元年 第3回定例会 (6月)	報告第4号	三股町土地開発公社の令和元年度事業 計画及び予算		
〃	報告第5号	三股町土地開発公社の平成30年度事業 決算の報告について		

一 般 質 問

発言 順位	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	指宿 秋廣	1 町有施設の地震対策について	<ul style="list-style-type: none"> ① 教育委員会施設の耐震化の現状はどうなっているか。 ② 教育委員会以外の町有施設の耐震対策の現状はどうなっているか。 ③ 役場庁舎の耐震化の完了後での対策本部の設置は震度での検討はしているのか。 ④ 電気関係の正規職員を採用すべきではないか。 ⑤ 本庁舎の建て替えの検討をするべきではないか。 	教育長 町長
		2 くいまーるバスの運行について	<ul style="list-style-type: none"> ① 高齢者の運転免許証の返納の現状はどうなっているか。 ② くいまーるバスの運行への要望はどのようなものがあるか。 ③ 今後の地域の実情に合致した運行経路の変更は考えているか。 	町長
		3 五本松住宅跡地の建設・運用の形体について	<ul style="list-style-type: none"> ① 建設の検討はどうなっているか。 ② P F I 等の運用形体はデメリットの方が強くあるが、直営方式とする決意はあるか。 	町長

2	池邊 美紀	1 町内施設や観光地のフリーWi-Fi整備をすすめるべき	災害時にも使え、町内観光促進にもつながるWi-Fi整備を進めるべき。庁舎内のフリーWi-Fiを整備すべき。	町長
		2 ふるさと納税の積極的PRをすべき	これまでの推移と今後の計画。話題性のある取り組みを考えられないか。	町長
		3 三股町としてのSDGsの重点的な取り組みはどのようなものか	国が示しているSDGs施策に積極的に関わっていくべきではないか。	町長
		4 スクールバス活用の小学校、特認校制度の今後の展望	梶山小は活用が増加傾向であるが、伸び悩んでいる長田小の魅力をさらにPRすべきだと思うが、今後の計画はどのようなものか。	教育長 町長
		5 ドライブレコーダーの設置が順調に進んでいるが、警察と防犯協定を結んではどうか	あおり運転や交通ルール遵守に一定の効果があると思うが、事件事故などでも活用できるよう警察と連携協定を結んではどうか。	町長
3	上西 祐子	1 高齢化社会に向けた取り組みについて	① 元気で長生きする町をめざすために将来に向けた取り組みを考えておられるのか (1) 人材育成 栄養指導や健康指導など またボランティア等の育成 高齢者福祉を支える職員の 人材確保等 (2) 移動手段 免許返納の状況は (3) 道路 安全な舗道の整備	町長
		2 自衛隊募集に対する名簿提供について	① どの年代の名簿を提供しているのか ② 本人、又は保護者の同意を得ているのか	町長
		3 国民文化祭について	① 来年行われる国民文化祭 2020市町村でも分野別フェスティバルが実施されると聞くと聞くと本町での取り組みを伺う (1) 内容(規模や予算・時期・実行委員会等)はできているのか (2) 宣伝方法	教育長

4	内村 立吉	1 道路整備状況について	一般質問が何回か出ている上米地区から上米公園に通ずる広域農道と交わる道路についての状況はどのようなものであるか。	町 長
		2 農業について	① 農業次世代人材投資事業について (1) 準備型と経営開始型の構成となっている。内容について伺う。 (2) 今年度から経営開始型の中間評価が始まる。中間評価とは、また内容について伺う。 ② 畜産について伺う (1) 和牛生産に取り組む新規者の土地確保について伺う。 (2) 平成30年度都城市場自家保留頭数、雌、去勢は何頭か。	町 長
		3 高齢者支援課について	高齢者支援課の具体的取組状況はどのようなものであるか。	町 長
5	楠原 更三	1 町史の活用について	① 文教三股のあるべき姿とはどのようなものと捉えているか。 ② 町史の中で、「文教三股」を実感できる部分はどこか。 ③ 長田峡を梶山城址と共に国指定文化財とする働きかけをしようか。 ④ 町史解説の講座計画はないか。 ⑤ 長田峡の成因説明看板設置計画はないか。	教育長
		2 町議会議員選挙投票状況について	① 低い投票率に対して選挙管理委員会としての総括を伺う。 ② 今後、どのような対応を計画しているか。(国政選挙も含めての対応)	町 長
		3 住居表示の導入について	従来使用されている地域名が住居表示として使えるようにできないか。	町 長

6	田中 光子	1 ライフステージに応じた歯科保健対策の推進について	<ul style="list-style-type: none"> ① 小・中学校のむし歯有病者率と処置完了者率について ② 乳歯からの永久歯に生えかわるため生涯を通じた、むし歯予防の中で、最も重要な学齢期の対策について ③ フッ化物洗口について保護者に向けての意見聴取や検討はされているのか 	教育長
		2 地域包括ケアシステムについて	<ul style="list-style-type: none"> ① 三股町における「地域包括ケアシステム」へ向けた取組の現状について ② 取組まれた背景について ③ 医療・介護連携について ④ 人材育成について ⑤ 取組の効果について 	町 長
7	堀内 義郎	1 防災対策（5/10発生した県内の地震）について	<ul style="list-style-type: none"> ① 本町の住宅耐震化率はいくらか。又、大地震に備え、耐震化を進めるための計画・方針等、具体的な対策は出されているのか。 ② 今後の事を踏まえ、自主防災組織や地域防災士の育成をどう進めていくのか。 ③ 毎年1回実施している避難訓練の充実を図るため、全地区に地震を想定した訓練を行うべきではないか。 	町 長
		2 広域農道の整備について	<ul style="list-style-type: none"> ① 大型車の運行が多く、路面の窪みによる振動や騒音が激しいとの苦情を聞くが整備できないか。 ② 通学路となっている長友ストア（櫛田地区）前交差点の横断歩道の白線整備を急ぐべきではないか。 	町 長
		3 林道の復旧整備について	<ul style="list-style-type: none"> ① 台風や大雨による林道崩壊の復旧は進んでいるのか。 ② 森林環境譲与税の歳入見込みと、復旧費用に充てる事はできないか。 	町 長
		4 過疎対策について	<ul style="list-style-type: none"> ① 小鷲巣地区の宅地分譲について、用地取得の地権者との交渉・土地の造成・販売を今後どう進めていくのか。 ② 造成した場合に竹の有効利用はできないか。 	町 長

8	福田 新一	1 組織機構見直しの確認	① 五本松交流拠点施設推進室に格上げについて (1) 推進室のモットーは何か。 (2) 整備スケジュール(6年間)を、どう捉えるか。 (3) 二度手間にならないように配慮してある事項は。 (4) 住民ワークショップの具体的な説明を。 (5) 建設コストの見積り方法と妥当性について。 (6) 近々のスケジュール表は、いつ出るのか。 ② 高齢者支援課の新設の背景について (1) 福祉課から分離した理由は何か。 (2) 職員の人数変化は(3月議会の31号・32号議案の内容を考慮)。 (3) 残業状況(全職員)、働き方改革をいかに導入しているか。	町長
		2 南海トラフ地震の備え(6/2、2地区防災訓練)	① 緊迫感の向上をどう図るか ② 防災の意識付けをどう強調するか ③ 自助のマニュアルを各家庭に配布してはどうか ④ 時間・場所等の状況変化を想定した訓練は必要ないか	町長
		3 町議会議員選挙の低投票率対策	① 地域別・年代別・男女別の分析を ② 低投票率の原因は何か ③ 投票率を向上させる方策は ④ 全国の年代別の給与体系は	町長
		4 竹の飼料化・肥料化『笹サイレージ』活用	① 本町における放置竹林状況はどうか ② 飼料・肥料化は本町農畜産業に活かせるのでは ③ 本町における現在の進捗状況に対する意見は ④ 未利用資源の笹活用に合わせ放置竹林問題の解消に本町としても振興してはどうか	町長

三股町告示第33号

令和元年第2回三股町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成31年4月26日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 平成31年5月8日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

田中 光子君	堀内 和義君
新坂 哲雄君	楠原 更三君
福田 新一君	池邊 美紀君
堀内 義郎君	内村 立吉君
指宿 秋廣君	上西 祐子君
重久 邦仁君	山中 則夫君

○応招しなかった議員

議事日程

令和元年5月8日 午前10時04分開会

日程第1 仮議席の指定について

日程第2 議長選挙

追加日程第1 議席の指定について

追加日程第2 会議録署名議員の指名について

追加日程第3 会期の決定について

追加日程第4 副議長選挙

追加日程第5 一般会計予算・決算常任委員会委員の選任について

追加日程第6 総務産業・文教厚生常任委員会委員の選任について

追加日程第7 広報編集常任委員会委員の選任について

追加日程第8 議会運営委員会委員の選任について

追加日程第9 各種委員等の推薦について

①三股町都市計画審議会委員

②三股町企業立地促進審議会委員

③三股町緑化計画審議会委員

④三股町公共下水道事業運営審議会委員

⑤三股町土地開発公社理事

⑥民生委員推せん会委員

追加日程第10 議案第35号 監査委員の選任について

追加日程第11 議案第36号から議案第41号までの6議案及び報告1件一括議題

追加日程第12 総務産業・文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項について

追加日程第13 議会運営委員会の閉会中の審査事項について

追加日程第14 広報編集常任委員会の閉会中の審査事項について

追加日程第15 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

日程第1 仮議席の指定について

日程第2 議長選挙

追加日程第1 議席の指定について

追加日程第2 会議録署名議員の指名について

追加日程第3 会期の決定について

追加日程第4 副議長選挙

追加日程第5 一般会計予算・決算常任委員会委員の選任について

追加日程第6 総務産業・文教厚生常任委員会委員の選任について

追加日程第7 広報編集常任委員会委員の選任について

追加日程第8 議会運営委員会委員の選任について

追加日程第9 各種委員等の推薦について

①三股町都市計画審議会委員

②三股町企業立地促進審議会委員

③三股町緑化計画審議会委員

④三股町公共下水道事業運営審議会委員

⑤三股町土地開発公社理事

⑥民生委員推せん会委員

追加日程第10 議案第35号 監査委員の選任について

追加日程第11 議案第36号から議案第41号までの6議案及び報告1件一括議題

追加日程第12 総務産業・文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項について

追加日程第13 議会運営委員会の閉会中の審査事項について

追加日程第14 広報編集常任委員会の閉会中の審査事項について

追加日程第15 議員派遣の件について

出席議員 (12名)

1番 田中 光子君

2番 堀内 和義君

3番 新坂 哲雄君

4番 楠原 更三君

5番 福田 新一君

6番 池邊 美紀君

7番 堀内 義郎君

8番 内村 立吉君

9番 指宿 秋廣君

10番 上西 祐子君

11番 重久 邦仁君

12番 山中 則夫君

欠席議員 (なし)

〔議場閉鎖〕

- 臨時議長（上西 祐子君） ただいまの出席議員は12名であります。
投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

- 臨時議長（上西 祐子君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 臨時議長（上西 祐子君） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

- 臨時議長（上西 祐子君） 点検の結果、異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙の所定の欄に、被選挙人の氏名を記載の上、投票をお願いします。白票は無効とします。

なお、発表は申し合わせのとおり、最高得票者のみを発表することといたします。

なお、投票の秘密保護を図るため、必ず記載台でご記入願います。

それでは、仮議席の1番、田中さんより、順番に投票をお願いします。

〔議員投票〕

- 臨時議長（上西 祐子君） 投票漏れはありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 臨時議長（上西 祐子君） 投票漏れなしと認めます。
投票を終わります。

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に仮議席1番、田中さん、仮議席7番、堀内義郎君の2名を指名します。

なお、開票事務は事務局職員にお願いいたします。

〔開票〕

- 臨時議長（上西 祐子君） それでは、選挙の結果を発表します。

投票総数は12票であり、先ほどの出席議員数と符合しております。投票は全て有効投票で、最高得票者は重久君、得票は10票であります。

この選挙の法定得票数は、公職選挙法第95条の規定により3票であります。したがって、重久君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

- 臨時議長（上西 祐子君） ただいま議長に当選されました重久君に、会議規則第32条第2項

の規定により、当選の告知をいたします。

重久君、議長当選受託の挨拶をお願いいたします。

〔議長 重久 邦仁君 登壇〕

○議員（仮議席 11 番 重久 邦仁君） このたび、議員各位のご推挙により、議長に就任いたしました。まことに身に余る光栄であり、職責の重さを痛感し、身の引き締まる思いであります。

また、国の進める現在、地方分権、地方創生の進む中、いよいよ地方議会の真の政治力が問われているときと考えます。

今後も、町民の負託に応えられるよう、議会改革についてもさらに積極的に取り組み、進めていきたいと考えています。

議員各位にお礼を申し上げ、簡単ではございますが、議長受託の挨拶といたします。

○臨時議長（上西 祐子君） 議長選挙も無事終わり、これで臨時議長の職務を終了することができました。皆さんのご協力に対しまして深く感謝を申し上げます。

それでは、重久君、議長席にお着きください。

○議長（重久 邦仁君） ここで追加日程表を配付いたします。

〔追加日程配付〕

○議長（重久 邦仁君） これより追加による議事日程に入ります。

追加日程第 1. 議席の指定について

○議長（重久 邦仁君） 追加日程第 1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第 3 条第 1 項の規定により、ただいまご着席の議席を、それぞれの議席と指定いたします。

追加日程第 2. 会議録署名議員の指名について

○議長（重久 邦仁君） 追加日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

本会期中の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において 1 番、田中さん、7 番、堀内義郎君の 2 名を指名します。

追加日程第 3. 会期の決定について

○議長（重久 邦仁君） 追加日程第 3、会期についてお諮りします。

本臨時会の会期は本日 1 日間とすることにし、今回提案される議案第 35 号から第 41 号の 7 議案については委員会付託を省略し、全体審議とし、措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日間とすることにし、議案第35号から第41号の7議案については委員会付託を省略し、全体審議として措置することに決定いたしました。

追加日程第4. 副議長選挙

○議長（重久 邦仁君） 追加日程第4、副議長選挙を行います。

選挙は、議長選挙と同じ方法で行います。

まず、議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（重久 邦仁君） ただいまの出席議員は12名であります。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（重久 邦仁君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（重久 邦仁君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙の所定の欄に被選挙人の氏名を記載の上、投票をお願いします。なお、白票は無効とします。

また、発表は申し合わせどおり、最高得票者のみの発表といたします。

なお、投票の秘密保護を図るために、必ず記載台でご記入願います。

それでは、1番、田中さんより順番に投票をお願いします。

〔議員投票〕

○議長（重久 邦仁君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 投票を終了します。

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に2番、堀内和義君、8番、内村君を指名します。

〔開票〕

○議長（重久 邦仁君） それでは、選挙の結果を発表いたします。

投票総数は12票であり、先ほどの出席議員数と符合しております。投票は全て有効投票で、

最高得票者は楠原君、得票は10票であります。

この選挙の法定得票数は、公職選挙法第95条の規定により3票であります。したがって、楠原君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（重久 邦仁君） ただいま副議長に当選されました楠原君に対し、会議規則第32条第2項の規定により、副議長当選の告知をいたします。

楠原君、副議長当選受託の挨拶をお願いします。

〔副議長 楠原 更三君 登壇〕

○議員（4番 楠原 更三君） ただいま副議長に選ばれました楠原でございます。大変光栄なことと感じております。

先ほど、議長挨拶にもありましたけれども、これから議長とともに、議会改革を、議会を通してどのように進めていくか考えて、今後行動をしてまいりたいと思いますので、皆様ご協力のほど、よろしく願いいたします。簡単ではありますが、挨拶にかえさせていただきます。

○議長（重久 邦仁君） しばらく本会議を休憩とし、全員協議会といたします。

午前10時36分休憩

.....
〔全員協議会〕
.....

午前10時49分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

追加日程第5. 一般会計予算・決算常任委員会委員の選任について

○議長（重久 邦仁君） 追加日程第5、一般会計予算・決算常任委員会委員の選任を行います。

まず、常任委員会には、委員会条例により4つの常任委員会があり、まず、一般会計予算・決算常任委員会の選任を行います。

任期2年、定数12名による一般会計予算・決算常任委員会の選任については、委員会条例第7条の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りします。議員全員を一般会計予算・決算常任委員会委員として指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議員全員を一般会計予算・決算常任委員会委員として指名することに決しました。
ここでお諮りします。議長は、地方自治法第105条の規定により、各常任委員会に出席して
発言をすることができます。

また議長は、同法第104条の規定により、議場の秩序保持、議事の整理、議会事務の統理、
あるいは議会の代表者としての対外的な任務等、その責務上から、一般会計予算・決算常任委員
会の委員を辞退したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議長は、一般会計予算・決算常任委員会の委員を辞退することに決しました。
それでは、これより一般会計予算・決算常任委員会の正副常任委員長を、委員会条例第8条の
規定により互選していただきたいと思います。議事は年長の議員で進めていただくようお願いし
ます。

なお、副議長は議長に事故あるとき、議長の代理を務めますので、委員長との兼務は適当でな
いとの見解があります。よって、委員長互選に当たっては、そのように対処願います。

しばらく本会議を休憩します。議員の皆さん方は全員協議会室にご移動を願います。

午前10時51分休憩

〔一般会計予算・決算常任委員会正副委員長互選〕

午前10時59分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

互選の結果を発表します。発表は、これ以降、局長にいたさせます。

○事務局長（兒玉 秀二君） それでは発表します。

一般会計予算・決算常任委員会の委員長は堀内義郎議員、副委員長が新坂議員、以上です。

追加日程第6. 総務産業・文教厚生常任委員会委員の選任について

○議長（重久 邦仁君） 追加日程第6、総務産業、文教厚生の中常任委員会の委員の選任を行
います。

総務産業、文教厚生の中常任委員会の委員の定数はそれぞれ6名で、委員の任期は2年となっ
ております。委員の選任については、委員会条例第7条の規定により、議長が会議に諮って指名
することになっております。

お諮りします。総務産業、文教厚生の中常任委員会の委員の指名については、慣例により、各

議員から希望をとり、それを基準とし、正副議長で調整し、指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。したがって、総務産業、文教厚生の高常任委員会委員の指名については、それぞれの希望を取りまとめ、それを基準とし、正副議長で調整し、指名することに決しました。

なお、特定の委員会に希望が集中し、その調整が難航することも予想されますので、最終判断は議長にご一任願います。

それでは、希望調書を配付しますので、必ず希望する委員会に丸印をつけてください。

〔調書配付〕

○議長（重久 邦仁君） 回収いたします。お願いします。

〔調書回収〕

○議長（重久 邦仁君） それでは、正副議長で調整いたします。しばらく本会議を休憩します。再開の知らせはブザーで行います。

午前11時01分休憩

〔常任委員会委員希望調整〕

午前11時18分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

ただいま、正副議長で調整を行いましたので、その結果を発表いたします。

局長、結果発表、それをお願いします。

○事務局長（兒玉 秀二君） それでは発表します。

総務産業常任委員会ですが、山中議員、重久議員、上西議員、内村議員、新坂議員、堀内和義議員。

次に、文教厚生常任委員会、指宿議員、堀内義郎議員、池邊議員、福田議員、楠原議員、田中議員、以上でございます。

○議長（重久 邦仁君） ただいま発表のとおり、それぞれの常任委員会委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。したがって、ただいまの指名のとおり、それぞれの常任委員会委員に選任いたします。

ここでお諮りいたします。議長は地方自治法第105条の規定により、各常任委員会に出席して発言することができます。

また議長は、同法第104条の規定により、議場の秩序保持、議事の整理、議会事務の統理、あるいは議会の代表者としての対外的な任務等、その職責上から、総務産業常任委員会の委員を辞退したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議長は、総務産業常任委員会の委員を辞退することに決しました。

総務産業、文教厚生の中常任委員会の正副常任委員長は、委員会条例第8条の規定により、各常任委員会において、それぞれ互選することになっております。

ただいまから常任委員会ごとに互選していただきたいと思いますが、議事は年長の委員で進めていただくようお願いします。

また広報編集常任委員会委員、議会運営委員、その他の委員も合わせて選出していただきたいと思えます。

なお、互選の結果は議長に速やかにご報告願います。

しばらく本会議を休憩します。議員の皆さんは、それぞれ選任された委員会室へお集まりください。

午前11時22分休憩

.....
〔各常任委員会正副委員長互選〕
.....

午前11時41分再開

○議長（重久 邦仁君） 引き続き、本会議を再開します。

正副委員長の互選結果が来ましたので発表します。

○事務局長（兒玉 秀二君） それでは、発表します。

総務産業常任委員会の委員長が内村議員、副委員長が堀内和義議員でございます。

文教厚生常任委員会の委員長が福田議員、副委員長が田中議員でございます。

以上です。

.....
追加日程第7. 広報編集常任委員会委員の選任について

○議長（重久 邦仁君） 追加日程第7、広報編集常任委員会委員の選任を行います。

広報編集常任委員会委員の定数は4人で、任期は2年となっております。委員の選任について

は、委員会条例第7条の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りします。広報編集常任委員会委員の指名については、総務産業、文教厚生の中常任委員会より、2名ずつを選任することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、広報編集常任委員会委員の指名については、総務産業、文教厚生の中常任委員会より、2名ずつを選任することに決しました。

それでは、総務産業、文教厚生の中常任委員会より広報編集常任委員会委員を選出いただいておりますので発表します。

○事務局長（兒玉 秀二君） それでは、発表します。

広報編集常任委員会、総務産業常任委員会から、新坂議員、堀内和義議員、文教厚生常任委員会から楠原議員、田中議員でございます。

以上でございます。

○議長（重久 邦仁君） ただいま発表しました4人を、広報編集常任委員会委員に指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名のとおり、広報編集常任委員会委員に選任いたします。

ここで、広報編集常任委員会の正副委員長を互選していただきます。議事は年長の委員で進めていただくようお願いいたします。

なお、互選の結果は、直ちに議長に報告願います。

それでは、しばらくの間、本会議を休憩します。広報編集常任委員に選任された議員の皆さんは、第一委員会室へお集まりください。

午前11時43分休憩

.....
〔広報編集常任委員会正副委員長互選〕
.....

午前11時46分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

広報編集常任委員会より正副委員長の互選結果の報告がありましたので、発表します。

○事務局長（兒玉 秀二君） それでは、発表します。

広報編集常任委員会の委員長が堀内和義議員、副委員長が田中議員でございます。

以上でございます。

追加日程第8. 議会運営委員会委員の選任について

○議長（重久 邦仁君） 追加日程第8、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の定数は6名で、任期は2年となっております。委員の選任については、委員会条例第7条の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りします。議会運営委員会委員の指名については、一般会計予算・決算常任委員会委員長、広報編集常任委員会委員長と、総務産業及び文教厚生両常任委員会から、それぞれ委員長と委員1名の2名ずつ選任することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員の指名については、一般会計予算・決算常任委員会委員長、広報編集常任委員会委員長と、総務産業及び文教厚生両常任委員会から、それぞれ委員長と委員の1名の2名ずつ選任することに決しました。

それでは、総務産業、文教厚生両常任委員会より、議会運営委員会委員を選出いただいておりますので、発表します。

○事務局長（兒玉 秀二君） それでは、発表します。

議会運営委員会委員、総務産業常任委員会から、内村議員、上西議員、文教厚生常任委員会から福田議員、池邊議員。

一般会計予算・決算常任委員会委員長、堀内義郎議員、広報編集常任委員会委員長、堀内和義議員、以上です。

○議長（重久 邦仁君） ただいま発表しました6人を議会運営委員会委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名のとおり、議会運営委員に選任いたします。

ここで議会運営委員会の正副委員長を互選していただきます。議事は年長の委員で進めていただくようお願いいたします。

なお、互選の結果は、直ちに議長に報告願います。

それでは、しばらくの間、本会議を休憩します。議会運営委員に指名された皆さんは、第一委員会室へお集まりください。

午前11時49分休憩

〔議会運営委員会正副委員長互選〕

午前11時56分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

議会運営委員会より正副委員長の互選結果の報告がありましたので発表します。

○事務局長（兒玉 秀二君） それでは、発表します。

議会運営委員会の委員長が池邊議員、副委員長が福田議員、以上でございます。

追加日程第9. 各種委員等の推薦について

○議長（重久 邦仁君） 追加日程第9、各種委員等の推薦を行います。

議事日程に掲載しておりますが、4つの審議会及び1つの推薦会並びに土地開発公社の理事について、町長より委員の推薦依頼が来ております。議会としては、円滑な議会活動を図る観点から、議会の組織委員会構成等を考慮して、委員の人選をしているのが慣例となっております。

それでは、常任委員会ごとに人選をいただいておりますので、発表します。

○事務局長（兒玉 秀二君） それでは、発表します。

三股町都市計画審議会委員に議長と内村議員、福田議員の3名、三股町企業立地促進審議会委員に議長と新坂議員、池邊議員の3名、三股町緑化計画審議会委員に議長と上西議員、堀内義郎議員の3名、三股町公共下水道事業運営審議会委員に堀内和義議員の1名、土地開発公社理事に議長と山中議員、楠原議員の3名、民生委員推薦会委員に指宿議員の1名、以上です。

○議長（重久 邦仁君） ただいま発表した議員を、それぞれの審議会、推薦会の委員及び土地開発公社の理事として、当局に推薦することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、ただいま発表しました議員を、それぞれの審議会、推薦会の委員及び土地開発公社の理事として、当局に推薦することに決しました。

ここで、昼食のため、本会議を休憩します。13時30分になりましたら、全員協議会を開催しますので、全員協議会室へお集まりください。

午前11時59分休憩

午後2時00分再開

○議長（重久 邦仁君） それでは、休憩前に引き続き、本会議を再開します。

追加日程第10. 議案第35号 監査委員の選任について

○議長（重久 邦仁君） 追加日程第10、議案第35号「監査委員の選任について」を議題とし

ます。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 令和元年第2回三股町議会臨時会に上程いたしました、議案第35号「監査委員の選任について」、提案理由の説明を申し上げます。

ご承知のように、監査委員は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に關しすぐれた識見を有する者のうちから1人、議会議員の中から1人をそれぞれ選任することになっております。

そこで議会選出の監査委員については、その任期が議会議員の任期によるとされており、4月30日付で任期満了となりましたので、本日現在、空席になっております。本日の初議会において、先ほど、正副議長が決定し、引き続き、各正副常任委員長、常任委員などの議会構成が確定したことから、この構成等を勘案しながら、議会選出の監査委員として山中則夫氏を選任いたしたく地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（重久 邦仁君） ここでお諮りします。本案は、先ほど全員協議会で選出した監査委員の同意案件でありますので、質疑討論を省略して採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、本案については質疑討論を省略して採決することに決しました。

地方自治法第117条の除斥に該当しますので、山中君は退場願います。

〔12番 山中 則夫君 退場〕

○議長（重久 邦仁君） それでは採決を行います。

議案第35号は原案に同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第35号は原案に同意することに決しました。

山中君の除斥を解除します。山中君は入場してください。

〔12番 山中 則夫君 入場〕

追加日程第11. 議案第36号から議案第41号までの6議案及び報告1件一括議題

○議長（重久 邦仁君） 追加日程第11、議案第36号から議案第41号までの6議案及び報告

1 件を一括して議題とします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 木佐貫 辰生君 登壇]

○町長（木佐貫 辰生君） 続きまして、議案第 36 号以下の各議案について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第 36 号「固定資産評価員の選任について」ご説明申し上げます。

本案は、固定資産評価員の選任について議会の同意を求めるものであります。

ご存じのように、同評価員は町内の固定資産を適正に評価し、町長が行う価格決定を補助するため、地方税法第 404 条の規定により、その設置が定められているところではありますが、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、町長が議会の同意を得て選任することになっております。

従来、本町における評価員は所管の税務主管課長を選任いたしておりますが、4 月 1 日付の人事異動によりまして主管課長に異動があり、黒木孝幸氏を固定資産評価員として選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第 37 号から第 40 号までの 4 議案については、全て、去る平成 31 年 3 月 31 日付で、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、それぞれ専決処分に付しましたので、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、その承認を求めようとするものであります。

まず、議案第 37 号「三股町税条例等の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が、第 198 回通常国会において可決され、平成 31 年 3 月 29 日に公布されたところであり、これに伴い、三股町税条例等の一部を改正する条例を 3 月 31 日付で専決処分したところであります。

今回の改正は、消費税率の引き上げに際し、需要変動の平準化等の観点も考慮し、改正を行うもので、主な内容としましては、個人の住民税において、住宅ローン控除の拡充、ふるさと納税制度の見直し、単身児童扶養者の非課税措置の創設などの対応を行うものです。また、軽自動車税においては、環境性能割の臨時的軽減及び種別割の軽減措置を延長するなどであります。

次に、議案第 38 号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

本案は、国民健康保険法施行令の改正に準じ、国民健康保険税の賦課限度額を引き上げ、5 割軽減及び 2 割軽減世帯の軽減判定所得の基準額を引き上げるものであります。

次に、議案第 39 号「平成 30 年度三股町一般会計補正予算（第 7 号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、年度末における各種事務事業の実績あるいは決定に基づき、歳入歳出予算の補正を、

去る3月31日付をもって地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したもので、同条第3項の規定により本議会に報告し、その承認を求めるものであります。

歳入歳出予算の総額116億4,481万円から歳入歳出それぞれ2億3,482万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114億998万4,000円としたものであります。

まず、歳入の主なものについて、ご説明申し上げます。

町税は、実績及び実績見込みにより、個人住民税3,842万3,000円などを増減額したものであります。

地方譲与税、各種交付金及び地方交付税などは、交付決定により特別交付税1億6,762万9,000円などを増減したものであります。

分担金及び負担金、使用料及び手数料は、実績により、公営住宅使用料などを増減額したものであります。

国庫支出金及び県支出金は、交付決定により、施設型給付費負担金及び活動火山周辺地域防災営農対策事業補助金などを増減したものであります。

繰入金は、充当事業の減により、ふるさと未来基金繰入金などを減額し、今回の歳入歳出予算で見込まれる収支額の余剰分について、財政調整基金及び公共施設等整備基金繰入金の取り崩し額を減額して基金の確保を図ったものであります。

町債は、実績により、市町村地域づくり支援資金貸付金3,000万円などを減額したものであります。

次に、歳出の主なものについて、ご説明申し上げます。

各款及び各項において、それぞれ各種事務事業の実績に基づき、執行残、不用額を減額したものであります。

総務費は、一般管理費の雇用契約職員委託料ほか1,472万1,000円、賦課徴収費の町税等還付金592万2,000円などを減額したものであります。

民生費においては、児童福祉総務費の子ども医療費1,468万8,000円、児童運営費の施設型給付費1,200万円などを減額したものであります。

衛生費においては、環境衛生費の浄化槽設置整備事業補助金994万2,000円などを減額したものであります。

農林水産業費においては、農業振興費の活動火山周辺地域防災営農対策事業補助金1,326万8,000円などを減額したものであります。

土木費においては、道路維持費の道路補修委託料ほか245万円、五本松団地解体等設計業務委託料ほか242万1,000円などを減額したものであります。

消防費においては、防災対策費のハザードマップ作成委託料400万円などを減額したものであります。

教育費においては、小中学校費の要保護及び準要保護児童生徒援助費合わせて793万3,000円、体育施設費の中央テニスコート増設事業の工事請負費1,544万1,000円などを減額したものであります。

公債費は、利子の決定により、不用額1,139万1,000円を減額したものであります。

諸支出金は、ふるさと未来基金を寄附金の実績により、1,918万円増額し、また予備費は、収支の調整額1億1,291万8,000円を増額したものであります。

次に、第2表地方債補正については、実績により限度額を変更するもので、主なものをご説明申し上げます。

町営住宅東原団地整備事業を2,010万円、現年度発生農地農業用施設等災害復旧事業を2,330万円、宮崎県市町村地域づくり支援資金貸付金を3,000万円など減額変更したものであります。

次に、議案第40号「平成30年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、年度末における事務事業の実績あるいは決定に基づき、歳入歳出予算の補正を行ったものであります。

すなわち、歳入歳出予算の総額31億762万5,000円、歳入から歳出それぞれ3,327万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ31億4,089万6,000円としたものであります。

歳入については、国民健康保険税、諸収入は増額し、県支出金、繰入金の減額が主なものであります。

歳出については、保険給付費、保健事業費の減額と予備費の増額が主なものであります。

次に、議案第41号「令和元年度三股町一般会計補正予算（第1号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、主に消費税引き上げに伴い、低所得者・子育て世帯の消費に与える影響の緩和、地域の消費喚起・下支えを目的として実施される低所得者・子育て世帯主向けの、プレミアム付商品券事業の準備に必要とされる経費等について、所要の補正措置を行うものであります。

歳入歳出予算の総額101億円に歳入歳出それぞれ1,989万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億1,989万6,000円とするものであります。

まず、歳入について、ご説明申し上げます。

国庫支出金は、プレミアム付商品券事務費補助金を増額補正するものであります。

次に、歳出の主なものについて、ご説明申し上げます。

民生費は、プレミアム付商品券事業の準備経費として、プレミアム付商品券事務管理システム導入委託料、プレミアム商品券印刷費などを増額補正するものであります。

消防費は、第5地区防災拠点施設予定地不動産鑑定委託料を増額補正するものであります。

報告第1号「専決処分の報告（損害賠償額の決定及び和解について）」は、関係法令の規定により、議会に報告するものでございます。

よろしくご理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（重久 邦仁君） ここで、補足説明があれば許します。税務財政課長。

○税務財政課長（黒木 孝幸君） それでは、議案第37号「三股町税条例等の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をいたします。

改正文が10ページ、新旧対照表が28ページに及び、非常にわかりにくいですので、本日配付しております参考資料と概要版をもとに、改正の主な4点についてご説明いたします。

概要版は、左が改正条例、中ほどが対応する法令と改正の概要、右が対応する参考資料のページになっております。主に参考資料で説明いたします。

まず、1点目ではありますが、参考資料の1ページ、ふるさと納税特例控除についてですが、ふるさと納税制度見直しに伴う改正であります。

地方税法の改正において、ふるさと納税の特例控除対象が、特例控除対象寄附金、返礼品の返礼割合を3割以下、返礼品を地場産品とするなど、とされたことから、所要の改正を行うものであります。

2点目は、同じく参考資料1ページですけれども、消費税率10%への引き上げ後の住宅購入等に対する支援対策としまして、平成31年10月の1日から平成32年12月31日までの、消費税10%が適用される住宅取得等について、控除期間を3年間延長する改正であります。

3点目は、参考資料の2ページになります。

平成31年10月1日から自動車取得税にかわって導入されます環境性能割について、平成31年10月1日から平成32年9月30日までに取得した軽自動車の環境性能割を1%軽減し、参考資料3ページになりますけれども、自動車税の種別割において、グリーン化特例の経過措置を延長するための所要の改正を行うものであります。

4点目は、参考資料4ページになりますけれども、町税条例第24条第1項の非課税の範囲におきまして、子供の貧困に対応するため、前年の合計所得金額が135万円以下である一人親に対し、個人住民税を非課税とする措置を講ずるための所要の改正を行うものであります。

このほかにつきましては、地方税法等の改正に伴い、所要の規定を整備したものであります。

以上、補足説明を終わります。

○議長（重久 邦仁君） 企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 企画商工課のほうから、議案第41号「令和元年度三股町一般会計補正予算（第1号）」の補足説明をさせていただきます。

本日、皆様のお手元にお配りしております、プレミアム付商品券事業についてと書かれた、2枚のつづったカラー刷りの資料がございますかと思えます。そちらのほうを見ていただきたいと思えます。

まず、一番上のほうですが、こちらのほうに趣旨、目的が書いてあります。太字で書いてあるところが、その目的、趣旨になっております。ことし10月1日から、消費税が増額されることに伴いまして、低所得者、子育て世帯の消費に与える影響の緩和。2行目に書いてあります、地域における消費を喚起・下支えするというのが目的、趣旨となっております。

この事業は、3行目にも書いてありますが、国が全額補助という形で行うものでございます。

まず、購入対象者ですが、1番のところです。（1）番、住民税非課税者となっております。1月1日が基準日で課税を行っておりますので、その時点で非課税者という方が対象者となっております。ただ、右側に米印がございますが、住民税課税者と生計を同一にしていらっしゃる配偶者とか扶養家族ですね、そういった方、または生活保護の被保護者等は除くということになっております。

（2）ですけれども、子育て世帯のところですね、こちらのほうが、上の目的のところ、0から2歳児と書いてありますけれども、年齢のところ、2016年4月2日から今年の9月30日までに生まれたお子さんを扶養する世帯主というところが対象となっております。ですから、2016年4月2日生まれの方は、もう既に3歳になっておりますけれども、2歳の方と同級生のところは全部拾う制度となっております。

次に、2番目の制度概要でございますが、購入限度額がございます。

まず、上記の、1番の非課税者のところでございますけれども、お1人、額面が2万5,000円の商品券を20%減額したところの2万円で購入できるというものでございます。

次に②ですが、子育て世帯のところ、子供さん1人に対して2万5,000円を2万円で購入できるということになっております。

下のほうの、使用可能の期間ですけれども、今年の10月から来年の3月までの間で、町が指定する期間となっております。

取り扱い事業者につきましては、各市町村内の店舗を幅広く対象として公募することとなっております。ですから、ここは、商工会加入者のみではなく、未加入のところも合わせて公募していくという形で、国のほうの指示が出ておるところでございます。

次、その下ですけれども、商品券の1枚当たりの額面ということで、利用しやすい額面ということで、1枚500円。これを、まとめて2万5,000円分を2万円で購入するとすると、前払いの2万円というのは非常に大きいかと思しますので、10枚つづり単位にして、5,000円分を4,000円で購入できるとか、そういった使いやすい方針を立ててくださいということになっております。

次のところですが、商品券の第三者への転売とか譲渡は行わないということになっております。

続きまして、一番下の予算でございますけれども、国の方で31年度となっておりますが、今年度、1,723億円を計上しているところでございます。

開けていただきまして2ページですけれども、今後どのように進めていくかの大きな流れでございます。

まず、一番最初に2月ごろでございますが、2段目のところに2月から夏ごろというところで、ある程度の、どこが担当していくかとかそういったことを決めております。本町におきましては、福祉課と企画商工課の2課で対応するという事としております。ちなみに、宮崎県の担当課は福祉保健課となっております。

今回の補正予算案につきましては、民生費の社会福祉費で計上しているところでございます。

まず、福祉課につきましては、対象者のリスト作成、管理システムの構築、あと購入希望申請書等を担当して、企画商工課のほうで、商品券の使用可能店舗の公募とか販売、あとは商品券の作成、換金事務といったところを担当していく予定としております。

次のところの、6月ごろになりますと、購入希望の申請を促すための広報活動をしてまいります。7月から8月ごろというところで、購入の希望の申請受け付け、購入引換券の作成。実際、対象者が何も持たずに役場に来られても、購入はできないこととなっております。低所得者のところは申請をしていただいて、審査をして、初めて購入引換券というものを発行して、それを持って購入という形になります。子育て世帯のところは、こちらのほうで調べまして、引換券を発送して、それを持って購入をしていただくということになっております。

9月ごろからというところで、購入引換券の発送をいたしまして、商品券の販売という形になっております。

10月から2月ごろで購入券、引換券を提示して商品券を販売するんですが、またその商品券を各取り扱い店舗で使用して買い物をしてもらうということになっております。

10月から3月ごろで商品券の使用、換金処理をしていく予定としております。

3ページ目、おしまいのページですけれども、そちらに参考として例を挙げております。商品券のイメージとしましてはこのような形で、1枚500円の券という形で検討をしているところ

です。右側のほうが、購入の引換券の様式のイメージとしまして、額面5,000円の商品券を1回4,000円で購入して、5回まで購入できますよというものでございます。

補足説明につきましては、以上でございます。

○議長（重久 邦仁君） ほかに、補足説明はありませんか。

引き続き、質疑・討論・採決を行います。

質疑は1議題につき、5回以内となっております。

議案第36号「固定資産評価員の選任について」議題とします。

税務財政課長、黒木君は退席をお願いします。

〔税務財政課長 黒木 孝幸君 退場〕

○議長（重久 邦仁君） まず、本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第36号は原案に同意することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） ご異議があるようですから、起立により採決します。議案第36号は原案に同意することに……（「済みません、間違えました」と呼ぶ者あり）許します。これより採決を行います。議案第36号は原案に同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第36号は原案に同意することに決しました。

黒木君は入場してください。

〔税務財政課長 黒木 孝幸君 入場〕

○議長（重久 邦仁君） 議案第37号「専決処分した事件の報告及び承認について（三股町税条例等の一部を改正する条例）」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 異議とかそういうものじゃないんですけども、この配付していただきました参考資料についてですけども、3月議会で福祉課の提出した資料にものすごくチェックの時間を費やしました。誤字等々についてですね。それがあったものですから、配付資料

をぼっと見るとそういう目で見てしまうんですね、内容よりもまず。

そうしたところ、2ページ目、もう誰でも気づくことだと思いますけれども、2ページ目の4行目、中ほど、臨時的特例措置として「境性能割」、「環」が抜けているんでしょうけれども、非常に単純なミスなんですけど、提出していただくときに、こういう明らかなミスというものがないように、資料についても事前に検討のほう、お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） ほかにありませんか。上西さん。

○議員（10番 上西 祐子君） この税条例は、専決処分ではありますが、この消費税増税を、10月からの消費税率を10%に引き上げる方針をもとに、この条例がなされていると思います。私たちは、消費税そのものは、逆進的で格差を拡大する最悪の消費税だと思いますので、この条例は反対いたします。

○議長（重久 邦仁君） ただいま質疑ということで、暫時休憩。

午後2時36分休憩

午後2時36分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。上西さん。

○議員（10番 上西 祐子君） この専決第2号税条例改正は、消費税増税をもとにつくられたものと考え、消費税増税は、逆進的で格差を拡大する最大の税制だと考えます。まだ参議院選挙もあることですし、まだ先、10月まで、もし、経済的に景気回復がなされない場合もあることです。私はこの条例には反対いたします。

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） ほかに、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。ご異議があるようですから、起立により採決します。議案第37号は原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重久 邦仁君） 起立多数であります。したがって、議案第37号は原案のとおり承認されました。

議案第38号「専決処分した事件の報告及び承認について（三股町国民健康保険税条例の一部

を改正する条例)」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。上西さん。

○議員（10番 上西 祐子君） 質問なのですが、今までの健康保険は、町単位でされておりましたが、今年度、都道府県下になるというふうなことで、この4年間、私、空白があつて、どういふふうな状況かわからないんですが、この国民健康保険税が、宮崎県単位になった場合の影響額とかそういうふうなことをお聞きしたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） ちょっと休憩。

午後2時40分休憩

午後2時41分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き本会議を再開。町民保健課長。

○町民保健課長（横田 耕二君） これは、昨年30年度とそれから31年度、これ改正されて、新しい負担金を県のほうに納めるわけなんですけども、予算的には7,000万円弱ほど増加しております。

○議長（重久 邦仁君） ほかに、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。上西さん。

○議員（10番 上西 祐子君） 国民健康保険条例も、値上げというふうなことで捉えているんですけど、やはり、今、国民健康保険税が高いというふうなことで、もう皆さん、いろいろな声を聞きました。国保税が払えずに医者にかかれず、亡くなる人が全国でも増えておりますが、やはり、こういう国民健康保険税が上がるというふうなことに対しては、反対いたします。

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許可します。指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） ただいま議題になっております国民健康保険税の税率改正の話ですが、この58万から61万円の引き上げについては最高額の引き上げであります。税率については、各またもう一回、町条例として来るわけで、これによって低所得者が云々というのはこれに当たらないというふうに私は思っております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。ご異議があるようですから、起立により採決します。議案第38号は原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（重久 邦仁君） 起立多数であります。したがって、議案第38号は原案のとおり承認されました。

議案第39号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成30年度三股町一般会計補正予算（第7号）」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 21ページ、国庫支出金、循環型社会形成推進交付金179万8,000円の収入減、これは、何の支出に当たるものかということがまず1点。

それから27ページ、諸収入、雑入の指定ごみ袋販売代金の減というのは、これは販売が減ったというようなことを考えられるんですけども、これはごみが減ったということでは理解しているのかということがまず1点。

それから29ページ、町債、災害復旧費の現年度発生のうち、農林施設等災害復旧事業2,330万円の減。これは工事ができなかったから下がったのかということの確認です。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） それでは、まず21ページの循環型社会推進交付金についてご説明いたします。これは、合併浄化槽への転換が計画どおり進まなかったために減額するものでございます。

続きまして、27ページの指定ごみ袋販売代金の減でございますが、これについては、ごみ袋の購入量が減ったことによりましてでございます。ただ、前年度にごみ袋を多数購入された場合は、30年度が減ったのではないかと考えられるところがございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 現年度発生のうち、災害復旧事業の2,330万円の減額というのは、査定時の設計額で予算を組んでおりまして、その差金と入札残金ということで、今回減額させてもらっております。

○議長（重久 邦仁君） ほかに、質疑はありませんか。指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 49ページのところで、学校ICT教育環境整備事業リース料というのが減額で出ているんですが、これについては、これで完結なのか、そうでなくて、終わったけれども来年度というか、今の現年度の補正に6月ぐらいにもう一回出てくるのか、そこだけお願いをします。

○議長（重久 邦仁君） 教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 49ページの学校ICT教育環境整備事業のリース料なのですが、これは今年度、30年度、リース契約したときの入札残ということで、また31年度は新たに入札するということになると思います。

○議長（重久 邦仁君） ほかに、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第39号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第39号は原案のとおり承認されました。

議案第40号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成30年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第40号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第40号は原案のとおり承認されました。

議案第41号「令和元年度三股町一般会計補正予算（第1号）」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 9ページ、先ほど説明があったプレミアム付商品券事務費補助金の件です。

説明資料の標準的作業のイメージ、上から2番目の、2月、夏ごろと書いてあるところですが、商品券使用可能店舗の公募というところがあります。今までの、こういったプレミアム付商品券の関係でいうと、大規模店舗に使用が集中するというようなものが通常あるわけですが、その辺の対策というのがもし考えられているのであれば教えていただきたいということです。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 今回の、このプレミアム付商品券の趣旨というところが、低所得者、子育て世帯の支援というところになっておりますので、より使いやすいところということで、そこに枠を設けないということに、国のほうの指針になっておりますので、そこら辺はもう手を挙げたところは、町内の事業者になりますけれども、認めざるを得ないのかなと思っております。

ただ、先ほどの、お配りした資料の制度の概要のところの一番下、取り扱い事業者というところがありますが、その右側の括弧書きの中に「ただし」とありますので、そこが社会通念上不適切とかありますので、これが公営ギャンブルであったりパチンコ店であったり風俗店であったりというところは省いていきますけれども、その他社会通念上認めざるを得ないところは、やはり認めていくところになるかと思えます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） ほかに、質疑はありませんか。指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） プレミアム付商品券のことですが、2点。

これについては、都城市、例えば町境にある大型店舗等々が、都城市も三股も、例を出しているサンキューですね、これ三股町にあるわけですが、そういう二重にするということは可能なんでしょうか、1点。

2点目、これはまた事務費のお金ですよ、これによって、福祉課の関係になるのかもしれませんが、予算規模はいかほどぐらいに、要するに今年度予算として上がってくるんでしょうか。

2点お願いします。

○議長（重久 邦仁君） 企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） まず、1点目ですけれども、町境にあるような店舗の場合は、国のほうでは、都城市での登録も可能である、三股での登録も可能であるとしています。二重オーケーです。ただ、そこは、都城市のほうと協議が必要という形になってまいります。

2点目ですけれども、とりあえず今回の補正には、準備という形での予算を組ませていただいております。ですから、今後換金をどのようにしていくのか、また販売所をどうやってしていく

のか、役場だけであるのか、その他の役場の管理下における施設等でも販売をしていくのかというところはかなり違ってくるのかなと思っております。

そちらのほうを、換金については各金融機関、販売については各施設等と協議をしているところでございますので、今のところ、まだ試算のほうができていないところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） この、日本銀行券ではない独自の三股町券なので、これを取り扱ったときの手数料は発生するのかどうかと思うのが1点目と、2点目、福祉のほうになるんですが、今のところ、この、要するに制約がかかっていますよね、こういう非課税世帯とかいうのは、これについては大方つかんでいらっしゃるのか、それについて規模、対象者数なのか対象世帯なのか何でもいいんですが、どれぐらいなのかというのを教えてほしいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） この商品券を取り扱う事業者においては、手数料は発生しません。ただ、この換金をしていただける、例えばですけれども、各銀行とか金融機関で事業者が商品券を持って行って、それを現金にかえる際に発生する、金融機関にお支払いする手数料というのは発生するかと思います。それは、事務費としてお支払いするという形になります。

○議長（重久 邦仁君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 2点目の質問なんですけれども、対象者をどれぐらいと見込んでいくかということについて回答いたします。

非課税世帯を、およそ7,500人として、今のところ考えております。子育て世帯の対象者として、およそ800人として、今見込んでいるところです。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） このプレミアム商品券を使える人というのは本当わずかな人で、普通の一般の人とか、それから年金生活者とか、そういうふうな人には、ただ消費税が上がるというだけで、大変な生活になるんじゃないかなと危惧されます。そういう点で、この予算には、消費税増税絡みでありますので反対いたします。

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。ご異議があるようですから、起立により採決します。議案第41号は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重久 邦仁君） 起立多数であります。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後2時59分休憩

午後3時08分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

追加日程第12. 総務産業・文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項について

○議長（重久 邦仁君） 追加日程第12、総務産業・文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の閉会后、議長宛てに所管事務の調査をしたい旨申請がある場合、総務産業常任委員会及び文教厚生常任委員会は、閉会中も活動できることにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会閉会后、議長宛てに所管事務の調査をしたい旨申請がある場合、総務産業常任委員会及び文教厚生常任委員会は、2年間の任期中、閉会中も活動できることに決しました。

追加日程第13. 議会運営委員会の閉会中の審査事項について

○議長（重久 邦仁君） 追加日程第13、議会運営委員会の閉会中の審査事項についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の閉会后に招集される今後の定例会または臨時会の会期、その他議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会は2年間の任期中、閉会中も審査できることにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、今後の定例会または臨時会の会期、その他議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会は2年間の任

期中、閉会後も審査できることに決しました。

追加日程第14. 広報編集常任委員会の閉会中の審査事項について

○議長（重久 邦仁君） 追加日程第14、広報編集常任委員会の閉会中の審査事項についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会及び今後の定例会、臨時会にかかわる広報の編集及び発送事務については、広報編集常任委員会の閉会中の審査事項とし、広報編集常任委員会は2年間の任期中、閉会中も活動できることにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会及び今後の定例会、臨時会にかかわる広報の編集及び発送事務については、広報編集常任委員会の閉会中の審査事項とし、広報編集常任委員会は2年間の任期中、閉会中も活動できることに決しました。

追加日程第15. 議員派遣の件について

○議長（重久 邦仁君） 追加日程第15、議員派遣の件について議題とします。

今後の議員派遣についてお諮りします。お配りしております議員派遣資料のとおり、全国議長研修会ほか研修に、それぞれ議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣については、配付資料のとおり、それぞれ議員を派遣することに決しました。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午後3時11分休憩

〔全員協議会〕

午後3時12分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き、本会議といたします。

○議長（重久 邦仁君） 以上で、今会期の全日程を終了しましたので、これをもって令和元年第2回三股町議会臨時会を閉会いたします。

午後3時12分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

臨時議長 上西 祐子

議 長 重久 邦仁

署名議員 田中 光子

署名議員 堀内 義郎

三股町告示第36号

令和元年第3回三股町議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年6月3日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 令和元年6月7日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

田中 光子君	堀内 和義君
新坂 哲雄君	楠原 更三君
福田 新一君	池邊 美紀君
堀内 義郎君	内村 立吉君
指宿 秋廣君	上西 祐子君
重久 邦仁君	山中 則夫君

○6月11日に応招した議員

○6月12日に応招した議員

○6月13日に応招した議員

○6月20日に応招した議員

○応招しなかった議員

議事日程(第1号)

令和元年6月7日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第42号から議案第56号までの15議案及び報告4件一括上程
日程第4 質疑・討論・採決(議案第50号)
日程第5 質疑(議案第51号から第54号までの4議案)
日程第6 討論・採決(議案第51号から第54号までの4議案)
日程第7 各種委員等の推薦について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第42号から議案第56号までの15議案及び報告4件一括上程
日程第4 質疑・討論・採決(議案第50号)
日程第5 質疑(議案第51号から第54号までの4議案)
日程第6 討論・採決(議案第51号から第54号までの4議案)
日程第7 各種委員等の推薦について
-

出席議員(12名)

1番 田中 光子君	2番 堀内 和義君
3番 新坂 哲雄君	4番 楠原 更三君
5番 福田 新一君	6番 池邊 美紀君
7番 堀内 義郎君	8番 内村 立吉君
9番 指宿 秋廣君	10番 上西 祐子君
11番 重久 邦仁君	12番 山中 則夫君

欠席議員(なし)

欠 員 (なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 兒玉 秀二君

書記 矢部 明美君

書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	西村 尚彦君
教育長	石崎 敬三君	総務課長兼町民室長	白尾 知之君
企画商工課長	西山 雄治君	税務財政課長	黒木 孝幸君
町民保健課長	横田 耕二君	福祉課長	齊藤 美和君
高齢者支援課長	川野 浩君	農業振興課長	上原 雅彦君
都市整備課長	福永 朋宏君	環境水道課長	西畑 博文君
教育課長	鍋倉 祐三君	会計課長	米村 明彦君

午前10時00分開会

○議長(重久 邦仁君) おはようございます。ただいまから、令和元年第3回三股町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長(重久 邦仁君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会期中の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、2番、堀内和義議員、8番、内村議員の2人を指名いたします。

日程第2. 会期決定の件について

○議長(重久 邦仁君) 日程第2、会期決定の件を議題とします。

議会運営委員長より報告をお願いします。議会運営委員長。

[議会運営委員長 池邊 美紀君 登壇]

○議会運営委員長(池邊 美紀君) それでは、議会運営委員会の協議結果についてご報告いたし

ます。

去る6月3日、議会運営委員会を開催し、本日、招集されました令和元年第3回三股町議会定例会の会期日程等について協議いたしました。

今期定例会に提案されます議案は、条例の改正など3件、令和元年度補正予算5件、人事案件2件、その他5件の計15件、このほか報告4件であります。

これら提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査いたしました結果、本定例会の会期は、本日から6月20日までの14日間とすることに決定しました。

日程の詳細については、会期日程案を配付しておりますので、説明は省略いたします。

また、本定例会に提案される議案のうち、議案第50号から第54号までの5議案につきましては、委員会付託を省略し、本日、全体審議で措置することに決定しました。

なお、今定例会以降の提案において、先議する場合は、明確な理由のあるものに限るといふことになりました。

以上で、当委員会の報告を終わります。

○議長（重久 邦仁君） お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から6月20日までの14日間とすることとし、議案第50号から第54号までの5議案については委員会付託を省略し、本日、全体審議で措置することにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり決定いたしました。

日程第3. 議案第42号から議案第56号までの15議案及び報告4件一括上程

○議長（重久 邦仁君） 日程第3、議案第42号から議案第56号までの15議案及び報告4件を一括して議題とします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。令和元年第3回三股町議会定例会に上程いたしました各議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第42号「三股町介護保険条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の改正により、消費税による公費を投入して、低所得者の保険料の軽減

強化を行う仕組みを設け、平成27年4月から一部実施を行っているところでありますが、ことし10月の消費税率10%への引き上げによるさらなる軽減強化に伴い、三股町介護保険条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第43号「三股町交流拠点施設整備事業審議会設置条例」についてご説明申し上げます。

本案は、五本松団地跡地の施設整備等について調査審議するため、審議会を設置することとし、その組織及び運営等の必要な事項を定めるものであります。

次に、議案第44号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、三股町交流拠点施設整備事業審議会を設置するに当たり、本審議会委員の報酬及び費用弁償を定めるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第45号「令和元年度三股町一般会計補正予算（第2号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、人事異動に伴う給与費や緊急な対応を要する事業等について、所要の補正措置を行うものであります。

歳入歳出予算の総額101億1,989万6,000円に歳入歳出それぞれ7,128万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億9,118万1,000円とするものであります。

まず、歳入について主なものをご説明申し上げます。

国庫支出金は、幼児教育無償化に伴う事務費補助、子ども・子育て支援交付金などを増額補正するものであります。

県支出金は事業決定等により、小学校体育活動推進事業補助金などを増額補正するものであります。

諸収入は事業決定等により、三股中学校太陽光発電設備設置事業に伴う補助金、コミュニティ助成事業補助金を増額補正するものであります。

地方債は、三股中学校太陽光発電設備設置事業、社会資本整備総合交付金関連事業について増減補正をするものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

歳出の各費目にわたる給与費等については、本年4月の人事異動に伴う款項目間及び会計間の組みかえによる人件費の増減等を補正するものであります。

総務費は、雇用契約職員委託料などを増額補正するものであります。

民生費は、幼児教育無償化に伴う事務費などを増額補正するものであります。

衛生費は、緊急風疹抗体検査等事業に伴うシステム変更委託料などを増減補正するものであります。

土木費は、事業内示により、役場前通線歩道整備事業などを増減補正するものであります。

消防費は、コミュニティ助成事業補助金などを増額補正するものであります。

教育費は、三股中学校太陽光発電設備設置工事、コミュニティ助成事業補助金などを増減補正するものであります。

予備費は収支の調整額を補正するものであります。

「第2表 地方債補正」については、三股中学校太陽光発電設備設置事業を追加し、役場前通線歩道整備事業ほか2件は、事業費の補正によりそれぞれ限度額を変更するものであります。

次に、議案第46号「令和元年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額29億4,668万4,000円に歳入歳出それぞれ157万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億4,825万5,000円とするものであります。

歳入については、一般会計繰入金を増額し、歳出については、4月の人事異動に伴う人件費の増減を行うものであります。

次に、議案第47号「令和元年度三股町介護保険特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額22億9,387万8,000円から歳入歳出それぞれ188万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億9,199万2,000円とするものであります。

歳入については、国県補助金及び一般会計繰入金を減額し、歳出については、4月の人事異動に伴う人件費の増減を行うものであります。

次に、議案第48号「令和元年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額4,407万1,000円から歳入歳出それぞれ134万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,272万7,000円とするものであります。

歳入については、一般会計繰入金を減額し、歳出については、4月の人事異動に伴い人件費の減額を行うものであります。

次に、議案第49号「令和元年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額9億4,524万円に歳入歳出それぞれ126万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,650万5,000円とするものであります。

歳入については、一般会計繰入金を増額し、歳出については、4月の人事異動に伴い人件費の増額を行うものであります。

次に、議案第50号「教育委員会教育長の任命について」ご説明申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき教育長の任命について議会の同意を求めるものであります。

現教育長の石崎敬三氏は、前教育長より任期を引き継ぎ令和元年6月20日付をもって任期満了となるところであり、引き続き最適任者であると考え、提案するものであります。任期は、3年となっております。

次に、議案第51号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」ご説明申し上げます。

ご承知のように固定資産評価審査委員会の委員は、固定資産課税台帳に登録された事項に関する納税者の不服を審査決定する職務であり、町税の納税義務がある者または学識経験を有する者のうちから、議会の同意を得て選任するようになっております。

このたび、固定資産評価審査委員会委員である山下勉氏が、令和元年6月30日付をもって任期満了となりますので、引き続き固定資産評価審査委員会委員として選任いたしたく、ここに地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。任期は、3年となっております。

次に、議案第52号、議案第53号及び議案第54号の「工事請負契約の締結について」は、関連がございますので、一括してご説明申し上げます。

本案は、三股中学校、三股西小学校、三股小学校の空調機設置工事を施行しようとするものであります。

空調機設置工事につきましては、去る5月21日に条件つき一般競争入札を7件実施し、予定価格5,000万円以上の工事3件につきまして報告いたします。

三股中学校空調機設置工事につきましては、入札の結果、株式会社九南が8,888万円で落札しました。

三股西小学校空調機設置工事につきましては、入札の結果、株式会社トーエイ電設が、6,501万8,800円で落札しました。

三股小学校空調機設置工事につきましては、入札の結果、株式会社マエムラ電設が、5,444万3,400円で落札しました。

以上3件の契約につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条

例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第55号「三股町総合福祉計画の一部改正について」ご説明申し上げます。

本案は、本町における福祉施策を明らかにするとともに、その実現に向けた具体的な施策の方向を示すものとし、平成31年3月に策定した三股町総合福祉計画の一部を改正するものです。本計画の障害者基本計画の施策の展開と、自殺対策行動計画の「いのちを支える自殺対策における取り組み」を一部修正及び追加するため改定するもので、三股町議会基本条例第9条第1項第2号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第56号「三股町子どもの未来応援計画の一部改正について」ご説明申し上げます。

本案は、子どもの貧困対策の推進に関する法律、子供の貧困対策に関する大綱に基づき、本町の子供たちが将来の夢や目標の実現に向かって、自分の能力や可能性を伸ばすことができるよう、包括的な支援を行う体制を整備することを目的として、平成31年3月に策定した「三股町子どもの未来応援計画」の一部を改正するものです。本計画の児童生徒向け調査結果の追加と「子どもの貧困に関する指標・目標」を追加するため改正するもので、三股町議会基本条例第9条第1項第2号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上15議案について、それぞれ提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承諾くださるようお願いいたします。

なお、今議会に報告4件を提出しております。

報告第2号「平成30年度三股町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」、報告第3号「平成30年度三股町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」、報告第4号「三股町土地開発公社の令和元年度事業計画及び予算」、報告第5号「三股町土地開発公社の平成30年度事業決算の報告について」は、それぞれ関係法令の規定により、議会に報告するものでございます。

よろしくご理解をいただきますようお願い致します。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（重久 邦仁君） 補足説明があれば許します。白尾課長。

○総務課長（白尾 知之君） それでは、議案第52号、53号、54号の「工事請負契約の締結について」補足説明いたします。

本案は、7つの学校の空調機工事につきまして、去る5月21日に条件つき一般競争入札を実施し、予定価格5,000万円以上の工事3件について、落札者と工事請負契約を締結するために議会の議決を求めるものでございます。

入札参加条件としまして、宮崎県内に建設業法第3条1項に規定する本店、支店または営業所のいずれかを有する者であること、そして、建設業法に規定する経営規模等評価結果通知書及び

総合評定値通知書における電気工事についての総合評定値Pが800点以上の者としたところでございます。

資料をごらんください。

まず、議案第52号「三股町中学校空調機設置工事」につきましては、5社が入札に参加し、その結果、予定価格1億89万2,000円に対し、落札価格8,888万円、落札率88.09%で、株式会社九南が落札したところでございます。工期は、令和2年2月28日までとなっております。

次に、議案第53号「三股西小学校空調機設置工事」につきましては、5社が入札に参加し、その結果、予定価格7,388万7,000円に対し、落札価格6,501万8,800円、落札率87.99%で、株式会社トーエイ電設が落札したところであります。工期は、令和2年2月28日までとなっております。

次に、議案第54号「三股小学校空調機設置工事」につきましては、5社が入札に参加し、その結果、予定価格6,179万8,000円に対し、落札価格5,444万3,400円、落札率88.09%で株式会社マエムラ電設が落札したところでございます。工期は、令和2年1月31日までとなっております。

なお、入札参加者の株式会社明光社につきましては、最低制限価格を全て下回ったため、無効となっております。

また、本日お配りしました資料、小中学校空調機設置工事に係る関連工事一覧につきましては、小学校ほか4件の入札結果についてのご報告となります。

入札の参加条件としましては、三股町内及び都城市内に、建設業法第3条第1項に規定する本店、支店または営業所のいずれかを有する者であること、建設業法に規定する経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書における電気工事についての総合評定値Pが700点以上の者としたところでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（重久 邦仁君） 教育課、鍋倉課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 議案52号議案、53号議案、第54号議案に関して、補足の説明をさせていただきます。

小中学校の空調機の設置工事につきましては、3月議会で説明させていただいたところですが、新しい議員さんもいらっしゃいますので、その内容について、再度内容を説明させていただきます。

資料をごらんください。

町全体で170の教室にエアコンを設置するものでございます。内容は、お手元の資料に載っ

ておりますが、普通教室に全体で104の教室、特別教室に63室、その他教室に3室設置する
ものでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

日程第4. 質疑・討論・採決（議案第50号）

○議長（重久 邦仁君） ないようですので、日程第4、議案第50号「教育委員会教育長の任命
について」を議題として、質疑・討論・採決を行います。

ここで、石崎教育長の退席を求めます。

質疑の回数は、全体審議では5回までとなっています。質疑はありませんか。指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 今議題になっております議案第50号ですが、教育長の任期は
6月の何日で切れるわけですか。聞きとれなかったのです。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 聞きとれなかったということで申しわけありません。今回の教育委員
会教育長の任期でございますけれども、宮内浩二郎前教育長の任期ということで、ことしの6月
20日が任期満了ということになっております。

石崎敬三氏につきましては、前教育長の任期を引き継いだということでご理解いただきたいと
思います。

○議長（重久 邦仁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第50号は、原案に同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号は原案に同意することに決
しました。

石崎教育長の入場を許可します。

日程第5. 質疑（議案第51号から第54号までの4議案）

○議長（重久 邦仁君） 日程第5、質疑を行います。質疑の回数は、全体審議では5回までとなっています。

まず、議案第51号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 議案第51号についてございまして、この議案について先議という形で、執行部から多分あったんだと思いますが、先ほど聞いた石崎教育長の場合は20日ということで、急ぐというような、わからないわけではないですが、この議案第51号については、6月30日というふうに答弁があったと思います。これについて先議をするにしても、総括質疑の後ということは、執行部からは頭の中にあったのか、それとも議会側からこうなったんでしょうか。今、初めてこれを見るもんですから、答弁をお願いします。

○議長（重久 邦仁君） 副町長。

○副町長（西村 尚彦君） 人事案件の扱いにつきましては、実は、慣例といいますか、今までは初日の日に提案して議決したということで、確かに先ほど池邊委員長の報告にありましたように、次回からは、相当な理由がない限りは審議しないということでしたので、今回までは、今までの慣例に従って初日をお願いしたということです。次回からは、今言われましたように、任期等を勘案しながら、先議については議会のほうに執行部のほうからお願いしたいと、そう思っております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 私の勘違いかもしれませんが、総括質疑の後に来たというふうに考えていいと思うんですが、そういうところは頭の中にあったや、なかったや。

○議長（重久 邦仁君） 副町長。

○副町長（西村 尚彦君） 確かに以前は、総括質疑のときに全体審議というのも、確かにあったような記憶があります。初日に総括質疑があったようですので、その辺は確かにお願いするときに、多分日程の関係もあったんですけど、協議してなかったかとは思っています。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 質疑もないので、議案第51号に対する質疑を終結します。

次に、議案第52号から54号までの3議案は関連がありますので、一括して質疑を行います。

議案番号を明示の上、質疑をお願いします。

質疑はありませんか。上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 52号、53号、54号の工期の関係、これは、令和2年2月28日までとかというふうなことを言われましたが、ことしの夏には間に合わないのかどうか、そこら辺、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（重久 邦仁君） 教育課長、鍋倉課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 学校、基本的に、学校の休みの夏休みを中心に安全のために工事を行うものでありまして、あと、全国一斉に空調工事に入りますので、その部品の手配とか、そういうのを考慮してこの工期になっています。できるだけ早くということで、お願いしていく予定でございます。

○議長（重久 邦仁君） ほかにありませんか。福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 今、議員が言ったのと一緒なんですけども、中学校の工期というのをちょっと聞きそびれたんですけども、それと一緒に、ほかの小学校、勝岡小学校、宮村小学校、梶山小学校、長田小学校、こっちの工期がいつになっているかというのをお聞きします。

○議長（重久 邦仁君） 総務課長、白尾課長。

○総務課長（白尾 知之君） まず、三股中学校の空調機設置工事の工期でございますけれども、工期につきましては、令和2年2月28日までというふうになっております。

また、きょうお配りしましたほか4件の空調機設置工事にて、工期を申し上げます。

勝岡小学校空調機設置工事につきましては、令和2年1月の31日までとなっております。

続きまして、宮村小学校空調機設置工事、これにつきましては、令和元年12月の27日までとなっております。

あと、梶山小学校の空調機設置工事、そして、長田小学校空調機設置工事につきましても、同じく令和元年12月の27日までということになっております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 質疑もないので、議案第52号から第54号までの3議案に対する質疑を終結します。

日程第6. 討論・採決（議案第51号から第54号までの4議案）

○議長（重久 邦仁君） 日程第6、討論・採決を行います。

議案第51号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題とし、討論、採決を行い

ます。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第51号は原案に同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案に同意することに決しました。

議案第52号「工事請負契約の締結について（平成31年度三股中学校空調機設置工事）」を議題として、討論、採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第52号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

議案第53号「工事請負契約の締結について（平成31年度三股西小学校空調機設置工事）」を議題として、討論、採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第53号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

議案第54号「工事請負契約の締結について（平成31年度三股小学校空調機設置工事）」を議題として、討論、採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第54号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

日程第7. 各種委員等の推薦について

○議長（重久 邦仁君） 日程第7、各種委員等の推薦についてを議題とします。

去る5月8日の第2回臨時会において、各種委員会等の委員の推薦を行いました。総務産業常任委員長より、諸般の事情により三股町都市計画審議会委員を内村議員から山中議員へ、土地開発公社の理事を山中議員から内村議員へ変更の申し出がありました。

ただいまの口述のとおり変更し、当局に推薦することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、ただいまの口述のとおり推薦する委員を変更することに決しました。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会とします。

午前10時42分休憩

〔全員協議会〕

午前10時44分再開

○議長（重久 邦仁君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

○議長（重久 邦仁君） それでは、以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時44分散会

令和元年 第3回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第2日)

令和元年6月11日(火曜日)

議事日程(第2号)

令和元年6月11日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(12名)

1番 田中 光子君	2番 堀内 和義君
3番 新坂 哲雄君	4番 楠原 更三君
5番 福田 新一君	6番 池邊 美紀君
7番 堀内 義郎君	8番 内村 立吉君
9番 指宿 秋廣君	10番 上西 祐子君
11番 重久 邦仁君	12番 山中 則夫君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 兒玉 秀二君	書記 矢部 明美君
	書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	西村 尚彦君
教育長	石崎 敬三君	総務課長兼町民室長	白尾 知之君
企画商工課長	西山 雄治君	税務財政課長	黒木 孝幸君
町民保健課長	横田 耕二君	福祉課長	齊藤 美和君

高齢者支援課長 …………… 川野 浩君 農業振興課長 …………… 上原 雅彦君
都市整備課長 …………… 福永 朋宏君 環境水道課長 …………… 西畑 博文君
教育課長 …………… 鍋倉 祐三君 会計課長 …………… 米村 明彦君

午前10時00分開議

○議長（重久 邦仁君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（重久 邦仁君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については、申し合わせ事項を遵守して発言してください。

発言順位1番、指宿議員。

〔9番 指宿 秋廣君 登壇〕

○議員（9番 指宿 秋廣君） おはようございます。それでは、通告しておりました3件、まず第1は、町有施設の地震対策について、2番目、くいまーるの運行について、3番目の五本松住宅跡地の建設・運用の形態について、以上3点について質問をしたいと思います。

まず、1番目の町有施設の地震対策についてであります。教育委員会施設の耐震化が、体育館等行われたわけですけれども、ほかの施設も複数ありますので、どういう現状なのかというのを聞きをして、あとは質問席からいたします。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 教育委員会施設の耐震化の現状についてお答えします。

耐震診断の基準として、I s 値、構造耐震指標が用いられており、I s 値が0.6以上あれば倒壊、または崩壊する危険性が低いと評価されております。また、文部科学省は、校舎については、I s 値、0.7以上が望ましいとしています。

教育委員会では、これらの耐震診断の基準をもとに耐震化を図っているところです。

まず、小中学校の校舎及び体育館につきましては、いち早く耐震化に取り組み、建替え、大規模改修、耐震化工事などを実施し、既に基準を満たしているところです。

次に、生涯学習係が管理している施設のうち、昭和56年以前に建設された中央公民館、第2地区分館、第4地区分館の3施設については、耐震診断を行い、いずれもI s 値が0.7以上あったところです。ただし、第5地区分館につきましては危険箇所位置しており、移転が必要

なため、耐震診断等を行っておりません。

また、スポーツ振興係が管理している施設のうち、昭和56年以前に建設された町体育館、武道体育館、勤労者体育センターにつきましては、耐震診断を行うとともに、耐震補強工事を行ったところです。

ただし、昭和56年以前に建築された四半的弓道場につきましては、今後、公共施設等総合管理計画の個別計画において検討し、必要な場合は耐震対策を検討しなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 今、答弁もらったわけですけども、倒壊の恐れがないのといえるというのは、また別物だろうというふうに思っています。崩れていないけれども、そこには立ち入ることができない。もしくは、崩れているけれども、ほかのところとは違う考え方、例えば避難所の関係があります。

熊本地震に例をとれば、第一波は崩れませんでしたけれども、第二波で莫大な被害を受けてしまって、あそこの場合は、益城町役場も物すごくいい県の施設があって、そこが対策本部、避難所になっていました。三股にはそういう施設はありませんので、今回、中学校の体育館に避難所を兼ねるということで太陽光発電をつけるという話がありますが、そういうところについてはどの程度のものを考えていらっしゃるのか。要するに、崩れてないけれども、対策本部としては震度何ぐらいなら使えるのか。崩れないのと、先ほど言ったように使えるのとはまた違うと思いますので、どの程度なのかをお聞きをしたいと思います。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 教育課。

○議長（重久 邦仁君） 鍋倉教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） どのくらいであれば大丈夫というところは、まだ検討をしていないんですが、地震のときは、まず被害の状況を見て、使える施設を避難所として使うというふうに考えております。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） ぜひ検討してほしいと思います。

何でかといったら、太陽光発電をつけました、LEDにしました。そこはあかあかと電気はつくかもしれないけれども立ち入り禁止では話にならんというふうに思っています。

ぜひとも、震度どれくらいであればこれが使い続けることができるのか。例えば、熊本地震程度2回来ても大丈夫ですというふうな形になっているのかどうか。地震で倒壊するのは大変ですけども、そういう感じで、もう1回それを検討してほしいと思いますが、答弁をお願いします。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 教育課。

○議長（重久 邦仁君） 鍋倉課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 今、ご指摘のありましたように、今回、整備する中学校の体育館につきましても、よく調べて、避難所として（ ）形で検討したいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） ぜひともそれはよろしくお願ひしたいと思ひますし、年度の途中で、そういう検査的なものの費用が発生すれば、補正を組んででも検査をしてほしいというふうに思ひますので、よろしくお願ひします。

同じことですが、教育委員会以外の町有施設の耐震化の状況というふうに書いておきました。各所管する施設がいっぱいありますけども、いかほどあつて、どれくらいの問題が生じているのかというをお聞きをしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○都市整備課長（福永 朋宏君） 都市整備課。

○議長（重久 邦仁君） 福永都市整備課長。

○都市整備課長（福永 朋宏君） 教育委員会以外の町有施設の耐震対策の現状はどうなつているかということについて答弁いたします。

昭和56年以前の建築基準で建築された施設は、耐震診断、そして、状態によっては改修が必要であります。

昭和46年に建築された本町の役場旧館は、平成15年に補強工事を実施し、耐震診断の結果はI s値の目標0.675に対して0.7となつており、目標は達成しています。

町の教育委員会以外の施設で昭和56年以前に建築された施設である児童館、役場研修室、都北衛生センターなど15施設ありますが、耐震診断は実施していません。

これらの施設は、今後、公共施設等総合管理計画の個別計画において統廃合を検討し、必要な施設については、耐震対策を検討しなければならないと考えています。

なお、衛生センターについては、現在、改築の方向で事業を進めているところです。

児童館の一部についても、中心市街地の整備と併せて検討をしているところです。

町営の住宅では、昭和56年以前に建築された中層耐火構造住宅である稗田団地、唐橋団地、山王原団地、南原団地は耐震診断し、耐震基準を上回っていることを確認しています。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） まだあるかと思つたんですが、今ある施設の中でいうと、元気の杜はどげんなつていますか。

○福祉課長（齊藤 美和君） 福祉課。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 元気の杜は福祉課が所管しております。

元気の杜は耐震基準をもとにつくっておりますので、基準を満たしております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 先ほどあったんですけども、3番の問題に入りますが、役場の問題は0.7以上あるという話がありました。

基礎的なところはほぼ終わっているのかと思っていたんですけども、実は、役場そのものを改修したとき、耐震化を行う前の改修です。ロビー等は大きな柱が抜いてあるし、壁が抜いてあります。最初、昭和46年できた当時から比べるとですけども、それから、耐震化をして0.7になりましたということですが、大きな建物をつくっても、先ほど言ったように、どれくらいのものでこの三股町役場が、対策本部が、0.7は倒壊の恐れがないということですから、使用することが基準ということからいうと、先ほど教育委員会にも言ったんですけども、倒壊をしないけれども使えない。

2年ぐらい前に一般質問でこの地震問題を取り上げて、大津町役場の例を出しました。大津町役場は7階建てぐらいでした。立派に建っていました。倒壊はしていませんでした。だけど、その隣、南側にプレハブをつくって対策本部ができていました。ということは、倒壊はしていませんけど使えないということなんです。

そういうことから言うと、教育委員会にも申し上げましたけれども、避難所をどうするかという話をしたり、それから、対策本部がいろんなところと連絡を取るというのが急務だと思うんですが、そういう問題について、いかほどの、先ほども教育委員会に言いましたけども、例えば熊本地震が2回でかいのがきたというふうなときに、それでも大丈夫なんですとなるのか。いや、倒壊しないだけですから、役場で本来の業務をすることはできませんのかというのは、大きな分かれ道だというふうに思います。

そういう検討というのはなされないのか。要するに、今から先、どういうことになるかわかりませんが、地震という問題から言って、少し検討の余地があるのではないのかと思いますけれども。答弁をお願いします。

○総務課長（白尾 知之君） 総務課。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 現在、災害対策本部なんですけども、旧庁舎の2階の総務課内に設置をしているところでございます。

国は、耐震改修後の構造体の耐震安全性の目標として、Ⅰ類からⅢ類の3段階での目標を示しているところでございます。

旧庁舎は、耐震補強後に目標分類のⅡ類に位置づけられ、Ⅱ類につきましては、大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られているとしています。

大地震動とは、建築基準法で想定している極めて稀に生じる地震を示すものです。ただし、どの程度の震度に対応しているか示されていませんが、建築基準法の解説書におきましては、震度6強から7程度とされているようでございます。

以上のことから、庁舎の耐震度から見た現在の災害対策本部の設置は問題ないものと思われま

す。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 先ほど大津町役場を言いましたけれども、あそこもここよりも新しい建物、どう見ても昭和56年とかという話ではない、どう見ても平成に建った建物。見られているでしょうからわかると思いますが、それがだめなんです。そういうことを考えると、あそこも3万何ぼの町ですから、大いに考えられてつくられたはずなんです。

今の考え方的に言うと、ここはちょっと厳しいと思っています。ぜひとも対策本部が本当にできるかどうかというのは、もう一回考え直してほしいというふうに思っています。

4番目を飛ばして、とりあえず5番目から先にいきますが、その程度を踏まえると、今、役場そのものをどうするかという話をしておくべきではないかというふうに思っています。

なぜそういうことをいうかと言ったら、いろんなところで地震が、この前も三股で震度4ぐらいだったですか、あったんですが、必ず地震は来るといわれていますし、津波はこの三股町には来ないでしょうけれども。であれば、今、いろんな行動ができるうちに、今、建てろという話ではないです。将来に向かって、町としては検討をしたり、あるいは基金というのを考えていったりということが必要なのではないのかということをおもうんですが、目先も大切でしょうけれども、役場が都城市、もしくはほかのところと合併しないとすれば、なおのこと、単体でどうにかしなければならぬということが出てくるわけです。

そういうことを考えると、役場の建替えというのを目線に入れるべきだというふうに思うんですが、町長、その点はいかがでしょう。

○企画商工課長（西山 雄治君） 企画商工課。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） それでは、本庁舎の建替えの検討をするべきではないかとのご質問にお答えします。

本庁舎は、昭和46年8月に現在の場所に新築移転しておりまして、平成3年2月に本庁舎西

側の4階建ての部分を増築したところでございます。

また、平成15年には耐震補強工事が完了しておりまして、耐震補強後の強度につきましては、今、総務課長の答弁にもありましたとおり、災害対策本部を問題なく設置できる耐震度を保持できるということから、安全性は確保されているものと考えております。

よって、現在、本庁舎建替えの計画はございませんが、老朽化した設備等ございますので、その補修等につきましては検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 地震からずっと入ってきて、今、庁舎という話をしているんですが、老朽化して建替える必要はないんですというふうに言われていますけれども、今、いろんなところが、老朽化しているところ、庁舎を建替えるという話がいっぱい出ています。宮崎市役所もそのようですが、そういうことから言うと、今、目先に入って庁舎を建替えるとなった場合には補助金も絶対つかないわけですし、全部身銭からやるということになると、いきなり、きょうあしたということにはならない。10年、20年という形が過ぎたあとにそういう問題が出てくる。

ここにいらっしゃる、我々もひっくるめて誰もそのときはいないじゃないかという議論よりも、やっぱり、絶対そういうのが必要だ、今から先出てくるというので議論をするべきだというふうに思っています。

目先のものも必要でしょうけれども、絶対、自分たちの子供、孫が三股町に住むということになってくると、これらも考えながら検討をしていくべきだというふうに思うんですが、町長、そこら辺はどういうお考えですか、全然必要ないと思われませんか。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 先ほど企画商工課長が回答いたしましたように、本町の庁舎の耐震診断の結果は、災害対策の指揮、情報伝達のための施設というのがⅠ、Ⅱ、分類されているわけですが、そのⅡ類の中で、そしてまた構造体としましてもⅡ類ということで、Ⅱ類とはどういうことかということ、大地震動後、これは想定されているのが震度6強から7であります。構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られているという診断結果であります。

そういう中で、この建替えはどうなのかというところなんですけれども、現在、機能確保は図られておる、そしてまた南海トラフ大地震、こちらのほうの想定震度は、本町の場合が一番強いところで6強ということで、それに対応できる施設というふうな現在の判断でございます。

ただし、いろんな施設等、電気関係は、あるいはまた水道関係、そういうところの老朽化とい

うのが見られますので、そのあたりについては今後検討すべきかというふうに思いますけれども、建替え問題については、今のところ、現在の場所でこの施設を維持管理していくというような考え方でございます。

将来的には、このI s値が、今、0.7ということでございますので、これが下回るようなことであれば検討せざるを得ないというふうになりますけれども、現在の段階ではよろしいんじゃないかという気がします。

それで、先ほど教育委員会の施設の話も出ましたけれども、文科省では、公立学校施設の耐震改修の補助要件としまして、地震時の児童生徒の安全性、被災直後の避難場所としての機能性を考慮し、補強後のI s値がおおむね0.7を超えることというような指針が出ていますので、本町の体育館、学校、全て0.7を超えていますので、避難場所としても有効であるというふうに判断しています。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 今、そういう話があったわけですがけれども、将来的に向かって、やっぱり考えておく必要があるのではないかというふうに思っています。

そういう観点から踏まえて、今回、太陽光発電、それから、各学校にエアコンを入れ、地震等々があると、上水道の発電機、しゅしんばん等々、電気という名前がつくものが物すごくいっぱい三股町の役場の管理下にあるんだらうというふうに思います。

電気は見えないものですから、私も水道にいたときに、ここにある弱電は地震があったときにモーターがとまる、緊急事態にとまるわけですが、絶対手のひらで電気がきているところを触らないでくださいというふうにまず教えられます。手のひらではだめです。手の甲です。できたら、電気が走ったらつかんで逃げれる。ところが、手のひらやったらつかんでしまう。だから、強い電気が流れているかどうか調べるときには手の甲です。そういう、初歩的なことですがというふうに教えられたわけです。

電気屋さんと話をするときに、誰も知らない役場の職員が、コンサルが言ったとおりにするのかどうかという話になります。

役場、こんなにいっぱい電気の施設があるのに、電気の技術者さんがいないというふうに思ったときに、全ての組織の相談相手になる電気というのがないと、事業主さんも1から、もしくは0から電気の話をしてわからないという話、それから、そこはもっと必要だ、もしくはそこは要らないというところの行政的判断も技術屋じゃないとわかりづらいということからいって、この町の組織の中に電気の技術屋が必要ではないですかという質問を入れておきました。その点について答弁をお願いします。

○総務課長（白尾 知之君） 総務課。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） それでは、電気関係の正職員を採用するべきではないかという質問に対してお答えしたいと思います。

地震の発生に伴い、庁舎のシステム機能を早く復旧させることは非常に重要な対策であり、特に動力確保、設備の起動、通信などに必要な電気関係の早期復旧は必要と考えております。

本町では、平成29年12月に非常災害発生時において、九州電力株式会社都城配電事業所と災害復旧に関する覚書を締結しており、緊密な連携による早期復旧に当たるとしております。

また、都城市は、昨年に九州電気保安協会宮崎支部と災害時における電気の保安に関する協定を締結していることから、本町も協定の締結に向けて進めていきたいと考えております。

電気関係の正規職員の採用につきましては、職員組合より電気技師の配置について独自要求書が提出されたところでもございます。

次年度の採用人員、採用職種を検討する職員採用試験検討委員会において検討をいたしました。都城市における電気技師の採用状況や採用目的を参考に協議したところ、主な業務は、庁舎及び関連施設の管理や電気関係工事の設計、発注、監督であることを確認し、本町ではその業務を外部委託しております。

また、本町の人口と同規模の高鍋町、国富町における採用状況を確認し、採用、在籍の実態のないことを確認した上で、採用を見送ったところでございます。

災害発生時の対応や庁舎関連施設の管理等に関する業務体制のあり方及び行政全般にわたる専門職種の採用については、副町長、教育長、総務課長、税務財政課長、企画商工課長で構成する職員採用試験検討委員会において随時協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 例えば、九電と業務契約しています。しかし、緊急事態の場合は九電もそれどころじゃない。三股町だけが災害があるわけじゃないわけで。

どこをどうしていいのかわからん質問よりも、ここがこう悪いというふうな話を役場からするという必要だろうというふうに思っています。全て何も分からないということでは話にならないのか。極論を言うと、土木もいらんよなど、コンサルがいっぱいあるじゃんという話になりかねないし、全てそういう話になりかねません。

何で必要かといったら、その人たちと業者の人とスムーズに意思疎通ができるということであると、役場の町長以下の指示命令系統と直結して話ができる人が必要だということだと思ったところなんです。

庁舎もそうですし、水道もそうですけれども、ほぼみんな知らない人たちが異動で行って専門

の仕事にせざるを得ない現状、保安協会から見えてもうのみにせざるを得ない。要するに質問ができない、質問の趣旨がわからないということが出てくるんです。

だから、ぜひともその専門を雇って、その仕事しかしないということではなくて、そういう職種の仕事も雇って、ほかのセクションの仕事も一手にさせることができるわけですから、水道もできるでしょうし、一般会計のところもできるでしょうし。それから、教育委員会もできるでしょうしという形の窓口として、相談相手として、何か必要ではないかというふうに思ったところなんです。でないと、電気の話をしてもらってもなかなか難しい。

打ち合わせをするときに、青写真を持って見えますけれども、それをA0判で持ってみるときに、それを見せる人が0です。コンサルがそれを説明をするわけですがけれども、本町としては各セクションに誰だということではなくて、例えば水道なら水道に雇用しておくというようなことが必要なのではないかと。

例えば、この役場も発電機がありますけれども、その発電機はほんの一部のところを動かすだけの発電機ですよ。戸籍の窓口がちょっと動けばいいぐらい、対策本部は電気がつけばいいぐらいなのかどうか分かりませんが、どの程度どうするかということもみんなに明らかにすることが必要だろうし、今後の検討事項も必要だろうというふうに思うんですが、この電気の技師を、電気の仕事も、ほかの仕事も一緒にするというような形で検討するということがぜひとも必要なんじゃないのか。その原課にいらっしゃる課長さん方は必要ないで、職員採用検討委員会で要らんという話になったということですから、なぜ要らなくなったのか。自分のところはそんなに専門屋さんがいないのに、本当にそれで大丈夫なのか。

福祉だって、元気の杜には太陽光発電がされています。そういうことから言うと、ぜひとも電気という話は検討してほしいんですが、再度答弁をお願いします。

○議長（重久 邦仁君） 西村副町長。

○副町長（西村 尚彦君） それでは、ただいまの回答をしたいと思います。

先ほどありました職員採用試験検討委員会ということで、私を筆頭に関係課長が協議しているところです。

先ほど総務課長からありましたように、この電気技師についても検討させていただきました。実は、今、役場の中には電気技師はいないんですが、建築士とか、土木技師とか、あとは、福祉関係でケアマネジャー、あとは心理士ということで、非常に役場の仕事も専門化されております。当然、その中で本当に必要なかどうかということを検討させてもらっています。

先ほど指宿議員が言われましたように、その資格を持った人が専門の仕事だけをするとなると、仕事の量も含めて非常に問題があると。だから、今、検討委員会の中では、資格を持ちながら一般事務もできるように、仕事をさせるという方向も検討しなきゃいけないということで、まさに

今言われましたように、非常に行政が複雑化してきまして、専門の仕事の資格としても非常にいるということですので、今後は、専門の資格を生かしながら、言われましたように一般行政事務もできるというような採用というの、ぜひ検討していきたいというふうに考えております。

先ほどありました電気技師についても、言われましたように必要性というのは感じておりましたので、その辺も検討しながら、今後、対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） ぜひ、それだけするという（ ）ではなくて、いろんな意味で、町としても相談する、専門的に相談をやる人が必要だろうというふうに思いますし、外部からみえる人も、その人と話をしたら、窓口になったら物すごく話が早いということになるでしょうから、そういうことからいっても、ぜひそういう検討をお願いをしたいと思います。

技師で雇って事務も、少し時間はかかるでしょうけれども、考えるというのも1つの手とは思っています。私自身が土木で入って事務屋に変わったという形もありますので、そこら辺も踏まえて検討をしてもらえると、またもう一步進んだ行政のサービスというのができるかというふうに思っています。

それでは、2番の問題に入らせていただきます。

くいまーの運行について。

高齢者の運転免許証の返納の現状はというふうに書かさせていただきました。今、巷では、テレビをつけると高齢者の事故、そして、それを報道する機関が実態を調べると、交通弱者といわれる足がない、買い物に行くのに、病院に行くのに足がないという形で、なかなか返納に思い切ることができない。

きょうもテレビ等でやっていたけれども、10代、20代、30代、40代は、自分の運転にはなかなか自信がないという人が多い中で、70代、80代になると、急に自信があるというふうに出てくると。それは、見方を変えると、自信があるとしていないと、自信がないと答えると返納しなさいというふうに出てくるのではないかというふうに、うがった見方をしている人もいらっしゃいました。

という形からいうと、三股町も高齢者がいっぱいいらっしゃいます。高齢者のマークであるシルバーのマークがついた車がいっぱい走っています。いろんなところで右折のウインカーを出しながら直進してきてびっくりするというのも、皆さん、何回も経験されているのではないかというふうに思います。

そこでお聞きをいたします。

今、三股町の中で高齢者の運転免許証の返納という形はどのようになっているのか教えてください。

さい。

○総務課長（白尾 知之君） 総務課。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） それでは、本町におけます高齢者の運転免許証の返納状況についてお答えいたします。

宮崎県警本部の運転免許課におきまして、過去3年間の65歳以上の方で運転免許証を返納された方を確認しましたところ、平成28年が57名、平成29年が86名、平成30年が83名であり、過去3年間で計226名の方々が返納している状況でございました。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） それは、本町に限ってということによろしいですか。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 本町の数字でございます。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 226名、大体60人から70人、平均すると70人ぐらいになるのでしょうか、という形になっています。

話を聞くと、なかなか手放したくない。手放したら、しまった、子供に頭下げないかとか、そういう形で、手放したら不自由だという話が蔓延をしています。

手放した人が手放さなよかったというふうになっていく現状を踏まえて、2番の問題に入らせていただきます。

町として何ができるのかと見た場合に、寄合所をつくって、そこに直接迎えに行く、もしくは乗り合いタクシーみたいな感じとか、いろんなことが町では行われています。

三股の場合はいまーるという話の中で町内を巡回しているわけですがけれども、希望者がなかなか二の足を踏むとなったときには、やっぱりいまーるの停留所がなという話もお聞きをいたします。この運行の形態、もしくは増便、もしくはルートの形態、状況等々、逐次見直されているとは思いますが、いまーるの今後の展望についてお聞きをいたします。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） まず、いまーるバスの運行に対する要望についてということで、現在上がってきているところ、これまで上がってきた内容をご報告させていただきます。

いまーるの運行への要望につきましては、平成24年度に仮屋地区からの要望により、内ノ木場コースを新設したところでございます。平成30年度に櫛田地区の要望により、樺山・宮村・植木コースに櫛田地区を経由する櫛田バス停を新設しております。また、本年度は寺柱地区

より、関所跡地までのコースの延伸要望がされている状況でございます。

いずれも高齢者の利便性を考慮した上の要望でございます。

なお、運行経路の見直しや運賃などの改定については、三股町地域公共交通会議で協議し、決定することとなっておりますので、その中で十分協議をしていきたいというふうに思っております。

次に、運行経路についての今後の考え方ということでございますが、今後の地域の実情に合致した運行経路はまだ検討は進んでいませんけれども、五本松団地跡地に整備される施設や役場、駅、文化会館などへの人の流れがスムーズにできるよう、運行経路を、今後、検討していくことが重要であると考えております。

昨年度、担当職員が先進的な取り組みを行っている自治体、新潟県のほうでございますけれども、視察研修を行い、コミュニティバスや地域コミュニティワゴン、レンタルサイクルなどを活用し、地域力の向上や健康増進に成果を上げている実情を確認したそうです。今後、検討の中でこの研修を十分に生かしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） いろんな要望が出てくるというふうに思いますけれども、これはバスがいかほど利用しているかというよりも、利用しようと思ったら利用できるところを、バスが通っていますというのが大切だろうというふうに思いますし、1番目で触れた高齢者の免許証の自主返納の関係とも絡んで、このままでいいのか、もしくは、これに補完するものがまた必要なかというのも、ぜひとも検討をしてほしいと思います。

やっぱり切実なんです。要するに、シニアカーでは遠すぎる、歩いてはとても無理という話、だからバスにと思うけれども、バス停まで歩くのが大変だ、だから車を手放さんという話が出てきますので、ぜひともコミュニティバスと複合するものもひっくるめて、もう1回、抜本的な検討もよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、3番目の問題です。運行の計画変更はというところがありましたけれども、先ほど検討するということでしたので、これについては飛ばしていきたいと思っております。

最後の問題に入ります。五本松跡地の建設・運用の形態についてというふうにしておきました。

建設の検討、まだ、専門のセクションを設けて月がたっていませんが、どういうふうな流れになって、今度、検討委員会をされるというふうになっているようですが、三股町の財政力、あとの運用をしたときのランニングコスト、こういうのを見ると、やっぱり身の丈にあったというふうに思っています。あまりにもでかいのをつくって、後々の人たち、町民の皆さんに多大な負担をかけて、あとは何もならんということに、何も住民サービスをすることができないということ

にならないためにも、この質問をしました。

例えば、北海道の夕張、いろいろ問題があって赤字再建といわれていますが、あそこも首長さんがいらして、議員があって、真摯に議論をされて突き進んだ結果がそういうとになったわけです。誰もワンマンの市長がおって、勝手にどんどんやっていったわけではない。

そうすると、やっぱりそのあと残るであろう負債について、ランニングコストについて十分議論する形で建物等々を考えないと、大きいのをつくったはいいけれども、閑古鳥がない上に借金だけが残ったということにならないためにも、いかほど、今、進んでいるのかということをお聞きをしたいと思います。

○企画商工課長（西山 雄治君） 企画商工課。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 施設の建設の検討についてお答えをいたします。

施設の建設につきましては、どのような施設をどのような規模で建設するか、現段階では全く決まっていない状況でございます。今年度、基本構想を策定いたしまして、来年度から基本計画の策定に取りかかる予定としております。

基本計画には、施設の数や規模、配置などを盛り込むこととなりますので、施設の建設につきましては、来年度以降に検討とすることとなっております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） くれぐれも過大になって、あとの町民サービスが今までと全然変わらずにできますということであれば、何もこんなことをするわけではなくて、それによって手かせ足かせになって、我々が議員を退き、ここにいらっしゃる町長、課長さんたちも全員退職をしたあとに、誰がこんなのをつくったんやろうということにならないためにも、十分な検討が必要だろうというふうに持っています。

その中で、質問の中で、PFIの話がちょろっと出てきました。PFI方式という感じでいうと、PFIは、その単体で運用できるもの、例えば有料道路、例えば病院等々が、PFIでやるということはよくあるわけですが、そうでないものについて、私がここに書いているようにデメリットのほうが強くある。

要するに、有料道路であれば、それをつくったところで料金を徴収して、それに回転していくわけですから、それはPFIのほうがいいかもしれません。だから、民間が全てダメと言っているわけではないんですが、とてもあそこがペイできる、あそこの利用料金でつくったものが100%運転できるというふうにはとても思えない施設だというふうに思っています。そういうところからいうと、PFI方式ということは物すごく危険性をはらんでいるなというふうに思っています。

PFIはどのようなものかという、皆さんご存じのように、PFI、フルネームでいうと、プライベート・ファイナンス・イニシアティブというふうに言うんだそうです。どういうことかといったら、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金で全てやる。公共機関にとって、メリットは委託料で払うわけですから借金がかくれてしまう。それから、会社にとってメリットは、その公共機関がある限り、永遠に委託を受け続けることができるわけです。運転資金は、赤字であれば当該の自治体から金がかかるわけですから、こんなぼろい商売はない。三股町の業者がとでも請け負うような、できるような単体ではない。

そうなると、大手資本のところ、全額行って三股町には負債しか残らんというふうに思っているんですが、PFI方式の2番の問題として、どういうふうに考えていらっしゃるのか答弁をお願いいたします。

○企画商工課長（西山 雄治君） 企画商工課。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） それでは、昨年取りまとめました基本構想策定方針におきまして、事業規模、事業手法の考え方を整理しております。

この中で、事業規模については、町の財政状況を十分考慮し、中長期的な財政負担を試算しながら判断するとしており、事業手法については、従来型の公共事業手法、いわゆる直営方式でございますが、それだけではなく、PPP、PFIといった民間との連携した事業の組み立ても検討するとしておりますので、直営方式と官民連携の両方の検討を行った上で判断することとしております。

なお、官民連携については、事業単体のコストだけではなく、町全体のお金の流れの変化に留意し、官民連携が町に与える影響を、メリット、デメリット両面から慎重に判断するという方針を策定方針に盛り込んでいるところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） PFIは今さっき言ったとおりですけど、PPPの問題については、要するに運営を民間にする、従来の民間委託の方式とほぼ類似しているんだろうというふうに思っています。

町の流れとして、要するに、先ほど言いましたように、そういう有料道路等々の、そこでペイできるものであれば、それは十分に、どうぞやってくださいと、ここでペイできる。例えば、有料道路、この料金収入で賄えますということであればそれでいいですし、病院であれば、その診療報酬から得たものでその病院の負債も返していきますということで、それはそれでいいんですが、そうでないものについて、相当の被災を抱えざるを得ない中で、それを民間に委託すると

いう形で、自分のところの目の前の負債から消えてしまう、委託料という形で全て払ってしまうということになると、しかし、それは永遠に、その建物がある限り、借金が終わるころには、また建替えもせないかんでしょうし、補修も必要でしようけども、それも全てそういう形になっていく。

もう1点、大きな問題は、その事業をする会社は、派手なもので、でかいものをつくりながら、実は建設費は自分のところの子飼いの業者を連れてきて、例えば東京とか、大阪とか、そこで全部済ませてしまう。三股町の業者には何一つ回ってこない。今までやっているJV方式とほぼ変わらんような形で、孫受けという形になりかねないというふうに思っています。

検討をするということ自体が、1億円や1,000万円という話ではないお金だというふうに思いますが、その検討の内容についても、我々にも逐次報告、もしくは公開してほしいと思いますが、その点についてお願いします。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） いろいろとご指摘ありがとうございます。まだ緒に就いたばかりで全く白紙、ただし、あそこの開発についての町の考え方は、町民とともに考えて何が必要なのか、町にとって何がまちづくり、活性化にとって重要なのか、そういうのを今から議論していきます。

ですから、まず町民とともにという考え型で町民ワークショップを開きます。そして、いろんな声を聞きます。それをまとめながら方向性を決めていくということで、また、どういう方式で何をつくるか、全く今のところ材料がないところありますので、まだまだ指宿議員が言われるようなお話は先の話というふうに思いますけれども、ただ、これから積み重ねていきますので、その都度議会に報告しながら、しっかりとお互いにキャッチボールをしながら基本構想をつくる、そして、また来年、基本計画をつくっていく、そして、その先に答えが出てくるんじゃないかというふうに思います。

要するに、今回の五本松の事業については、どちらかという町主導ではなくて、議会主導でもなくて、町民がこういうものがほしいんだ、こういうものがあつたら三股にとって重要なんだと、そういうふうな視点から練り上げていく。要するに民主主義の学校みたいなものを仕事として、積み重ねていければというふうに考えていますので、今言われたようなことも念頭には入れますけれども、これからの課題だろうというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 町民の皆さんの声を聞くのは大変いいことだと思うんですが、しかし、それから先、それを行っていく、運営していく、もしくは借金の返済をしていくというのは、その町民の人が借金を払うのではなくて、町民全体として、三股町としてそれを支払っていくということになります。

今、三股町が潤沢な財政があって、物すごく順風満帆な行政であればそれはそれでいいでしょうけれども、今、必死に行政効率という話をされている中で、町民の皆さんにお願いをすれば、大きなバラ色の話を思い浮かべがちです。やはり、町としてはこれくらいの規模でという、その中で行う、やっていただくという形でないと、これは幾らでも大きくなりそうな話になりかねません。

要するに、広く、まだ何も決まっていないというのではなくて、やっぱりこの程度しかできないということは、先に我々に知らせてほしいと思うんですけれども、そこの検討はされているんですか。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 先ほど企画商工課長がお話しましたように、事業規模については、町の財政状況を十分考慮し、中長期的な財政負担を試算しながら判断するというふうに方針としては考えております。

要するに、身の丈に合った、我が町の力量に合ったものでないと、先ほどからご指摘がありますように、将来につけを回す、次の世代に負担をかける、こういうことは絶対にあってはならないというふうに考えていますので、その点は、やはりキャッチボールをしながら、三股町の身の丈とはどこなのかということも、議会と相談しながらやっていきます。よろしくお願いします。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 一番危惧しているのはそこです。財政状況の規模を考えながらやっていく。よく聞くんですよ。だから、それは幾らですかというのが、町としてはそれを示すべきだろうというふうに思っています。

でないと、財政状況は我々もわかりません。今、三股町はどれくらいの余力があって、どのくらいの規模ならできるのか、それは補助金なしで、単体でできるのか。もしくは、ランニングコストは幾らぐらいのを大体年間考えるのか。そういうことも大きな関心事の1つだというふうに思っていますので、町長以下、そこら辺を早めに、どの程度のお金の規模で、我々はこれを進んでいく。その中で必死に、例えば補助金を見つけるんです、もしくは運営の仕方を考えるんですという形になるんだろうというふうに思っていますので、適当な財政資料と言われても我々にはピンとこないんです。だから、町民の皆さんもピンとこないと思います。

だから、三股町が許されているお金というのはどれぐらい、それはぜひとも必要だろうというふうに思っています。お金を何億円、何十億円かけてどういうふうになるということを今考えるのは、お金がある一定あって、その中でこうやるというのが必要だろうというふうに思っていますので、再度お願いをして、また、この問題については、町民のあまりにも過大視した希望的な声しか聞こえていけませんので、そこら辺は、町としてはマッチポンプじゃないんですけれども、

やっぱりあまりにも絶大な規模にひとり歩きしないようにお願いをして、私の質問を終わります。
以上です。

○議長（重久 邦仁君） これより11時10分まで本会議を休憩します。

午前10時58分休憩

午前11時10分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位2番、池邊議員。

〔6番 池邊 美紀君 登壇〕

○議員（6番 池邊 美紀君） 発言順位2番、池邊です。通告に従いまして一般質問を進めてまいります。

今回、2年ぶりの一般質問で、この無料Wi-Fiの質問は以前提案したものの、前に進んでいない案件として取り上げております。ほぼ同じ内容の質問を4年前になる平成27年12月にしております。そのときには町内をほぼ網羅している防災行政無線のWiMAXは一般に開放することはできないこと、一方で、図書館のほうではフリーWi-Fiを進めていくということがありました。

そのときに総務省の情報通信行政局の情報を示し、しかも、検索で「総務省、スペース、Wi-Fi補助金」で検索すると、観光防災Wi-Fiステーション事業が出てきて、これは予算も年次的についているので検討してほしいというふうなことを伝えて終わりました。それを踏まえて質問させていただきます。

町内施設や観光地のフリーWi-Fi整備を進めるべきというようなことでございます。

災害時にも使え、町内観光促進にもつながるWi-Fi整備を進めるべきでありまして、庁舎内のフリーWi-Fiを整備するべきだと思いますが、町長の見解を求めます。続きは、質問席から行います。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 庁内施設や観光地のフリーWi-Fi整備を進めるべきとのご質問にお答えいたします。

スマートフォンやタブレット端末の普及拡大に伴い、それを活用した情報提供が急速に拡大していることから、国内旅行者のみならず外国人旅行者も含め、その両実態に応えるため、また、災害時には電話がつながりにくくなることから、Wi-Fi環境の整備により、情報収集や連絡手

段として活用ができることから、その必要性につきましては認識しているところであります。

本町では、町内外からの利用者が多い町立図書館に、平成27年度にフリーWi-Fiスポットを設置したところであります。

今のところ、その他の町内施設及び観光地に設置する計画はありませんが、今後、初期整備費用や運用に係るコスト、本町の現状に合った設置場所の選定等も課題となりますので、総合的に検討してまいりたいというふうに考えています。

隣の都城市、そしてまた県内の状況等も一度いろいろと把握しましたので、それも踏まえながら検討を今後させていただきたいというふうに思っております。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 今、お話がありましたけれども、災害等、緊急時、2点についてお尋ねいたします。

近年、日本では地震また大雨など大規模災害が頻発しております。さらには南海トラフ大地震、そんな脅威も高まってきていることはご承知だというふうに思っております。

住民やたまたま三股町を訪れた方が知りたい情報を得る手段として、インターネットを使う場合、Wi-Fiというのは大きな役割を果たしてくださるわけです。その整備の必要性というものをどのように今回なっているかというようなことをお尋ねしたい。

それともう1点は、海外から観光客、外国人が来られて、コミュニケーションが取れない場合に、災害時、Wi-Fi、そういったものがしっかりとつながると安心というふうなことになるというふうに考えられます。そういったあたりもどのようにお考えなのか。

今、町長がおっしゃられましたが、県内でも防災Wi-Fiとして、宮崎市、都城市、延岡市、小林市、綾町、高鍋町、都農町、木城町、門川町、川南町、諸塚村、椎葉村、ほかにもあるようですけれども、県内では、かなり行政では整備が進んでおりまして、本町、かなりこれはおこなっているというふうに言ってもいいと思います。これ、なぜ進めていないのか、そこに何か理由があるのかなというふうに思って今回質問をしておるわけでございます。町長にお尋ねいたします。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 先ほど申しましたけれども、都城市内のフリーWi-Fiの状況というものを調べてみますと、公共施設としましては都城島津邸、関之尾公園、滝の駅周辺、それから都城駅、ここには都城観光協会でございます。それと道の駅都城、そして、道の駅山之口の5カ所でありました。そして、都城市役所の中の1階のロビー、そういうところでございます。そして、宮崎市も見てみますと、庁舎の1階のほうのロビーに設置がされているみたいです。

そういうのを踏まえますと、本町の場合、まだ庁舎内はフリーWi-Fiはないわけなんですけれど、ただ、「ソフトバンク」と呼ぶ者あり）ソフトバンク、そちらのほうがございますけ

れども、そういうふうな設置等を町内、県内自治体からすると図書館だけというのはちょっと寂しいなど、そしてまた観光地も含めて、両実態がどうなのか、そのあたりを検討しまして、費用対効果、やはり設置する以上はそれだけのコストがかかりますので、その必要性があるかどうか、そのあたりも含めて総合的に今後検討させていただけたらというふうに思っています。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 続きまして、観光の見地からお尋ねいたします。

総務省のホームページを見てみますと、情報通信ICT政策の中で電気通信政策の推進とありまして、その中に公衆無線LANの整備の促進というところがあります。

そこに観光、特に外国人観光客を念頭に置いた無料公共無線LAN整備促進協議会というものがありまして、三股町でいえば駅前でありますとか、長田峡、椎八重公園、上米公園なども、その中でできるのではないかなというふうに思うところです。これはまた担当課でぜひ調べてほしいというふうに思います。

それから、もう1つ調べてほしいことがあります。

検索ワードで、「総務省2020年に向け全国約3万箇所のWi-Fi整備を目指して」と入れますと、総務省から出ている昨年の資料が出てきます。もう1度繰り返します。「総務省2020年に向け全国約3万箇所のWi-Fi整備を目指して」というふうなことです。ぜひ、これを目を通していただきたい、そして来年度このような事業を活用して、これからの情報化社会における地方自治体としての役割というものを、基本的な整備を進めていただきたいというふうに思うところでございます。

このあたりはどのようにお考えでしょうか。これは町長でもいいですし、情報関係、SNSやられている副町長でもいいですし、県のこともわかっている教育長でも結構ですし、よろしくお願いします。

○企画商工課長（西山 雄治君） 企画商工課。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 今、池邊議員がおっしゃられましたとおり、国のほうで支援策がございます。公衆無線LAN環境整備支援事業といった2分の1の補助という形で出ております。また、これを検討するに当たって、その設備の投資額がどのぐらいかかるのか、そういったところ、あとランニングコスト、そういったところを検討しながら、設置をするかしないかというところもしていきたいと考えております。

また、今教えていただいた検索もひきながら、総合的に検討してまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 今、言われました公衆無線LAN環境整備支援事業、こちらのペーパーになりますけれども、この中でのハードルというのは財政力指数が0.8以下でありますので、三股町はおおむね0.4ぐらいで推移しているかというふうに思いますので、そういうハードルはもう十分超している、ほかにも結構使い勝手のいい事業だというふうに思っておりますので、ぜひ検討よろしくお願ひしたいというふうに思います。

また、宮崎県のほうでも観光的なところで宮崎フリーWi-Fi事業というのが、平成29年に開始をしております。先ほどの防災ということとリンクするわけですがけれども通常もう観光地に行くと画像でありますとか、動画というのを撮ってSNSにアップするというのもうこの観光地でも見られるような光景であります。

今、携帯が4G、第4世代になっていきますけれども、これが第5世代になっていくと完全な動画の世界に入っていきます。そう考えたときに、やっぱり地方自治体の役割として、こういう基本的なところというのは整備をしていくべきだというふうに思います。

これにおきましては足したような事業というのがあるようでございますので、そういったところもぜひ考えていただきたいと、これはもう前向きに、ぜひ、これまでとまってきたというふうに認識しておるぐらいのことですので、ぜひ前向きに進めていただきたいというふうに思いますが、最後に町長、今後の方針、考え方、取り組み等について回答のほうをお願いします。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 先ほども申しましたけれども、防災関係、そしてまた観光関係、その費用対効果を含めて、本当に必要なところには必要な投資はすべきかなあというふうに思いますけれども、先ほど言いました都城の状況等を見ますと、関之尾あたりのところの滝周辺のフリーWi-Fiなんか非常に利用頻度が少なく、これで必要性があるのかなというふうな実態等もあります。そういうものも踏まえて本当に必要だったら設置すると、そういうふうな利用状況等を全般的に、総合的に検討させていただきたいというふうに思っています。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 次に進みます。

最初のほうは順調に進んでいたふるさと納税でありますけれども、ここにきて伸び悩んでいる、もしくは後退している、そういうふうな状況もございまして。どこの自治体も始めたというふうなことで埋もれてしまっているということは、もうこれは言い訳にならないというふうに思っています。

この状況をどう打破するのか、どうアイデアを出してそれを実行するのかというようなことが必要だというふうに思っております。

ふるさと納税の積極的PRをすべきこれまでの推移と今後の計画、話題性のある取り組みを考

えられないかというふうなことを回答求めます。

○企画商工課長（西山 雄治君） 企画商工課。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） ふるさと納税を積極的にPRをすべきとのご質問にお答えいたします。

本町では、平成25年度から、ふるさと納税制度に本格的に取り組んでおり、寄附件数、寄附額ともに増加していましたが、平成27年度の寄附数約9,300件、寄附額約1億9,000万円をピークに下降し始め、現在では年間約、寄附数が4,000件、寄附額が約1億2,000万円で横ばい状態が続いております。

これは寄附額に対して返礼品の価格割合を高くしたり、地場製品の規定の範囲を逸脱したものを返礼品とした自治体がふえ、そちらに寄附が集中したことによるものと考えられます。また、本町は他の自治体と比べ返礼品を取り扱う事業所や返礼品の種類が少ないことも原因の一つではないかとも考えております。

このたび国は法改正により、ふるさと納税のルールを新たに定め、返礼品は地場製品で、かつ寄附額の3割以下などの基準を守らない自治体は、ふるさと納税制度の対象外とすることとしております。

このような中、本町の今後の計画としましては、ふるさと納税サイトをふやすとともに、返礼品については町内事業者への参加呼びかけや種類の拡充、品物の組み合わせ等による新たな返礼品の開発など、国が定めたルールの中で、積極的に進めてまいりたいと考えております。

話題性のある取り組みにつきましても、返礼品の質や量だけでなく、そのストーリー性やリア感など、さまざまな要素を兼ね備えた返礼品の開発を行い、積極的にPRに努めてまいりたいと思います。

また、本年度は協力事業者との意見交換会も計画しておりますので、その中でアイデア等をいただきながら、さらなるふるさと納税の推進を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） この質問も以前行った質問で、4年前の平成27年9月、それから2年前の平成29年3月に行っております。

その中ではこのような回答でありました。平成27年というのはまだ開始した当初でありまして、そのときに当初、大きく関わった西村副町長のほうが回答をされております。そのときには「御礼品の生産者の皆さん、商工会の方々などと情報交換しながら、どんなことが可能か話し合っていきます」というふうにありました。「そのあたりの体制づくりを進めていくことが今後の

発展につながる」と、そのように回答をされております。これが平成27年、4年前のことでございます。

そして、29年3月、このときは私なぜ質問したかといいますと、平成28年が急激に落ち込んだ、それで質問をしたいきさつがあります。この時点では9,300件から3,400件にぐんと落ちて、数で5,900件、半分以上下がって急激な落ち込みがありまして、額で7,600万ほど下がった。そのときはこのままではいけないので改善をしてほしいというふうなことを危機感を持って質問したつもりでございました。

そのときの町長の回答は「ふるさと納税をする自治体がふえ、ふるさと納税サイトで目立たなくなかった」というふうなこと、それから「ほかの自治体と比べて品目が少ないこと、それから急激に伸びている自治体を参考にして、新年度に向けて見直しを図っていく、具体的にはサイトの運営業者をふやすこと、種類の拡充を図っていく」そういった回答でございました。

私はそのときに都農町が始まったばかりだったですけども爆発的に伸びていたもので、都農町の議員に連絡をしまして状況を確認しました。そしたら、5つのサイトを使っているというようなことがありましたので、そういったことを例にとりて説明をいたしました。

そのときの回答の中にも、ふるさと納税の使途、使い方、それも明確にさせていただきまして、20ぐらいの事業にふるさと納税というのは使われている、だから町民の人たちにもそういったことはしっかり伝えて、町民の家族また親戚などにもご理解をいただいて、ふるさと納税を盛り上げて行きましょうというふうな話をしたところでございました。そういったことも踏まえまして、町長に質問いたします。

現在の状況に対して、また伸ばしていこうという考えはあるというふうに思いますけれども、どういふふうに考えられるのかなというふうな、リーダーとしてどのようにお考えなのかということをお聞かせ願いたいというふうに存じます。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） ふるさと納税ですね、大変この自由に使えるお金ということで、これがふえることによって本町のいろんなまちづくり、地域づくりの事業に、この財源の手当てがききますので、重要な取り組みだなというふうに考えております。

現在1億ちょっとで推移しているわけなんですけれども、これをもっと倍、3倍にしてほしいなということで、担当課のほうにはいろいろとお願いをしているわけなんですけれども、なかなかこれが伸びないというところで、隣の町が肉と焼酎ということで、うちの町もやはり肉と焼酎、その分の焼酎という部分もわが町もからいもをつくっているわけですから、そして工場は都城にありますけれども、わが町の地場産品としても取り扱っていいんじゃないかなろうかという話もしましたけれども、なかなかそれを応えてくださる業者の方が、いろいろ相談はしたんですけれども、

なかなか手を挙げてくれないというのもございました。といいますのは、都城の業者の方から比べると非常に都城は手厚い返礼額といいますか、要するに業者に手厚く、本町の今のやり方ではなかなか難しいということであったところがございます。といいますのは、やはりうちはルールを守ってしっかりと基準内でやっておりました。隣はちょっと違うんですね。やはりもう金をかけて、要するに町を売ることがまず大事だという、そのスタンスの違いだったというふうに思いますけれども、うちはルールの中でしっかりとやってきました。しかし、なかなか伸びない、しかし、やはりこれまで寄附された方々、それからあとのこのネットワークはしっかりとつくっていかうということで、その方々へのPRを含めて、そしてまたいろいろなところでも在京三股会、近畿三股会、いろんなどころでも、いろんなPR、そしてまたお願い等もしております。

しかし、結果が全てでございますけれども、現在のとおりでありますが、しかし、今後もやはり地道にはありますけれども、しっかりとやはりつないでいくということが大事かなというふうに、そして先ほどありました品目をふやしていく、そして協力業者もふやしていく、そしてまた業者の方との意見交換もしっかり踏まえて、皆さんからの知恵もいただきながら、一緒になって考えていくということが大事ではないかなというように思っています。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 担当課のほうで何か補足とかありますでしょうか。

○企画商工課長（西山 雄治君） 企画商工課。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） ふるさと納税につきましては、企画商工課でも伸ばしていきたいという考えは持っております。そこで、とりあえず今年度行おうとしているのが、この参加協力事業者の意見交換会、この中に現在、協力されていない事業者の方々にもお声かけして、ぜひ参加していただいて、新たな返礼品というのをご提供していただきたいというような意見も述べていきたいなと考えております。

また、ストーリー性とかで、レア感といったところの例えば郷土料理を活かしたような返礼品も考えていきたいなということで、内部で検討はしているところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 今年度はまだ、4月から言うとまだ6月ですので2カ月しかたっていない段階であります。昨年の実績をぜひ超えるように努力していただきたいというところがございますけれども、町長にお尋ねいたします。

昨年比何%プラスでありますとか、今、2倍、3倍というような言葉が出ましたけれども、額で何億円を目指すとか、そういう明確な目標を数字で表すということが、私はリーダーとして大

変重要な目標になるというふうに思いますけれども、その当たりをぜひ覚悟として、明確に数字で回答をいただきたいというふうに思いますが、町長、お願いします。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 担当課のほうの、この前の新しくできたパンフレットを見ましたが、本当に素晴らしい取り組みをやっているんです。それがどうやってこの納税者といいですか、その方々につながるのか、そういう方々の心に響くのか、そういうふうな取り組みがまだいまいちかなと、しかし、いいものを担当課のほうでは考えながら一生懸命取り組んでいるという状況であります。

数字で言いますと、現状を超えるということがまず基本的なスタンスでございます。ただやはり、目標というものになりますと、とりあえずは私の希望としましては1億5,000万ぐらいは最低ほしいなと、そういうことでこの素晴らしいいろいろな取り組み等の結果が見えてくるんじゃないかな、それがまた次年度につながっていくというふうに考えますので、とりあえずはまず1.5倍といいですか、1億ですから1.5倍、そのあたりのところを目標にさせていただければというふうに思っています。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 1億5,000万という明確な答えをいただきましたので、それに向けて頑張っていたきたいというふうに思います。後ろからはもっともっとというような声が聞こえましたけれども、1億5,000万ということをはっきりと聞こえたので、それに向けて担当課のほうも頑張っていたきたいというふうに思いますし、また民間業者の方も含めたところで、町を盛り上げて頑張っていたきたいというふうに思います。

次に進みます。

質問は三股町として、SDGsの重点的な取り組みはどのようなものか、国が示しているSDGs施策に積極的に関わっていくべきではないかというふうな質問でございます。お願いします。

○企画商工課長（西山 雄治君） 企画商工課。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 三股町としてのSDGsの重点的な取り組みはどのようなものかのご質問にお答えいたします。

SDGsは、持続可能な世界を実現するために、2015年9月に国連サミットにおきまして採択をされ、2030年を期限とする17の目標と169のターゲットからなる世界共通の目標であり、各自治体においても積極的に推進していくことが重要であると認識をしております。

また、その目標やターゲットにつきましては雇用の創出、産業振興、環境保全等、既に本町の総合計画や総合戦略等で掲げました目標と合致しているものも多数ございます。よって、本町に

おける計画の着実な推進がSDGsの取り組みを進めていくことにもつながるものと考えております。

また、本年度は総合計画と総合戦略の策定年度にもなっておりますので、計画の効果検証、現状分析を行いまして、今後においてもSDGsの理念を取り入れながら、実効性のある計画策定に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 今、目標17、ターゲット169ということが出ましたけど、その下にまた資料の232というのもありまして、そういったものと照らし合わせることでゴールを目指していけるというふうなことでなっております。

私は昨年、秋に宮崎市のほうで開催されましたSDGsのワークショップに参加をいたしました。

福岡から講師が来られて、そのワークショップによって、わずか3時間程度でありましたけれども、持続可能な社会づくり、誰一人取り残さない、そういった考え方を深く理解することができました。それを受けて、やはり行政がやっていることと本当によくリンクしているなというふうなことも感じましたし、何に注目をしてゴールを決めて、そこから逆算していくわけですけども、SDGsのアクションプランのどれに当たるのかというようなことを見極めて、現状をどのように変革をしていくのかということで、モデル事業にそれがつながっていくと、ですから今回、これを質問として取り上げさせていただいております。

まず、町長にご質問いたします。

SDGsの概要というのは以前のこの質問を聞いて大体理解されているというふうに思います。前議員の池田議員もSDGsのことをちょっとこの一般質問で触れたことがございましたので、大体そのあたりで理解されたかなというふうに思っております。

持続可能な開発目標の取り組みというのは、内閣府のほうから発表されて、日本政府としても進めているところでありまして、企業サイドのほうも、経団連のほうは2017年に行動指針の中に企業行動憲章というのにSDGsというのを組み入れて、そして産業化にもその取り組みを意識して進めている。ですから、今、新聞、テレビ、そういったニュースなどでSDGsというのがよく見出しに躍っているということがよく理解されているというふうに思います。

また、行政のほうも地方行政とSDGsというふうな、そういった見出しも躍っておりますので、いろんなところで見られているのかなというふうに思います。

昨年6月に選定されました自治体の先行事例というふうなことで、SDGs未来都市というのが決定されました。それが29都市、九州では3カ所ありまして、その中で一番優れているとこ

ろ、モデル事業として10カ所、九州内では南小国町がその事例でありますけれども、一番そのアワードとして大賞を獲ったのは北海道の下川町の事例が多くメディアで取り上げられました。

近くの話でいきますと、その未来都市のモデル事業に採択されたところは、第1回目の配分の中で約4,000万の補助がついたというふうなことが出ておりました。近くの話でいきますと都城市、内閣府から平成30年度、昨年度になりますけれども、12月に募集があった自治体、実際のSDGsの講師派遣、これ無料で行うというふうなことでありましたけれども、そこにいち早く手を挙げられて、講師派遣をやられて勉強されております。

そこで、お尋ねなわけですが、これ国の施策でもありますし、三股町をPRする、先ほど課長もおっしゃいましたけれども、三股町の総合政策、またいろんなものと十分リンクする、考えられる、そういったSDGsですので、そういった理解を深めるために、今後、勉強会、講師などを呼んで積極的に関わっていくべきだというふうに思いますけれども、町長、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） このSDGs、持続可能な開発目標として掲げられております17のゴールというのが貧困対策、健康福祉、教育、ジェンダー、経済成長、環境保全、いろいろなことで、これは本当に本町の総合計画とマッチングするものだと、また総合戦略とも関係するものだというふうに思います。

そういう意味合いでは、今回、来年度に向けてその戦略の見直し、総合計画の策定、そちらで取り組んでいきますので、その中でこの研修会を含めて17ゴール、そして169の目標、その中のそういうものを取り組みながら検討してまいりたいと、そういう国のほうの施策に手を上げるかどうかというのは今後の課題というふうに考えています。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 私もそう思います。

手を上げるかどうかというのはそのときに考えることとして、やはりこういったものを十分理解して、いろいろなものに反映していくというようなことをこれは大事なことだというふうに思いますので、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

担当課にお尋ねいたします。

まず、SDGsのどの分野がこういった考え方に合致するのか、自治体のモデルケースになるのかというようなことをお尋ねしたいというふうに思います。

○企画商工課長（西山 雄治君） 企画商工課。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 先ほども申し上げましたんですが、産業の振興、あと環境の保

全というところで、この169のターゲットがございすけれども、各自治体が全部共通したものではないというふうに認識しておりますので、三股町の最も課題といいますか、特性のあるものと合致させていきたいと考えております。

今後、人口が今微増でありましたけれども、今後は減少のほうに転じていくということもございすので、そういった減少を食いとめるような施策とリンクさせて取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 質問のところに私は敢えて、三股町としてのSDGsの重点的な取り組みはというふうに、重点的なのというようなものを敢えてつけております。

つまり、今説明があったように、この概念は169のターゲットというのがありまして、230に及ぶ指標というのがございす。それは医療、福祉、教育、環境問題、ジェンダー、建設、産業、水問題、あらゆる問題、分野というのがその対象となるわけですけども、ですからその質問の重点的なのというようなところがキーワードで、これは三股町で言えばやはり今行っている施策の中で見てみますと、小規模校のスクールバス事業、プラス、タブレットの取り組みというのは、やはりこれは過疎地域の中核的な小学校を維持するということのパソコン対策のモデルとして十分考えられるのではないかなというふうに思います。

また、三股町というのは40年間人口が微増しているという、そういう本当にまれな自治体でもございすので、そういった特異性が明確にすることができれば、国の認定するモデル事業になるのではないかなというふうなことも考えるわけがございす。そういうことを考えると、やはり企画というふうなところでやっぱり深く考えていくべきだというふうに思いますけれども、そのあたりは担当課、どのようにお考えでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） やはりこのSDGsを今行っているいろんな事業がございすけれども、SDGsとリンクさせることによって、町をPRしていくとか、主張していくことも可能かと思ひますので、そこら辺と敢えてリンクさせて事業に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） それでは最後に町長にお尋ねをいたします。

現在、三股町が行っている事業というのは非常に大事な事業がたくさんあるわけですけども、やはり国がやっているものにいち早く着目をして進めていかなければならないと、それは国からお金を持って財源を引っ張ってくるというふうなことにもつながるわけですので、ぜひ、そうい

ういち早く取り組むような、そういう部署の充実というものを図るべきだというふうに思いますけれども、町長、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） このSDGsの取り組みにあたりまして、この自らの地域の状況の強み、弱み、そういうところを再発見するというのがこの一つの意義があるんじゃないかなというふうに思います。その中で、今言われました教育、これについては本町も教育、文教のまちということでいろんな取り組みもさせていただいておりますので、その一つの強み、それともう一つはやっぱり福祉関係ではないかなというふうに思います。福祉、この社協が福祉の最先端を担っているわけなんですけれども、そういう中でこども食堂関係、あるいはフードバンク、そしてまた生活支援事業、要するに地域の中で高齢者の支援関係もボランティアまた有償ボランティアで地域で支え合うと、そういうふうな取り組み等もほかの自治体から比べると先を行っているんじゃないかなというふうに思います。そういうふうな強みのところを大いにまたPRしながら、そしてまたそれをもっと広げていながら、そういう意味合いで、そういう強みを発揮する。そしてまた弱いところはまたそれについて、今後課題を解決するために取り組むと、そういうふうな形で今後のまちづくりに取り組みたいと思っています。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 今、答えられませんでしたけれども、やはりそういう国の施策を注視して、それを実行する、そういう企画の部署の充実というものは私は大事だというふうに思っておりますので、それは要望としてお伝えしておきます。

次に進みます。

スクールバスの活用をされている小学校があります。特認校制度、今後の展望についてお伺いいたします。

梶山小は現在活用が増加傾向でありますけれども、伸び悩んでおります長田小の魅力、さらにPRすべきだというふうに思いますけれども、今後の計画はどのようなものでありますでしょうか。回答をお願いします。

○議長（重久 邦仁君） 鍋倉教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） スクールバスの活用が伸び悩んでいる長田小の魅力をさらにPRするための取り組みについてお答えいたします。

スクールバスにつきましては、小規模特認校制度により長田小や梶山小へ通う児童をふやすために、平成29年度から導入したところです。

2年目となった平成30年度には、定員の28名に達したため、今年度からさらにバス1台、増台しまして利用する児童数が31名となったところです。

しかしながら、ご指摘のように梶山小22名に対して長田小は9名と伸び悩んでいる状況でございます。

スクールバスの増便によりまだまだ受け入れが可能となったことから、これまで以上に小規模特認校制度やスクールバスをPRしていきたいというふうに思います。

PRの手段としましては、年2回開催しておりますオープンスクールを初め、役場ロビーでの啓発活動、学校PRビデオの放映や報道機関等の協力を得ながらPR活動などを今後も続けていきたいというふうに考えております。

そして、長田小の魅力としまして、これまでは自然豊かではできない体験、感動、学びを中心にPRしてきましたが、さらなる魅力化を図っていきたいというふうに考えております。

その1つとして、今年度より児童1人に1台タブレットパソコンを配備するとともに、ICTを活用した学力の向上対策をモデル的に実施できないか検討しているところです。学校を核に地域と学校が連携して取り組んできた地域の特色を活かした魅力化にICTを活用した学力の向上という新たな魅力を追加して、長田小へ通いたいと考える児童や保護者をふやしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） この課のトップである教育長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 長田小の魅力化、さらなる魅力化につきましては、やはり学校が学びの場であるということを考えますと、保護者の皆様が求めていること、それは自分たちの児童、子供のしっかりと社会に出て生きていける力をどう身につけさせるかというところだと思いますので、先ほど教育課長から答弁させていただきましたように、教育面での特色というのをしっかり打ち出して行って、学校それから地域の皆様のご協力を得ながら取り組んでいきたいと考えております。

また細かい点等ありますけれども、オープンスクールについてもどういうふうにそれぞれの特認校の魅力を見せていくかということについてもまだまだ工夫する余地はあると思っておりますので、そういった面についてもさらに工夫を重ねていきたいと考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 工夫する余地がたくさんあるというふうにお答えいただきました。

学力向上等も十分要望に答える一つの大きな要素であるというふうに思いますので、学力向上を学校長にしっかりと伝えていただきまして、子どもたちを伸ばして、長田小が少しでも伸びる

ように、人数が伸びるように努力を重ねていただきたいというふうに思います。

次に進みます。

ドライブレコーダーの設置が、今、三股町順調に進んでおります。警察と防犯協定を結んではどうかというふうな質問でございます。回答のほうを求めます。

○総務課長（白尾 知之君） 総務課。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） ドライブレコーダーの用途としまして、交通事故やトラブルが起きたときの正確な状況把握がでございます。

本町におきましても、交通事故、事件等のトラブルへの対処及び運転者の安全運転意識を高める手段として、公用車への搭載を順次進めているところでございます。

管内で犯罪、交通事故が発生した場合に、警察に記録データを提供することで事故、事件の早期解決に協力できるものと考えます。特に、定時、定コースで運行するコミュニティバスは効果的と考えます。

また、ドライブレコーダー搭載車であることをアピールすることで、犯罪の抑止力につながることも期待できます。

警察の連携協定につきましては都城地区地域安全協会や都城地区交通安全協会にご提案し、民間も含め広域的な取り組みとして進めていければと考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） ちょっとお聞きしたいんですけども、現在そのドライブレコーダーをつけている車に外から見てドライブレコーダーがついているということがわかるシールか何か、ステッカーか何か貼ってあるのでしょうか。

○総務課長（白尾 知之君） 総務課。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 外部からドライブが設置されているかどうかがわかるような表示はしておりません。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） ぜひ、それは前向きにつくっていただきまして貼っていただきたいというふうに思います。

この質問は5年前、平成26年12月にドライブレコーダーをつけるべきだというふうな質問に対して、前向きに取り組んでいただいた結果が今現在、順調に整備が進んでいるというふうに思っております。

そのとき私が目にしたニュースというのが、鹿児島県の伊佐市というところで、公用車120台に一斉にドライブレコーダーをつけて、安心・安全なまちをつくるというふうなことが明確にされておりました。そういった内容をそのときの一般質問で伝えております。

今、課長が申されましたように、ドライブレコーダーというのは記録されるものでございます。5時間程度もしくは機械によっては8時間程度、十分に走行をされたデータが残ります。ですから、走る防犯カメラというふうなことも言えるわけですが、いろんな事件があるわけですが、そういったものがあつたときに警察に有効な証拠品として提供できるというようなことが考えられるわけですが、それをスムーズに行うために防犯協定を締結している自治体というのが、結構、全国の中で出てきております。

ドライブレコーダー防犯協定というふうな検索ワードで見えますと、これも出てきますので、ぜひ見ていただきたいというふうに思います。そういったことも考えると三股町もそういう防犯協定というのを結んで、三股町というのは防犯に積極的に安心・安全な町として取り組んでいるんだというようなことをPRできるというふうに思いますが、そのあたりは町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 交通安全等、防犯等に追加しては都城地区交通安全協会、また都城地区防犯協会、そういうところと一緒にこの盆地の安全・安心ということに取り組んでおりますので、そういうところと連携をしながら、この都城市、そしてそういう協会と、そして本町というようなことで広域的な取り組み、そして、この協定を結んだらどうかということで、先ほど総務課長が話しましたように提案をしていきたいというようなことでございますので、そういう方向で進めさせていただきたいというふうに思っています。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） ありがとうございます。

最後になりますけれども、私自身は一般質問をいつも提案型というふうなことで心がけております。

2年ぶりに一般質問をするに当たって、これまでの質問をいろいろ見返しておりましたら、今回出しましたWi-Fiの整備、それからふるさと納税、ドライブレコーダー、そういった防犯協定、特にWi-Fi整備とふるさと納税については進んでいないなというようなことを感じたもので、今回出したところでございます。

私自身も議員という立場で、何で進まなかったのかな、進んでいないのかなというようなことを考えてみました。そのときの伝え方が悪いのか、そのときの私の伝え方が悪かったのか、それとも、そのときは届いていたとしても担当課が移って薄れてしまってなしになってしまうのか、

年度がかわってしまうと白紙に戻ってしまうか、庁舎内では行政のほうでは、執行部のほうでは議論されているけれども前に進んでいないのか、それなら議員として議論が見える方法はないのかな、知る方法、改善する方法というのはあるのかなというふうなことも考えました。いろいろ考えたわけですがけれども、町長に最後、町民に向けて全体的な総括の回答をいただきたいと思えます。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 議員さんのほうから、こういうふうな一般質問等が出た項目、要望、そしてまた検討事項、ここについては必ず各課のほうで持ち帰って検討はさせていただいております。そして、その検討結果はこうだったということで、年度末には議会のほうにも報告しているところがございます。

ですから、このWi-Fiの整備、図書館のほうには設置しておりますけれども、その後についても今後どうするかというところはまだこの時間が、今の必要性についてはまだまだというようところで進まなかったのかなと、そして、ふるさと納税についてはもっともっとお互い知恵を出してやっていこうじゃないかということで、担当課にハツパをかけているところがございます。

またドライブレコーダーについても年次的にやっていこうということで、ご提案の主旨に沿った取り組みをさせていただきました。

まだまだ十分に期待に応えられない部分もあろうかと思えますけれども、やはりこの皆さんの声は、議員さんの声は特に大事にしながら、一つ一つを誠意を持って真摯に対応していきますので、今後ともまたよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議員（6番 池邊 美紀君） 以上で、一般質問を終わります。

○議長（重久 邦仁君） これより、昼食のため13時30分まで本会議を休憩します。

午前11時58分休憩

午後1時25分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

発言順位3番、上西議員。

〔10番 上西 祐子君 登壇〕

○議員（10番 上西 祐子君） 質問順位3番、上西です。通告に従いまして質問してまいります。

まず、1番目の高齢化社会に向けた取り組みについて質問いたします。

本町では、2019年5月1日現在で、65歳以上の人口は6,776人、高齢化率は26.1%です。2025年では、推計約7,579名、高齢化率31.1%と見込まれています。2030年では高齢化率が上がり、3人に1人以上は高齢化となる時代が来ようとしております。元気で長生きする町を目指すために、どのような取り組みを考えておられるのか、質問いたします。あとは質問席にて質問いたします。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 高齢者社会に向けた取り組みについて、元気で長生きする町を目指すために、将来に向けた取り組みを考えておられるのかという質問の中で、1から3までの項目がございますけども、その中の①人材育成についてお答えいたしたいというふうに思います。

高齢者の方々がいつまでも元気で要介護状態にならないために、介護予防対策についてはさまざまな支援を行っているところでございます。その中の栄養指導につきましては、地域包括支援系のケアマネジャー、認知症地域支援推進委員や認定調査員、保健師が高齢者の各家庭を訪問し、直接本人と会話をしながら食事の摂取状況や栄養状態、体調管理等、健康指導について説明を行っているところでございます。

ケアマネジャーにつきましては、毎月1回、ケアマネジャー会議を開催し、町内外のケアマネジャーを集め、情報の交換、体験発表や専門講師による講演会を実施し、資質の向上に努めているところでございます。

高齢者の健康づくりについては、社会福祉協議会と協力しまして、足もと元気教室、元気アップ教室を行っているところです。高齢者支援課の看護師による血圧測定、体力測定や社会福祉協議会の理学療法士による体操教室も行っているところです。また、こけないからだ体操を各地域のサロンに取り入れ、茶話会だけではなく、健康維持への取り組みも行っております。

そして、自主運営を促進するため、初回到保健師による栄養指導や健康指導、体操指導を行い、CDや用具の貸し出し等も行っています。また、看護師、理学療法士、保健師など専門職員の指導のもと、高齢者が楽しみながら健康を維持促進できるよう努めているところでございます。

とりあえず、この①の栄養指導や健康指導、またボランティア等の育成、高齢者福祉を支える職員の人材確保というところで、大まかなところを今ご説明申し上げましたけれども、細かくは、高齢者支援課課長のほうが回答をいたします。

○高齢者支援課長（川野 浩君） 高齢者支援課。

○議長（重久 邦仁君） 川野高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川野 浩君） それでは、高齢者支援課からボランティア等の育成、高齢者福祉を支える職員の人材確保等についてお答えいたします。

地域で高齢者を支える事業として、軽度生活援助事業を推進しています。この事業は、在宅の高齢者が、少し難しくなってきた日常生活の簡単な家事をお手伝いする事業で、近隣にお住まいのボランティアの方々にお願ひし、部屋の掃除や買い物等を支援していただくサービスであり、地域ボランティアの育成に取り組んでいるところであります。

また、本年度、新たに小鷲巣地区と下新地区が軽度生活援助事業に取り組むこととなっており、サロンのメンバーによるボランティア支援も決定し、ボランティア人口も増加しつつあるところであります。

また、社会福祉協議会では、地域の福祉課題の解決に向けて、地域においてリーダーシップを発揮する三股町地域応援隊を養成する研修を開催しています。これは、地域福祉の推進に意欲的に携わっている方や興味のある方で、今後、町内での地域福祉活動を希望する方が対象で、平成30年度の受講者は47名となっております。

高齢者福祉を支える職員の人材確保につきましては、ケアマネジャー、認定調査員、認知症地域支援推進委員や保健師、社会福祉士、看護師などさまざまな専門分野の職員を配置し、支援を行っています。本年度は、さらに要介護認定適正化事業を強化するため、委託職員を増員し人材の確保を図ったところです。

また、社会福祉協議会においては、国の地域力強化推進事業を受託し、地域住民に地域福祉に関する興味や関心を持ってもらうためのきっかけづくりを行うコミュニティーデザイナー、社会福祉士を新たに配置することとしております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 私、この質問通告をしてから1週間ぐらいしてから、三股町総合福祉計画というのをもらいました。これに目を通しますと、私が思っていたことがもう既にアンケートなどで調査されてまとめられていて、さすがに福祉のまちづくり三股だなあというふうに思いました。

この福祉計画の具体化を進めるためのまた質問になろうかと思ひます。

私、自分のことを言うのもなんですが、三股町の福祉ということで言ひますと、やっぱり予防が一番健康づくりには大事だと思ひんです。それで、10年ぐらい前に、私、健康診断でちょっとすごくこけたり、いろいろ筋力が落ちていてというふうなことを指摘されて、そして、あのころ貯筋教室というのがあったんです。「貯金」の「貯」に「きん」は「筋力」の「筋」、その教室に行きなさいというふうなことで、悪いほうの意味で選ばれて、そして2年間ぐらい、専門の先生、宮崎から来られていましたけど、その先生なんかの指導を受けて、そのときにやっぱりこけない体をつくるためには、足腰、筋力をつけないといけないちゅうことで、体操やら教えてい

ただいて、その後、私もいろいろ考えて、70歳になってから筋トレと、それから毎朝ラジオ体操を6時半からやっております。そして、グラウンドゴルフをしたり、それから4年前に議員をやめてからは、地域の人たちとグラウンド体操とか、それから1週間に1回はプールに行ったりとか、そういうことで体が衰えないようにしてきたおかげで、五、六十代のときから比べますと、今が一番健康な状態なんです。だから、こうしてまたここに立つこともできたんですけど、そういう意味からいえば、予防が一番大事だと思います。

それで、町はそういう意味でサロン活動とかいうふうなのを4年前に立ち上げてくださいますて、サロン活動で私も地域のご近所さんの高齢者、後期高齢者の人たちと一緒に、毎週サロン活動をやって、こけない体操と、それからおしゃべり会、そういうふうなことをすることによって、その地域の人、80代以上の人もいますけど、手押し車でやっと私の家に来られた人が、今では手押し車を押しながら散歩、そういうふうなことをするまでになられたんです。楽しいと、とにかく、むしろ近所もほとんど都城から来られて家をつくった人がほとんどですので、三股に余り知り合いもいらないんですけど、都城の人たちに自慢するわけです。サロンは楽しいよというふうに自慢すると、皆さんうらやましがられるみたいなんですけど、そういう意味で、この町の取り組み、サロン活動とか、それから骨コツ教室とか、足もと元気教室、ノルディックウォーキング、そういうふうなことをされている方が、町報を読むとすごくたくさんなっているなあというふうなことを感じております。

それで、やはりそういうことがやっぱりこれを読むと、介護認定者も横ばいだと書いてありますので、そういうふうなこともやっぱり一つつながっているのかなあというふうに感じます。

それでやっぱり、私は高齢者支援をするには、やっぱり、さっき課長もおっしゃられたように、職員も介護支援係になっているいろんな人たちが独立されて、4年前からしたらふえているというふうなことがわかるんですが、あと10年たつと、もっと高齢者はふえていくわけで、ほとんどここにいらっしゃる方々もやっぱり高齢者になっていくし、そういう意味で、今、参加されている方々じゃない家に引っ込んでいらっしゃる方々にも手を差し伸べるためにどうしたらいいのか、やはりそこに行くためには、一人一人きめ細やかな支援も必要じゃないかなと、そういうことを考えるときに、やはり予防に力を入れる必要がありますし、それから、保健師さんなんかとか、もっとたくさん地域に出かけていく指導とか、それから男の人がなかなかサロンとかにも入ってこられないし、いろんな地域の健康指導、そういうふうなのに参加されていない実情があると聞きますので、そういう点を含めてどう考えていらっしゃるのかお伺いいたします。

○高齢者支援課長（川野 浩君） 高齢者支援課。

○議長（重久 邦仁君） 川野高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川野 浩君） 今現在、高齢者支援課には保健師が1人いらっしゃるんです

けれども、今までは保健師の方がもう全ての業務をいっぱい行っていらっしゃるんですけど、体操教室をやったりとか健康指導をやったりとかやっていたんですけど、その方々、たくさんの方々に指導するのに限界があるということもありまして、今、申し上げましたとおり看護師とか、それから社会福祉士、それから理学療法士、いろんな方々、専門分野の方々をたくさん集めて、いろんな多岐にわたってそういう方々と協議しながら、高齢者の支援を行っていくということを考えております。

介護予防につきましても、今までは介護保険を使わなければ住宅の改修とかもできなかったんですけども、それをチェックリストを25項目あるんですけども、それをチェックしていただくだけで、簡単に申請ができるというようなシステムをつくりまして、高齢者の方々の支援を行っているところであります。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 高齢者を支える仕組みづくりというふうなことで、本町では地域包括支援センターというのを直営で設けておりまして、そこに今言われた保健師、そしてまた看護師、そしてまた社協と連携をとりながら、言われた足もと元気教室とか、こけないからだづくり、そういうもののために社会福祉士、理学療法士、そういう専門スタッフをそろえながら、今現在取り組んでいらっしゃるサロン等のボランティアで取り組んでいらっしゃる方々に対する支援を行うというふうに考えています。

といいますのも、やはりボランティアをされる方々に、サロン経営に対して非常に負担を感じるようなことであつたら長続きしません。持続可能なシステムづくりという意味合いでは、やはりサロンのリーダーの人たちのお手伝いをする、そこにやはり社協、そしてまた町のほうから出向いて行って、サロンのメンバーの方々に健康づくり、栄養指導、そういうものに取り組んでいくというのも非常に重要なということで、そういう取り組みをさせていただいております。

それとまた、言われるように、高齢者の一人住まいというのを、そういう地域の方々もふえていきますので、そういう方々をどう支えていくかということで、軽度生活支援事業というので、地域の公民館、自治公民館、そこで有償ボランティア、あるいはまたいろんな民主団体もございまして、そういうところにまたそういうふうな人材を派遣できる、そういうシステムづくりをやって、そういう一人一人の高齢者の例えばごみ出しのお手伝いをするとか、あるいはそういう方々の困り事について相談を受け付けるとか、民生委員さんもいらっしゃるんですけども、そういうふうなスタッフをそろえていく、そのようなボランティア育成していく、そういう取り組みも、現在もやっていますけど、今後、強化したいというふうに考えています。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 私も4年間、サロンをやっておりまして、1回は齊藤課長に保

健指導ちゅうんですか、1回は来ていただいたことがあるんです。そういう、それからこけない体操づくりも、福祉課、包括支援センターの方から来ていただいて、1カ月間指導してもらって、今、私たち自分たちだけでやっているんですけど、やはり今、サロンが30ぐらいあるというふうなことを聞いておりますが、このところに、やはり1年に1回ぐらいは全部回って、保健指導なり、それから今、私たちいろいろおしゃべりすると、病院の話とかそういう話が多いんです。健康の話が多いんですけど、やっぱり正しい食生活のあり方とか、そういうふうなことを教えていただいたりとかすることも必要なんじゃないかなと。だからやはり、そういう意味で、全部のサロンなんかも、定期的にでも訪問して下さることができるというふうな感じがいいかなというふうに思っております。

それと、やはりさっきボランティアのこともおっしゃいましたが、私もうちの地域で民生委員さんがいらっしゃらなくて、もう本当に困っているちゅうことで、半年間、ちょっと民生委員をさせていただいてお手伝いしましたけど、人を探すちゅうのか、そういうことをお願いするのがなかなか大変なんです。だから、もっと何か気軽にできますよという、民生委員さんでも皆さん今もう75歳以上の人もいらっしゃって年齢制限もあるとかいうようなことを聞いているので、そこら辺をもっと何か誰でもなれるような感じで、ボランティアなんかを育成することが大事なのではないかなあというふうに思いますが、そこら辺いかがなものでしょうか。

○高齢者支援課長（川野 浩君） 高齢者支援課。

○議長（重久 邦仁君） 川野高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川野 浩君） 今、サロンが30とおっしゃったんですけども、それは今年度の3月の状況でして、それから33にふえております。それで、今、上米でもサロンが始まったところなんですけれども、そのように支援をしていただく方を探すために、そのサロンの中から、サロンに来られる方は非常に活動を一生懸命される方ですので、そういう方々をうちの社会福祉協議会に生活支援コーディネーターというのがいるんですけども、その方々とそれから理学療法士さん、その方々がサロンに出向いて、軽度生活支援事業とかそういうボランティアをされる方々を、そのサロンの中からお願いしてやっていこうというような活動も行っております。以上です。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） それと、私ちょっと心配になるのは、稗田もそうなんですけど、植木とか花見原とか中原あたり、新しい住宅がたくさんふえてきていますよね。そういう方々もやはりあと20年、30年たてば高齢化するわけで、そういう人たちの、自治会に入っている人たちが少ないわけです、そういう方々。だから、そういう余り地域になじみがないような人たちを、どうこういうものに引き込んでいくのか、そこら辺は、自治会に入っていらっしゃる人は割

と隣近所顔見知りではあるんですけど、そこら辺を含めた対策というのはどうか考えていらっしゃるのかなあとというふうに思いますがいかがですか。

○議長（重久 邦仁君） 川野高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川野 浩君） 高齢者支援課では、社会福祉協議会それから地域の方々といろいろ連携を行いながら、ボランティア活動とかそういう方々を探していますし、高齢者の支援も行っているところなんですけど、今後も地区の公民館長さんとか、民生委員さんとも話をしながら、さまざまな連携をとっていきたいと考えております。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 人材育成のこととか、そういうふうなことはわかりましたが、次に、移動手段のことでお尋ねいたします。

午前中の質問の中で、免許返納の状況はということは指宿議員が聞かれましたので、そこは省きますが、免許返納をされた方とか、お年寄りで足がない方々が結構ふえてくると思うんです。くいまーるは通っていますが、やはり時間に制限がありますし、そういう点でやはり、私なんかいろいろサロンの中で話すと、うちは都城の境目なもんだから、病院に行くにも都城のほうが多いんですけど、歯医者に行って医療費は200円ぐらいで済んだけど、1割負担ですから。タクシー代が1,500円ぐらいかかったと、うちの家からです。家あたりから、そうおっしゃるんです。やっぱり往復3,000円ぐらいかかるわけで、そういう点、病院とかそういうふうなところに行ったり、くいまーるが通っていない時間帯とか、町内でもそういうときにやはり病院に行かないといけないようなときがあるわけで、そういうところ辺で、タクシー会社と連携して何か、所得制限はそれはあると思うんですけど、そういう高齢者の自己負担を軽減して、足の確保を図ることはできないのか、お考えをお聞きます。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員、質問が返納から移動手段になっていますので、もうちょっと質問の方向を質問の趣旨に沿った方向でお願いします。

○議員（10番 上西 祐子君） 移動手段ということで。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） くいまーるバスです、コミュニティーバス、これを前提としたところの考えなんですけども、先ほど指宿議員からも質問があったんですが、まずは、やはり高齢者の免許証を返納を進めるといった上で、どうしてもやはり生活の足という部分をどうにか、行政としても手助けできないかという点でございますけども、まずはコミュニティーバスの運行を、こちらのほうをどうにかそういったものに合わせた形で運用できないかというのを、今後やはり検討していかなければいけないのかなというふうに考えていますし、もう一つは、五本松団地の跡地、こちらの整備がどういうふうになってくるのかわかりませんが、そういったところの

整備情報に踏まえながら、例えば病院、あとは買い物をする場所、いろんな場所が町長のほうもあそこを中核として整備していきたいという話がありますので、そういった整備状況になっていけば、そちらのほうに向けた運行状況等に踏まえながらコミュニティーバスを使っていくということもあるかと思えます。

また、新聞で、この前の新富町なんですけども、こちらのほうでは、コミュニティーバスの回数券に助成を出したりとか、あと、タクシーの初回乗りの運賃代に助成するとか、そういった助成策もやっているというふうに聞いておりますし、あと、この前、県のタクシー協会のほうで総会がございまして、そちらのほうでは、県のタクシー協会のほう、免許証を返納された方々については、警察署からの証明書を出させていただいて、それを見せると1割引きしていただけると、あと、宮崎交通のほうですか、こちらのほうも運行のほうの運賃の割り引きとか、そういったものもありますので、そういったことを含めた総合的に考えながら、行政としてどういった方向がやれるのかというのを、くいまーるを前提として、バスもありますし、あとタクシーという方法もありますし、あと、職員で聞いた研修の結果で聞くと、新潟県の話なんですけど、あそこは地域でバスをみんなで乗り合わせて運行をやっていると、そういった話も聞いていますので、その地域の実情に応じたやり方というのを今後検討していきたいというふうに思っております。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） そういうふうなことで、やはり三股町のタクシー会社もまた喜ぶんじゃないかなと思うんです。やはり災害時などのときに、やはり避難所に行くときに、もう大雨が降っているときなんかは車も出せないし、また地域の人たちもボランティアでなかなか車迎えて連れていくちゅうことも困難な状況になるかと思うんです。そういうときには、やっぱりタクシー会社なんかと契約しとって、自分でタクシー呼んで避難所にでも行けるようなシステムも、先々考えていってもよろしいのではないかなあというふうに思いますので、またそのあたりを将来に向けて検討していただきたいというふうなことを思います。よろしくお願ひします。

それと、道路というふうなことを私書いていますが、この中に障害者のところで、障害者が一番困っていること、外出されていますかといったアンケートで、道路がでこぼこで危ないから1人で歩くことが困難だというふうなことが書いてあったんですが、やはり私は障害者も高齢者も一緒だと思うんです、子供たちも。

私、ここ4年ぐらいウォーキングをしていて思うんですけど、すごく段差があったりでこぼこがあったり、生活道路がやっぱり危険な箇所ちゅうんですか、大げさな危険箇所じゃないんですけど、やはり歩きにくいところが多いわけです。やはりそういうことを考えていくときに、やはり歩道とか高低差があったり、車道から歩道に上がるときに段差があったり、特に、稗田なんかは歩道がこれぐらいあるんですけど、メインストリートのところですか。パン屋さんのところから

西のほうに向かってみんなスーパーに買い物に行くんですけど、真っすぐじゃないんです。こう高低差があって、すごく歩きにくいし、近所の人たちも、その近辺の人たちも困っていらっしゃる。ああいう用水路があったせいだと思うんですけど、やはり、子供たちも自転車に乗ったり、お年寄りも手押し車引いて買い物に行ったり、そういう点を考えたときに、そういう歩道なんかを、これからはやはりもっと目を向けて、歩きやすい道路、それがやはりひいては障害者にも子供たちにもいいまちづくりになるんじゃないかなと、そういうふうなことを思いましたので、安全な歩道の整備を進めていってほしいというふうな希望を出しておりますが、そのあたりどうお考えでしょうか。

○都市整備課長（福永 朋宏君） 都市整備課。

○議長（重久 邦仁君） 福永都市整備課長。

○都市整備課長（福永 朋宏君） 高齢者や障害をお持ちの方に優しい歩道整備、通学路の整備につきましては、これまでも三股駅周辺、三股小学校前交差点から役場方面の道路等について改良をしてまいりました。

また、通学路で歩道のない道路の安全対策として、グリーンベルトを設置してまいりました。これは、平成24年度に緊急合同点検を実施し、三股町通学路交通安全プログラムを策定し、児童生徒が安全に通学できる取り組みの一つであります。

町では、平成30年度から役場前通り線、そして今年度から病院通り線の歩道改良事業を実施しております。これは、道路構造令第11条で、歩道の幅員は、その他の道路にあっては2メートル以上とするものとなっていることから、この2つの歩道改良事業では、歩道の幅員が2.45メートルとなるように設計、施工しているところでございます。

また、県道33号線については、従来から長田方面の歩道整備改良を県に要望しているところです。今年度は、町なかの歩道整備について県に要望してまいります。これからも通学路を含め、高齢者や障害をお持ちの方にも優しい道路、歩道づくりに鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） ぜひ、皆さんもやはり係、課の人たちだけじゃなくて、自分の近辺を歩いてみてほしいんです。やはり歩いてみると、ここが危ないなとかそういうふうなことがわかるし、普通、私なんかも車に乗っているときにはわからなかったことが、歩いてみるとすごくよくわかるわけで、やはり歩きにくい道路とか、転びやすい道路、そういうふうなことが目につくわけで、皆さん、家の近所だけでもいいから1キロ四方ぐらい歩いてみて、そこら辺を簡単な修理だったら、でこぼこぐらい直せるわけで、だからそういう点を、みんなこれから高齢化

社会に向けて意識改革というんですか、そういうふうにしていただけるとありがたいなあというふうに思いますので、ぜひひとつよろしく願いいたします。

それでは、2番目の質問に移ります。

宮崎県の平和委員会が、自衛隊募集に関して名簿提供に関するアンケートを自治体に行った結果、本町でも募集対象者情報を作成して、紙で提供していることが判明いたしました。このこと、最初、どの年代の名簿を提供しておられるのか、また、2番目に、本人または保護者の同意を得て名簿を自衛隊のほうに送られたのか質問いたします。

○総務課長（白尾 知之君） 総務課。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） それでは、自衛隊募集に対する名簿提供についてお答えしたいと思います。

本町における自衛隊募集に対する募集対象者の情報提供の根拠、経緯についてお答えします。

募集対象者情報の提供につきましては、法的根拠としまして、自衛隊法第97条と自衛隊法施行令第120条に基づき、毎年、自衛隊宮崎地方協力本部からの募集対象者情報の提出依頼があり、紙媒体で提出しております。

まず、どの年代の名簿を提供しているかという質問でございますが、対象となる年代は18歳と22歳に到達する者の情報で、情報につきましては、氏名、住所、性別、生年月日を提供しております。

続いて、本人または保護者の同意を得ているかという質問でございますが、本人または保護者の同意については得ていない状況です。理由は、自衛隊法97条及び同施行令第120条の規定に基づいて遂行される適法な事務と捉えているからでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） さきの国会でも、問題になったと思うんですが、自衛隊法でも自衛隊法施行令でも、自治体が自衛隊の求めに応じて適格者名簿を提供する義務は定めておらないと、このことはさきの石破防衛庁長官も国会で認めております。やはり、各日本全国で6割の市町村が名簿提供していないというふうなことで、安倍総理がちょっとおかんむりになったみたいなんですが、個人の尊重を定めた憲法とこれを土台とする個人情報保護の法規に立てば、自治体が名簿提出を拒否することはできるし、それが私は当然だと思います。

やはり、ましてや氏名とか住所とか生年月日とかそういうふうなことを役所が勝手に出せば、中には保護者の方とか本人が何で自分の個人情報を勝手に出したのかと、訴える人がいるかもわからないわけです。そういうふうなことを考えておられるのか、町長、お尋ねいたします。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） この全国的な自治体の対応というのを見ますと、36%の自治体が応じる一方、53%が閲覧または書き写しで対応しているという実態があるわけです。本町としましても、以前からでございますけれども、紙での提供というのはやっているということでございます。これについて、自衛隊法97条が、各自治体はその自衛官募集、そちらのほうの事務の一部を行うというふうに規定されております。事務の一部はやっております。そしてその中で施行令の120条では、防衛大臣は自衛官または自衛官候補生の募集に関し、必要があると認めるときは、都道府県知事または市町村長に対し必要な報告または資料の提出を求めることができるというふうな根拠といたしますか、という施行令120条がございます。これに基づいて、本町としては対応しているところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） やはりこのことは、普通は自衛隊が来て閲覧して書き写すというふうなことになっていると思うんですが、紙とか電子データとかで流すと、やはり影響が大きいわけで、自衛隊は普通の企業と一緒に、やはり募集はそれは役場なんかでも掲げていると思うんですけど、それを見て、自衛隊になろうかという人もそれはいてもいいと思うんですが、三股町でも自衛隊の人たちがたくさんいらっしゃいますし、今の自衛隊は、やはり4年前の戦争法によってアメリカと一緒に外国にも行けるような自衛隊になっているわけです。だから、海外に動員されるような可能性が生まれている中で、やはり本人の意思と関係なく、自治体から自衛隊に個人情報が出てきているということ、本人とか保護者がやはり知るならば、やはり不信感とか不安を感じる方々もいらっしゃるんじゃないかなというふうに私は思いますけど、個人情報というふうなことをどう考えていらっしゃるのか、もう一度お尋ねいたします。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 個人情報保護というのがございまして、そちらのほうは尊重すべき法律でございますけれども、その中でやはり公益的に必要なものについては、例えば、民生委員さんが使うとか、特別職の公務員でございますけど、民生委員さんが使うとかそういうことについては、やはりそれなりの情報がないと仕事ができないという状況がございますので、今まではほとんど出していませんでしたけれども、あれは法務省ですか、そちらのほうの見解として出してもいいですよというような通達も来ております。我々の行政としましては、根拠法が先ほど申しましたように自衛隊法、要するに自衛隊自体がやはり、それに対する自衛隊に対するいろんな考え方もあろうかと思っておりますけれども、法律として整備してきている自衛隊法、そしてそれに基づく施行令、それに基づいたところの適法な事務というような形で、町としては対応しているところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 2000年に地方分権一括法が制定されて以降、国と地方は対等の関係になっているわけですね。その中で、やはり地方は、地方自治の本旨に基づいて、やはり住民の人権を守る立場で主体的に判断してほしいし、また、6割の自治体が自衛隊に個人情報ちゅうことで、名簿を提出していないわけですから、やはりそこら辺は地方自治の立場から、それから個人情報の保護の立場からも判断してほしいと思いますが、これからもやはりその名簿を毎年毎年提供していかれるのか、そして、その提供された本人とか保護者は、それを全然知らないでいいのか、そこら辺はどうお考えなのでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 先ほど申しましたように、根拠法令があって、本町としての対応は今までどおり対応させていただきたいなというふうに思っております。

もしこれが変更して、閲覧または書き写しというのも一つの方法なんでしょうけど、これも全国的には53%の自治体が対応しているわけです。ですから、本町としては紙で渡すのと、その閲覧、書き写し、どちらかの選択肢になっていくかと思っておりますけども、今のところ、今までの対応を変えるというていというのは検討はいたしていないところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 私はやはり情報、18歳、22歳の人たちには情報を提供した名簿を出した人たちには、やはりそのあたりをきちっと説明して、情報提供しましたよということぐらいはやはり知らせていかないと、不信感を持たれるんじゃないかなというふうに思います。だから、そこら辺ももう一度考えて、これから対応していただきたいということを申し添えてこの質問は終わります。

3番、国民文化祭についてお尋ねいたします。

来年行われる国民文化祭2020、市町村でも分野別フェスティバルが実施されると聞きますが、本町での取り組みを伺いたいと思います。申し添えて、障害者芸術文化祭のこともお尋ねいたします。よろしく申し上げます。

○議長（重久 邦仁君） 鍋倉教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 国民文化祭における本町での取り組みということについてお答えします。

まず、国民文化祭とは、全国各地で国民一般の行っている各種の文化活動を全国規模で発表し、共演し、交流する場を提供することによりまして、国民の文化活動への参加の機運を高め、新しい芸術文化の創造を促すことを狙いとした祭典で、文化の国体というふうに呼ばれる一大イベントでございます。

そして、主な事業としまして、開会式、オープニングフェスティバル、閉会式、グランドフィナーレ、分野別フェスティバルなどがあります。また、ご質問の分野別フェスティバルには、継続事業と独自事業の2種類がありまして、継続事業というのは合唱とか民謡とか百人一首とか日本舞踊、演劇など参加者が多い事業とか、全国大会として国民文化祭で開催されることが定着した事業などが実施されます。独自の事業は、各地域の特色を生かした事業を実施することとなっております。本町でもこの独自事業に取り組みたいというふうに考えております。

本町では、昨年7月に町長、議長、教育長を含め委員9名から成る実行委員会を設立しまして、先進地視察や協議を進めてきました。また、町の職員によります企画委員会を設置しまして、具体的な企画立案を行ってきたところです。

国民文化祭・みやざき2020は令和2年10月17日から12月の7日までの51日間開催される計画です。

本町では、期間中に3つの事業を検討しております。1つ目は、例年、10月に文化協会で開催されます三股町芸能発表会、こちらに郷土芸能の演目を取り入れた祭典とすることを検討しています。2つ目は、例年11月に開催しているふるさと祭り、こちらの会場内に国文祭のブースを設けて、三股町の特産品を使った商品のPRイベントを検討しています。3つ目が、毎年11月に高校演劇の県大会を本町文化会館で実施している実績から、2020秋のまちドラ！高校演劇バージョンを検討しているところです。

予算につきましては、開催前年の準備に係る費用として、今年度は150万程度を考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 障害者芸術文化祭も参加される予定なんですか。

○福祉課長（齊藤 美和君） 福祉課。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 障害者の部門は、三股町芸能発表会にて、オープニングゲストとして障害者団体がホールにて楽器演奏を行う予定としております。また、ふるさと祭りでは、障害者の作品展示も行います。

それと、まちドラ！高校演劇バージョンにおきましては、現在もまちドラ等で活躍されていらっしゃる方なんですけれども、障害者の方もこのまちドラ！高校生バージョンに出演する予定となっております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） それに対して、予算は150万とおっしゃいましたが、もう具体的な実行委員会はできておられるのか、また、宣伝方法などはどのように町内で盛り上げていけるのか、よそのところにも発信していけるのか、そのあたりをお尋ねいたします。

○議長（重久 邦仁君） 鍋倉教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） まず、実行委員会ですが、実行委員会につきましては、先ほど申しましたように、町の実行委員会を昨年7月に設置しまして、本年度も先週の6月6日に、県の実行委員会第2回、開かれまして、町の実行委員会、今年度は議会終了後の21日に開催する予定です。県の総会がこの間ありましたので、それを踏まえていろいろとまた検討していきたいというふうに考えております。

宣伝方法なんですけど、本町で開催されます各種いろんな行事がございますので、その中でお越しいただいた方にいろいろPRしていきたいというふうに考えております。また、文化会館、役場、地区公民館などに大会のぼり旗、そういうのを設置するとともに、回覧板とか広報みまたによる広報を加えて、町内外のチラシやポスターを配布する予定でございます。さらに、国文祭のマスコットがみやざき犬のほう国文祭バージョンのみやざき犬というのが今回披露されたんですが、そちらの招致も検討しているところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 今、三股町はまちドラとかで、結構ユニークな取り組みをして、三股町が頑張っているねというふうに宮崎の友達とか都城の友達とか言われるんですが、こういう文化の行事で、やはり文教の町三股と言われるわけですから、もっともつこの文化事業もスポーツも盛んにして三股をPRしていくこと、それと、先ほどの福祉の町、そういうふうなことを一生懸命取り組んでいただけたら、私たちもうれしいし、友達にも誇れるし三股のPR、私、三股の自慢話をするんですけど、もっと若い人も高齢者も三股に住んでよかったなあというふうになるんじゃないかなというふうに考えますので、ぜひ皆さん、頑張ってくださいと思います。

以上、質問を終わります。

.....
○議長（重久 邦仁君） これより、14時30分まで本会議を休憩します。

午後2時19分休憩

.....
午後2時30分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

発言順位 4 番、内村議員。

〔8 番 内村 立吉君 登壇〕

○議員（8 番 内村 立吉君） 発言順位 4 番、内村です。

通告をしたことにつきまして質問をしていきます。

今回は、まず、道路整備状況について、農業について、そして 3 番目が高齢化支援課について質問をしていきます。

道路整備事業ということで、議員になってから何回か質問をしています。ほかの議員も質問をしている状況であります。去年の第 2 地区座談会の中でもこのことにつきましても、前公民館長のほうから質問がなされております。私も普段からこの道路をよく利用しているものですから、この道路を通るときにいつも危ないなというようなことで感じて通っているところであります。今回、改めて質問していきたいと思えます。

質問です。一般質問が何回か出ている上米地区から上米の公園に通じる広域農道と交わる道路は信号機設置とか点滅信号はできないかというようなことも前から質問をしております。このことについて、現在の状況というのほどのような状況にあるかということで伺ってきたいと思います。

あとは質問席にて質問をしていきます。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） ご質問の上米地区から上米公園に通ずる広域農道と交わる交差点は、大型車両の通行が多く、カーブが近いことから見通しも悪く、また、児童や高齢者が利用する遊具広場や緑地があることから、交通量の多い交差点であります。

町では、危険度の高い交差点であると認識しており、また地元の要望等も踏まえ、平成 27 年度より都城警察署へ信号機及び標識、道路標示の設置について要望を重ねているところであります。本年度も 4 月 16 日に都城警察署へ設置要望書を提出したところでありますが、さらに本年度は地区住民の請願書を持って、地区代表者とともに直接出向き、早急な設置を強く要望していく考えでございます。

また、勝岡の交差点における設置要望につきましても、同様に強く要望していくこととしております。この前の 6 地区の座談会でもこの話が出まして、PTA と学校も総力を挙げて取り組むということでもございましたので、やはり地元の署名、そしてまた学校、PTA、そちらのほうの取り組みと連携を図りながら、鋭意取り組んでまいりたいというふうに思えます。

何回も私のほうでも行って、交通官そして署長にもお話するんですけど、都城の署長は必ず 1 年で交代するものですから、どんなふうに伝わっているのか、そのあたりがちょっと見えませ

ん。やはり、やっぱり地元の熱意というのをいかに伝えるかと、やはりこれが大事かなというふうに思います。地区座談会でもいつもお話が出ますので、そのことも常に伝えておるわけなんですけれども、なかなかやはり信号機の設置というのは、やはり予算とそれとまた限られた県内のところ、限られた予算の中での要望も多いところがございますので、その実態をいかに伝えていくか、そういう取り組みを地元と一緒にさせていただきたいというふうに思っています。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 27年からいろいろと要望しているちゅうことですが、なかなか難しい状況だということですが、やっぱり予算が一番難しいわけですか、これは。予算的なことに対しての、やっぱり要望書を出しているけど、やっぱり警察署とかそういうのに対して予算的なことが一番難しい状況でしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 警察署の話では、県内から要望箇所がたくさん上がってきています。その中で優先順位をつけながら、限られた予算の枠内で設置要望に応えていくということでありますので、この本町が今までたくさん信号機設置を要望しておりましたけれども、もう2カ所に限ってということで、今、取り組んでいます。そういう意味で、我が町ではこの2カ所が優先事項ですよという話はしておりますけれども、まだその熱意が足りないのか、まだそういうところに予算が回ってこられるかよくわかりませんが、まだ設置に至っていないところがございます。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） この道路は、やっぱり今、上米公園にパークゴルフ場に行く人、やっぱりよそから来る人とか、やっぱり地元の人には意外と道路の状況をよく知っているから危ないちゅうことは察しているわけです。そしてやっぱりその中で、それなりに危ないながらも危険な目に遭う人もいるわけですが、よそから来る人ちゅうのはやっぱりそういう状況をわかっていないから、その中でそういう危険な目に遭う人もいると思うわけです。

以前にも質問をしましたが、上米地区の道路拡張について地元の同意が得られなかったということを答弁として聞いております。そして、道路の幅が狭いということで、電柱3本も道路側に出ているちゅうことで、電柱3本も移設をしていただきました。移設をしていただいております。標識も道路側に出ているちゅうことで、標識も1本撤去をしてもらっております。

宮村のほうから梶山のほうに抜ける道路です。急カーブになっています、ずっとです。ずっと急カーブになっている。宮村のほうから来るときは、意外と道路はよく、直線道路に入っって、それから通り過ぎてから急カーブになっているわけですから、特に梶山の方面から来るときに、カーブが激しいわけですから、この状況を事故の状況をよく見ますときに、行きがけはそんなに

事故は多くないような状況なんです。よく見えるから、上がってくるときに。帰るときに、今の上米公園から道路を下るときに、上米の公園のほうから下るときにS字型になっているんですね。池のほうに入って、またこう回って、今度は宮村のほうに道路こうしたもんだから、だからこっちからきたときには、こっちのほう見るのが物すごく見にくい。道路、車はこう来ている、それで危ない目に遭う、そういう状況ですから、今広域農道を通行量が、山之口のあそこがこうなってから、特に269もこの広域農道路もちょっと通行量が多くなっている状況じゃないかと思えます。

その中で、したときには、やっぱり上米の来るときに急カーブになっていますから、両サイドにまた道路がありますよね。前の清流園今、スマート何とか新しくできた道路と、こっちの南側のほうにも道路がありますよね。だから入るときは真ん中から入ってくるんですけど、帰るときが物すごく多いから、極力左右の道路を利用するような形にすることは、こちらのほうでは行政側としては進めることはできないわけですか。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） ただいまご指摘がありましたように、南側と北側といいますか、そして真ん中にあると。ですから、真ん中の道路を上っていく、おりてくる、ここ非常に危険なんです。ですから、今ちょっと担当課のほうに指示しているんですけど、真ん中の道路をあそこを封鎖したらどうかと。もう使わないと、要するに端のほうだけ使うという形でやったら、上り口見通しもいいんです。ですから、そのあたりのところも実験的に社会実験、もちろんこの信号機の設置は要望していきます。しかしやはり事故防止のためには、真ん中の道路のおりてくる、入るとき、ここが非常に危険なんです。そして今までの事故もあそこで起きているんです。ですから、そこを再検討できないかということは今指示しているところでございます。

そうなったときに、利用者にとってどういう不都合があるのか、それとも交通安全として、入り口として両方の入り口、出口、そのあたり非常に見通しがいいわけですから、だからそのあたりのところを検討させていただいて、もしよければ実験的に取り組んでみたいというふうに思っています。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 何回か私もここを通過してみたときに、やっぱり道路がこう向いているから、確かにちょっと出なきゃ見えないちゅうような形になるから、そのときには車も来ている状況あるから危ないという状況。今、いろんなところで車の事故のいろんなことが言われておりますから、やっぱり余り、去年の座談会でもそのうちに大きな事故があるんじゃないかちゅうようなことが出て、取り返しのない事故があるんじゃないかとかも話が出ました、やっぱり。そのときに、それまでに早目にそういう対策をとっておいたほうがいいんじゃないかちゅうよう

なこの話も出ましたから、やっぱりその中でまず安全対策じゃないかと思います、やっぱり。その中で、やっぱりできたらそういう真ん中から上がらなくても別に構わんじゃないかと思うわけです。やっぱり両サイドいい道路があるわけやからです。そうしたときに、そういう対策的なことをとられれば、もしそういう設置がかなえられれば、いつのことかわからんわけです、今の状況ちゅうのは。そしたら、そういう形をとってもらったほうがいいんじゃないかと思います。

そのような町長からそういう答弁をいただきましたので、ぜひそういう形でやってもらえればと思っている次第であります。

次ですけど、新規就農者を支援する農業次世代人材投資事業2019年度の予算が、昨年度に比べて1割以上減額をされたこと、全国の自治体に波紋が広がっております。今年度の予算は154億7,000万円で、昨年比べて20億円以上減額しております。同事業は、今年度支給対象の年齢を原則45歳未満から50歳未満に引き上げています。農業次世代人材投資事業は、準備型と経営開始型の2本立てで構成されています。

質問です。準備型と経営開始型の構成となっている内容はどのようなものであるか伺います。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 農業振興課。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 農業次世代人材投資事業につきましては、準備型と経営型の構成となっております。その内容についてお答えいたします。

準備型は、就農前の準備段階、いわゆる研修期間として農業大学校等の育成教育機関等で就農に向けて必要な技術を習得するための支援を行うものであります。経営開始型は、就農直後の独立自営就農する認定新規就農者を最長5年間、経営確立を支援する制度となっております。どちらも今年度より就農時50歳以下ということと、交付要綱は細かく複数定められて、経営開始後に毎年報告、現地確認、面接等もあり、本気で農業を仕事にしようと考えている方に農業次世代投資資金事業により、不安定な就農初期段階において、次世代を担う農業者に対して生活費等の資金を交付する事業となっております。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 準備型と経営開始型、2年間と5年間ということですけども、給付金が受給できるわけですけども、これは7年間受給できるわけでしょうか。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 農業振興課。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 基本的に制度そのものを全て使えば、7年間というのが最長になるかと思いますが、さまざまな条件がありますので、その条件によってまた年数は変わってこようかと思いますが。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） いろんな条件次第ちゅうことですね。

それでは、これは後継者問題にもなってくると思うわけですが、後継者問題です。後継者、農業後継者ということですが、この後継者でも給付金が受給できるわけでしょうか。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 農業振興課。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 後継者といいますと、親元に就農する場合ということですよ。

その場合におきましても、親の経営から独立した経営収支として、複数の要件を満たせば交付を受けられることとなっております。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 親元を離れた場合のということですか。ちょっと……。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 親元に就農する場合にあっても、親の経営から独立採算ベースという形で、要は親の施設園芸のハウスは親のもの、もう一つの施設園芸ハウスは自分で建てて独立採算ベースでやっていく場合は新規就農という形で支援されます。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 事実と結局独立したちゅう形、そういうことですね、わかりました。

同事業の成果もあって、平成17年度の新規就農者は5万5,670人、うち49歳以下が2万760人で4年連続2万人を超えたということでもあります。

今年度の予算について、あいついでいるのですが、農水省は必要な人を見きわめて交付してほしいと呼びかけて、とどまっている状況であるということでもあります。なかなか審査が厳しくなっているようでもあります。

それで、今年度から中間評価が始まるということでもあります。この中間評価とはどういうことでしょうか。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 農業振興課。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 経営開始型の中間評価とは、中間評価は対象者が交付金受給開始から3年目を迎える時点で行います。北諸県農林振興局普及センター等の関係機関等の関係者で構成する評価会を設置いたしまして、農業経営基盤強化促進基本構想の考え方や、青年等就農計画の審査の観点等を参考に、意欲、経営状況、経営実績等の評価項目、評価基準を設定し、営農状況報告や決算書等の関係書類、現地確認の状況等も参考にしながら、面接による実施評価を

行うこととなっております。これ、毎年簡易なものを行っているんですけど、それをより詳細に3年目に行うということでもあります。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） それで、本町において中間評価を受ける人が今年も何名かいらっしゃるわけでしょうか。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 農業振興課。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 本年度、1名の方が、施設キュウリ農家さんのほうが受ける予定となっております。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） なかなか中間評価は厳しいんじゃないかと思いますが、結局、要領を満たしていないと打ち切られるちゅうことになるわけですけども、そのようなことがないとは思いますが、結局、書類提出とかいろんなされているとは思いますが、こういう打ち切られた場合は、結局、今までのお金を全額返納しなければいけないわけでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 交付期間と同期間以上、営農とこしなかった場合は返還義務が生じます。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 打ち切られる人がいないとは思いますが、やっぱりそのようなことをいえないことを祈ります。

続きまして、畜産ということですけども、畜産食肉です。米国の食肉輸出団体の米国食肉輸出連合会、国産牛の輸出にかける月齢別制限が撤廃されたのを受け、日本への年間輸出額がいろいろと試算をしております。日本側がBSE対策で30カ月で制限したことを16年ぶりに撤廃ということでもあります。

また、9日に菅官房長官が宮崎県の都農町を訪れて、農畜産農林水産物、食品について、2019年度輸出額を1兆円にすると政府目標の達成、新たな目標を掲げると示したことを言われております。農水、厚生労働省両省でつくる司令塔組織で食肉処理施設の対欧米輸出認定の迅速化などに取り組み、さらに輸出をふやす考えも示したということでもあります。

輸出が行政の対応のおくれであって、（ ）自体は早急に解消すると述べられております。そのようなことでありまして、今後、海外から宮崎牛が大いにまた注目されていくのではなからうかと思えます。

畜産について伺います。

南九州は和牛の生産基地であります。本町における和牛生産に取り組む新規者の土地確保という事で伺います。

新たに和牛生産に取り組みたいけど土地の確保ができない、土地が見つからないということで、土地探しはなかなか難しいです。その新規者が出たときに、行政側からこういう土地があるよっちな取り組みと伺いますか、そういう条件があったらというようなことで、土地確保というものはできないものか伺っていきます。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 和牛生産に取り組む新規者の土地確保についてでございますが、こちらにつきましては、農政企画係のほうが窓口となりまして、畜産係、農業委員会、農業委員、農地利用最適化推進委員等、関係機関等の連携を図りながら、各担当職員で情報を共有し、条件に見合う農地の情報提供を行うようにしておりますが、町で用地の確保というのは就農者それぞれで地域性と経営規模等によってさまざまありますので、こういう情報提供は行うようにしておるところであります。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） なかなかこれは土地を探しちゅうのはなかなか難しい状況であるわけですが、今言われたように、農業委員会とか土地改良とかいろんなところが絡んでいきますよね、やっぱり。土地も、今荒れ地とかそういうところもあるわけやから、そういう事業を実施していないところとかあるわけだから、そういうところにやっぱり条件として使えるようなところもあるんじゃないかと思えます。やっぱり話し合いの中で。ぜひそういうような、結局、そういうところから農地推進委員会のほうからやっぱりいろんな情報提供いただきながらやっていくわけでしょうけど、そのようなことをやっぱりそういう形で、そういうところに流していただくようにしていただければいいんじゃないかと思えますけど、どうでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 農業委員会も、農業振興課の中のほうにありますので、農業委員の情報及びその窓口に来られた新規就農者が望むような場所等を情報提供しながら、共有しながらどのような場所がいいかという形は、課内でミーティング等を行いながら農地を見つけるようにはしているところであります。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 新規就農者がそういうところに就農できるような体制づくりをつくってもらえばいいんじゃないかと思えます。

続きまして、和牛の更新のことについて伺います。

都城市場が、平成21年度販売頭数が1万8,406頭です。平均価格が38万814円であ

ります。平成30年度販売頭数1万2,543頭、平均価格78万7,151円となっております。その中で、今、自家保留頭数が多くなっております。一貫経営をするところもあります。平均、30年度、雌去勢の自家保留頭数は何頭であるか伺います。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 平成30年度、都城市場の自家保留頭数についてお答えいたします。

雌が2,772頭で、うち繁殖が1,431頭でございます。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 去勢は。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 去勢が3,402頭でございます。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 雌の肥育が2,772やったですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）繁殖は1,431ですね。四千百幾らですね、結局、雌が。（「内数なので雌が2,772頭で去勢が3,402で」と呼ぶ者あり）繁殖が1,431頭ちゅうことですね、はい、わかりました。

これは、自家保留頭数も販売頭数にこれ含まれておりますか。自家保留頭数も販売頭数に……。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） こちらのほうは販売頭数には含まれておりません。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） それでは、本町における生産した戸数、頭数の状況を大まかでするしいですから伺いたいと思います。多いか少ないかでいいです。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 30年12月31日ですけど、生産者数が122戸で、頭数が1,961頭でございます。

○議員（8番 内村 立吉君） 多いか少ないか。

○農業振興課長（上原 雅彦君） こちらのほうは、平成29年度からすると、生産者数は約9戸マイナスとなっております。ただし、頭数のほうは53頭ふえている状態で、やめていく農家さんは年な方が多いので頭数が少ないんですけど、若い方の拡大によりまして、頭数はふえている状況にあるように見受けられます。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） ということは、結局、大型がふえているちゅうことで、戸数的に

は減っているちゅうことですね、そういうことですね、はい、わかりました。

それでは、続きまして、高齢化支援課について伺っていきます。

三股町の総合福祉計画が31年3月に策定されております。その中でいろいろ高齢者支援課についてはいろいろ明記されていましたが、先ほどの議員の説明にも、いろいろ高齢化支援に関していろいろ質問がなされました。私は私なりに質問をしていきます。

大まかでよろしいですから、答えていただきたいと思います。

2025年では、65歳以上の5人に当たる約700万人が認知症になると推計があるようです。これまでの政策は、認知症になっても自分らしく暮らせる共生を柱としてきましたが、認知症の予防にも力を力点を置くということであるそうです。予防を推進して、発症する年齢をおくらすことで、社会保障費の増加を防ぐのが狙いであると言われております。

重複します。改めてお伺いします。本町におきまして、福祉課から新たに高齢者支援課が設けられました。具体的取り組み状況ということで、大まかでよろしいです、伺います。

○高齢者支援課長（川野 浩君） 高齢者支援課。

○議長（重久 邦仁君） 川野高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川野 浩君） それでは、高齢者支援課について、高齢者支援課の具体的取り組み状況はどのようなかについてお答えいたします。

本町では、高齢者支援課について4つの基本目標を立てて実施しています。

まず、1つ目の目標として、生き生きと暮らせるまちづくりとしては、ふれあい・いきいきサロン事業、シルバー人材センターへの補助や老人クラブへの支援など、高齢者の社会活動への支援を行っております。

2つ目の目標として、支え合って暮らせるまちづくりとして、地域包括支援センターの機能の充実により、高齢者の総合相談やケアマネジャー会議による情報の共有、人材育成を行っております。また、介護保険を使用せず、生活支援を行う取り組みとして、地域の方々をボランティアとしてお願いし、掃除や買い物を支援する軽度生活援助事業や、社会福祉協議会を通じて食事を提供する配食サービス、特定高齢者等住宅改修などを行っております。

3つ目の目標として、安心して暮らせるまちづくりとして、医療と介護の連携に取り組んでいます。住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるということができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供することを目的に、都城市と共同で協議会を設置し、医師、薬剤師、看護師、介護支援員、その他の専門職の積極的な関与のもと、利用者の視点に立ってサービスを提供する体制づくりを行っております。

4つ目の目標は、充実したサービスを受けて暮らせるまちづくりです。介護福祉サービス事業者等の指定、指導監査を行っております。また、敬老祝い金の支給、寝たきり老人等介護手当、

介護用品支給事業、住宅改修支援事業など、介護支援事業の充実を図っています。

介護給付費等費用適正化事業におきましては、今年度より委託職員を1人増員し、事業の強化を図っているところです。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 高齢化、多くなっていくわけですが、やっぱりみんなやっぱりいつかは通る道ですよ、やっぱり。みなさんやっぱりいつかは、人ごとじゃないわけですから、やっぱり通るわけですから。

私も資料をいろいろ集めまして、高齢者の健康法ということで、まだ知っていらっしゃる方もいらっしゃるかもしれませんが、こういうことを言わせていただきます。

1日に1度はまとまった文章を読もうということで、新聞でも雑誌でも本でも好きなものを読んで、選んで読むことによって文章を読むこと、認知症機能がアップするということでもあります。これが「一読」ということでもあります。

1日に10回ぐらい笑おうということでもあります。笑う数が少ないほど、そうすると認知機能が低下するリスクは大きいということであるそうです。笑うことで免疫力が多くなり、がんの予防、進展を迎える効果があると言われております。これは、10回笑いなさい、「十笑」というそうです。

1日は10回ぐらい深呼吸をしようということでもあります。深呼吸をすることで肺の機能が上がり、自律神経が安定し、ストレス解消にも役立つということでもあります。これを「百吸」というそうです。100回、呼吸をするということです。

1日に1,000字ぐらいは文字を書くということでもあります。文字を書くことは認知機能を高めます。日記をつける、手紙を書く、メモをとるなど、小まめに文字を書くことです。そして、漢字を使って書くことと勧めたということでもあります。これを「千字」ということでもあります。

1,000字を書くということです。

1日に1万歩目指して歩こうということでもあります。歩くことがメタボリック症候群の予防、治療に効果的であり、記憶力を高め、認知症の予防に有効であるということが認知されているということでもあります。これを「万歩」というそうです。

一読・十笑・百吸・千字・万歩という高齢者の健康法ということで掲げられておりましたので、よかったら高齢者支援課のほうで使っていただければと思います。どうでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 川野高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川野 浩君） 高齢者支援課では、今、保健師を各地域に派遣しまして、こけないからだ体操というのをやっております。それは、サロンを中心に茶話会だけではなく、そ

ういう体操を行いながら、元気を取り戻そうということもやっております。そして、社会福祉協議会とうちの看護師が外向きまして、各地域に外向きまして、足もと元気体操教室、それから元気アップ教室等の体操も行っているところであります。

要介護状態にならないように、元気なうちから毎日、体操とか、そういう笑うとかいうことを心がけるといことは非常に大事なことでありますので、また、そういう教示のもとに、それを取り入れながら、できるかどうかわかりませんが、やっていきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） やっぱり健康が第一だと思うわけですから、やっぱりいろんな中で、みんなやっぱりそれぞれ健康第一ということでいろんな高齢化がふえているちゅうことで、こういう新たに課が設置されたわけですから、やっぱり。みんなでやっぱりそういうサロンとかふえているわけですから、お互いにやっていかなければならないんじゃないかと思ひます。

今回は、道路整備状況と農業問題、高齢者支援課について、質問をさせていただきましたけど、道路整備状況について、やっぱり上米公園のそここのところの交差点のところが一番危ないです、やっぱり。町長からそういう私も思ひましたけど、やっぱりそういうような中央を閉鎖して、そういう一つの方法もあるんじゃないかというようなことが言われましたから、やっぱり警察署にも要望を出しているけど、なかなか返事がなかなか難しい状況であるちゅうようなことでありますから、やっぱり。もし、そういうけがが、大きな事故が起こってから大惨事になってから大変なことだから、やっぱり、言わんこっちゃねかったがっていうようなこっちゃないかい、やっぱり、みんながいちよつたらいちよつたけど、せんがったからなつたんじゃないかよとか言い出すから、早目に対策をしてもらえればいいんじゃないかと思ひます。よろしくお願ひします。終わります。

○議長（重久 邦仁君） 以上をもちまして、本日の一般質問は終了します。

残りの質問は、あす13日水曜日に行くことといたします。

○議長（重久 邦仁君） 以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後3時07分散会

令和元年 第3回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第3日)

令和元年6月12日(水曜日)

議事日程(第3号)

令和元年6月12日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(12名)

1番 田中 光子君	2番 堀内 和義君
3番 新坂 哲雄君	4番 楠原 更三君
5番 福田 新一君	6番 池邊 美紀君
7番 堀内 義郎君	8番 内村 立吉君
9番 指宿 秋廣君	10番 上西 祐子君
11番 重久 邦仁君	12番 山中 則夫君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 兒玉 秀二君	書記 矢部 明美君
	書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	西村 尚彦君
教育長	石崎 敬三君	総務課長兼町民室長 (選挙管理委員会書記長)	白尾 知之君
企画商工課長	西山 雄治君	税務財政課長	黒木 孝幸君
町民保健課長	横田 耕二君	福祉課長	齊藤 美和君

高齢者支援課長 …………… 川野 浩君 農業振興課長 …………… 上原 雅彦君
都市整備課長 …………… 福永 朋宏君 環境水道課長 …………… 西畑 博文君
教育課長 …………… 鍋倉 祐三君 会計課長 …………… 米村 明彦君
選挙管理委員会委員長 …… 穰所 信博君

午前10時00分開議

○議長（重久 邦仁君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（重久 邦仁君） 日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、質問をお願いします。

発言については、申し合わせ事項を遵守して発言してください。

発言順位5番、楠原議員。

〔4番 楠原 更三君 登壇〕

○議員（4番 楠原 更三君） 皆さん、おはようございます。発言順位5番、楠原です。通告に従って質問してまいります。

これまで私は三股とは何かという問いに対する答えを求めるために、三股再発見を一つのテーマとしていろいろな角度から質問を行ってきております。今回もこれまでと同じような視点から、初めに町史についての質問をさせていただきます。

新しい町史は、これまでの町史と比べてみると、特に上巻は学術書のような内容となっている部分が多いように思います。これは三股ばかりではなく、近年発刊された各地の自治体史を見ますと、同じような傾向にあります。いわゆる眉唾のような内容を極力避け、後世に町の歴史をしっかりと伝えるという意気込みを感じとることができます。

そこで石崎教育長に伺います。古くから三股町をあらわす言葉の一つとして、一般的に「文教三股」という表現が使われます。もちろん新しい町史にも「文教三股」という言葉が使われています。

また、この庁舎正面にも「文化と人間性を培う文教の町三股町」という看板が据えつけられています。

石崎教育長におかれましては、以前に副町長をされておりますので、三股に対する思いには、そ

れなりのものがあります。そこで今度は教育長としての立場で、文教三股のあるべき姿とはどのようなものと捉えられていますか、お伺いいたします。

あとは質問席から行います。

○議長（重久 邦仁君） 石崎教育委員会教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 文教三股のあるべき姿とはどのようなものと捉えているかというご質問ですが、本町では、町長と教育委員会で構成する総合教育会議で三股町教育大綱を策定しております。その基本理念の中で、本町の子供たちは、郷中教育の気概、精神を受け継ぎ、文教三股の環境のもと健やかに成長しています。

この三股の子がそれぞれのよさを発揮し、夢の実現に向かって挑戦し、努力すること、将来に自立した人生を心豊かに送り社会に貢献することができる人となること、そのような人づくりの基礎を気づくことが教育の使命であると本町は捉えていますと。

本町は、三股ん子の幸せを第一に考え、健やかに育ち、学ぶことができる教育を力強く進めるとともに、三股魂を持った活気あふれる人材を家庭、地域、学校、行政などの連携・協働のもと、チーム三股で支援しますとしております。

こうした考え方に立ち、基本理念を「未来をつくる心豊かで活気あふれる文教三股の人づくり」と定めており、これが文教三股のあるべき姿と捉えているところでございます。

以上でございます。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） ありがとうございます。いろいろと今メモしましたけれども、これといったものを捉えることができませんでしたが、今の中に「三股魂」という言葉が使われました。町史が3回目になりますけれども、振り返っても「三股魂」という言葉が出てこないんですね。開拓魂というのは出てきます、改訂版のほうにですね。この「三股魂」と今言われましたけれども、今度は「三股魂」とは何なのかということにもかかわってきますけれども、そういうことについては通告していませんので省略しますけれども。

最初の三股町史にも、改訂版のほうにも使われているのが、「南の三股、北の高鍋」と言われるほど、三股町は昔から教育熱旺盛な土地として知られ云々という表現が両方にも使われています。今回の町史にはそのところはないようですけれども、この新しい町史のほうでは、もちろんごらんになっていると思いますが、下巻では文教三股の萌芽としてあらわしてあります。この部分を私は読んで、なるほど三股は文教三股と言われるはずだと強く感じるところは特にありませんでした。

その中でも、無理無理にでも私なりに上げてみたものを資料1に上げています。資料1、三股町史第4編、近代第3章、文教三股の萌芽というところから抜粋いたしました。「萌芽」とは辞

書で調べてみますと、物事の始まり、兆しと書いてあります。文教三股がどこから始まったかということだと思いますけれども、これに町史から4つ抜き出しております。1行目、2行目、168ページ、174ページと書いていますけれども、年数書いていませんが、この2行とも明治8年ということを書かれています。

三股小学校には8人の教員がおり、これは県内上位8番目。これは文教三股ゆえんの一つかなと少し感じたところです。

2行目、三股女兒小学は——「小学校」と書いてなくて「小学」と書いてありますが、教員3人、生徒数68人で県内3番目の規模とあります。

3つ目が、明治41年の村議会の記録として、全国の就学率85%、明治40年で——を設定していた。三股の就学率は98%を超え云々という表現があります。これが文教三股らしいのかなという感じがいたします。

4つ目、三股尋常高等小学校は大正15年に宮崎県下259校中、当時の優良小学校13校の一つに数えられている。優良の理由としては、校舎校地の設備全般的指導に特徴があるとされたというところがあります。優良の理由としては、校舎校地の設備、ここが行政の入る余地だと思いますが、そして全般的指導、これは学校の入る余地だと思いますけれども、この4つの部分しか私としましては文教三股と言われる部分かなと思ったところですが。

教育長におかれましては、新しい町史の中でどういう部分に文教三股を実感できるものがあるのでしょうか、お伺いします。

○議長（重久 邦仁君） 石崎教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 議員のご質問の中にもございましたが、今回の町史は基本方針の一つに、正確な資料を広く集め、郷土の研究及び学術文化の向上に資することを掲げ取り組んできたところであり、町史は歴史編さん物であり、自治体が発行する公的な刊行物となりますので、何かを調べるときのツールの一つとなればと考えているところでございます。

文教三股を実感できる部分はどこかのご質問でございしますが、意図的にテーマ設定した部分はないので、実感できる部分については、読まれた方それぞれお感じになるところがあるかと思いますが。

教育に関しましては上巻の中で、現在の文教三股の伝統教育にかかわるものとして、教育の展開という中に郷中教育、都城学問所、明道館などについて触れております。これは「北の高鍋、南の三股」と言われるように、それぞれ旧藩校の伝統を引き継いだ教育が行われ、それが教育重視ということの一つのあらわれになっているというのをあらわしている部分でございします。

また、下巻の第3章においては、議員ご指摘のとおり文教三股の萌芽として、明治以降の教育制度の変遷や龍雲館、正道館などについてまとめております。

これは資料から見た記述でございますけれども、その結果、三股では多くの教職員が輩出され、現在でも教職員あるいはそのOBの方がいらっしゃる、さまざまな面でそのお力添いをいただいているということであり、文教三股というものをあらわしているところではないかというふうと考えております。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） ありがとうございます。

郷中教育と言いますと旧3藩全てですから、三股に限ったことではありません。明道館、これは三股ではありません。旧藩校の名残、これは今言いましたように旧3藩全て入ると思いますけれども、はっきりとこれがために文教三股なんだというものがどこにあるのかということなんです。広い地域での状況はわかりますけれども、そこに書いてあるんですね、文教の町、三股として。であるからには、これだというものがぼつと言えることが必要ではないかな。看板が看板倒れになってしまうような気がするんですが。後世に三股のことをはっきりと伝えるという町史に、その分これだというものを見出すことができない、難しいとなるならば、現状で文教三股というものを示していく必要があるのではないかなと思います。

現状としては、文教みまたフェスティバルとか文化の祭典などの催しを行うこと。また、全ての学校での黙想・座礼、無言清掃、郷土学習の実施などがこれまでの答弁の中にありました。これからはそれが結果として、そういうことを続けていった結果として、どのようにあらわれてきたのか。そしてどのような評価をされ、次に向けてどのように修正されていったのかと、多くの方々になるほど文教三股だと感じとれるようになることを目指していただきたいと思います。

一般的に、この9月、10月とかなりますと、もうおわかりと思いますけれども、全国学力テストのことがいろいろと話題になりますけれども、三股の辺をホームページで見ますと特に中学に関しては、文教三股なのに県の平均よりも下回っているというのがずっと続いていると。トップになることが望ましいのかもしれませんが、そうは言いません。せめて平均よりも上でなければ、文教三股というのはちょっとおこがましいんじゃないかなという感じがします。ただ、お祭りの多い町、三股ではないと思うんですね。

今回このようなことに対するの通告はしていませんので、次回以降にこういうことにつきましては回したいと思います。特に学力、全国学力テストが公表された後というのがちょうど材料的にはいいかと思っておりますけれども、そちらのほうに回します。

また、今後とも教育行政というのは、三股の中心となるんじゃないかなと思うようにあそこに看板がありますので、それが町民2万5,000の方々が理解できるような形で教育行政をよろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質問に移ります。

長田峡を梶山城址とともに国指定文化財とする働きかけをしてはどうかという質問です。突拍子もない質問だと感じられる方もいらっしゃるかもしれませんが、これまで一般質問の中で長田峡については、錦江湾ジオパークの一員として名乗りを上げてはどうかと何回となく言ってまいりました。

今回、町史の中で、専門的な視点から長田峡の整理について詳しく述べられています。長田峡の価値についてお墨つきをいただいたようなものだと感じています。あの項を書かれた方が都城市の桑畑光博さんだと思いますけれども、火山灰考古学の第一人者ではないかと思えます。そういう点からお墨つきをいただいたというような表現を今いたしました。

後で取り上げますが、資料にも上げていますけれども、長田峡と同じような成因で形成された地形が国指定となっているところがあります。そこで長田峡を国指定とする働きかけをしてはどうでしょうか。現在、梶山城址を国指定文化財とする働きかけの準備が始まっているわけですので、長田峡についても同じように働きかけをしてはどうでしょうか。

その前に、まず梶山城址調査整備検討委員会の今年度の計画について、3月議会のときの説明よりも一歩進んだ説明が聞けると期待していますが伺います。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 教育課。

○議長（重久 邦仁君） 鍋倉教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 梶山城址の調査整備検討委員会につきましては、3月議会でお答えしたとおり、4名の有識者を候補として検討しているということで、今年度中に委員会を立ち上げて保存整備の基本方針を策定していただくということですね。予算とか準備しておりますが、まだ着手はしていないところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 3月議会のときと変わらないという今の回答ですね。期待していたんですけどね、じゃ、いつごろまでに委員会の立ち上げ等考えられていますか。

○議長（重久 邦仁君） 鍋倉教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 今3月に町史ができたわけですが、これに載せられなかった資料というのはたくさんあります。3月にも述べましたが、この概要版、そして資料編を2年かけてつくりますが、今記憶が新しいうちにその作業をやっておかないと、また時間のロスとなるということを、今そっちのほうを重点的にやっておりますので、ちょっとそのあたりがある程度おさまった段階でということ考えておるところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） じゃ、今年度中にできるんですか。今、毎晩のように遅くまで電気がついていますが、2階のほうに。缶詰状態でされているようですけれども、今年度中にできる

かどうか、どうでしょうか。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 教育課。

○議長（重久 邦仁君） 鍋倉教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 県の文化財の担当者とかと打ち合わせをしながら進めていますので、できれば秋ごろには始めていきたいということで、今年度中には必ず委員会立ち上げはやりたいというふうに考えております。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） ということは、資料編は秋ぐらいいまでは完成するという予定ですね。

○議長（重久 邦仁君） 鍋倉教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 資料編とか概要版は2年かけてつくります。今急がないといけない作業を今進めているということで、並行して検討委員会のほう進めます。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 何名で担当されているんですか。

○議長（重久 邦仁君） 鍋倉教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 職員は1名でございます。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 1名で概要版、資料編、そしてこの委員会の立ち上げ、全部1人に任せているというのが現実なんですか。

○議長（重久 邦仁君） 鍋倉教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 現在は職員1名です。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 町長、こんなもんでいいんでしょうか、伺います。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） お話を聞いてて、委員会の立ち上げと町史編さん並行としてできるんじゃないかなと私は思うんですけど、その辺が実態を知りませんので、そういう声も実際上がってきておりませんので、委員会早く立ち上げて、そしてまたいろいろ検討していく、秋ごろちいうのはいかがなものかというふうに感じました。（発言する者あり）

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） ということで、3月議会で実際委員会のことは言われているんですね。それを今言われたように、秋にというのは幾らなんでもと思うんですが、何とか工面されてしないことには、この梶山城址調査整備検討委員会が立ち上がったということで議会だ

よりも載せたところですがけれども、意外と反応があるんですね。どんな方メンバーですかとか、今有識者4名と言われましたけど、具体的にどんな人なのか、それもまだということですよ、今。どうですか。

○議長（重久 邦仁君） 鍋倉教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） こちらで把握しているんですが、まだ公表は避けてほしいということをおっしゃっていますので、まだ言えないところです。

○議員（4番 楠原 更三君） 例えば、具体的にどんな立場の人なのかということ。

○議長（重久 邦仁君） 鍋倉教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） まずは、島津に詳しい専門家ですね、島津邸。それと発掘に詳しい方。あとお城、山城に詳しい方、そういう方たちになっております。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 文化庁関係との折衝というのはいないんですか、その委員会の中には。折衝を担当する方というのは、今でいくとどういう立場の人になるんでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 鍋倉教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） オブザーバーとして県の文化財と文化庁の方、お願いする予定でございます。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 早くお願いします。もう町長のほうからも言われましたので、とにかく早く、中身までは突っ込めませんが、とにかくこの雰囲気は地元の人だけでなく、三股町全体で盛り上げていくことが可能であればと思うんですけども。

先日も、宮日のほうに出ていました。梶山城のことにつきまして、結構カラーで大きく出ていましたけれども、そういうのをやっぱり雰囲気というのは、時期というのは大事だと思いますので、今お一人の人に任せてどうのこの流れでじゃなくて、もう課長として、また教育長として、また町長としてリーダーシップをちょこっととっていただけるとありがたいと思います。

今文化庁との接触もあるとオブザーバーとしてということですがけれども、そういう予定がもしあるのであれば、その際に長田峡のことも交渉できるように準備していただけないかということで、この質問を計画しております。ただ、それについても、お一人の人が全てとなったら、これ大変だと思いますけれども、三股の宝であると思うんですね、私は。

資料の2をごらんください。2の1をごらんください。国指定文化財等データベース、文化庁から抜粋した資料です。

名称、志布志夏井海岸の火砕流堆積物、種別、天然記念物、指定年月日、平成24年9月19日。解説文、全部これデータベースのやつです。

南九州を象徴するシラス台地を構成するのが、2万2,000年から2万5,000年前に鹿児島湾北部の始良カルデラから噴出した入戸——これ「いと」と読むらしいですね、入戸火砕流である。入戸火砕流堆積物は、歴史的にも石材として利用されるなど、南九州の歴史をたどる上で欠かせない堆積物として貴重である。

と書いてあります。始良カルデラから噴出した入戸火砕流による堆積物、これが夏井の海岸にあるということで、天然記念物に指定されました、五、六年前ですね。今歴史的にも石材として利用されるとありますけれども、三股でも庄内地理志の中に、梶山浦麓の特産物の一つとして、桐石が取り上げられています。これ三股にもあるということなんですね。

それから資料の2の2をごらんください。きれいな写真です。私が撮りました。よく見ていただきますと、コケも何もないんですね、新しいんです。天気もよかったからきれいに写りますけれども、これ結構大きな看板、これが国道222号線沿いに私が確認しただけでも4つ大小ありますけれども、4つあります。その中の2番目に大きいのを写真に撮ってきました。見るからに新しいですけれども、「国指定天然記念物志布志市夏井海岸の火砕流堆積物、矢印700メートル」と、行っても、なかなかこれだというものがわかりません。ここまではできているけれども、まだそれ以上は今のところはできていないというのは実情ですね。

それから、資料の3をごらんください。これは新しい町史から抜粋したものです。資料上巻の11、12、13ページから抜粋したものですけれども、まず注：テフラと聞きなれない言葉です、ここに書いております。溶岩を除いた火山噴出物全般をあらわす言葉で、火山砕屑物と訳されるものです。

今から約3万年前に起こった始良カルデラの巨大噴火に伴って噴出した始良テフラは、入戸火砕流堆積物と呼称され、火砕流堆積物を主体とするもので、都城盆地のみならず、南九州本土の地形発達に大きな影響を与えたテフラである。本町の観光資源となっている長田峡では、このテフラの特徴的な状態を見ることができる。

峡谷壁の一部には、下位へ行くほど強く溶結した部分へと変化する露頭が観察できる。堆積直後の熱と自重のため、下部ほど強く固結して、冷却に伴って多角形の柱状の割れ目ができたことをうかがうことができる。

こうやって見ますと、夏井の状態と遜色ないんじゃないかなと思います。この文化庁にかけ合うことのできる十分な内容を持ったものではないかなという感じがしています。

このように行政がリードして、観光資源としてプラスアルファの価値を付加していくということは重要ではないでしょうか。長田峡を梶山城址とともに国指定文化財とする働きかけをしてはどうでしょうか伺います。

○議長（重久 邦仁君） 鍋倉教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 長田峡は、わにつか県立自然公園に指定される全長10キロに及ぶ溪谷で、本町を代表する観光地の一つで、最近ではインバウンド事業に取り組んで整備を図ってきたところです。

長田峡を国指定文化財として働きかけをしたらどうかということではありますが、先ほど人員体制のお話もしましたが、現在梶山城址の国指定に向けて、多くの関係者のご理解とご協力を得ながら鋭意努力しているところでありまして、まずは梶山城址を実現したいと考えております。

また、先ほど体制づくりというのもありましたが、これについても総務課のほうと何回か協議して、国指定に向けての体制づくり、こういうのを必要ですよという協議も進めておりますので、そっちも進めていきたいというふうに考えております。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 前向きにお願いします、この場で終わるんじゃないんですね。もう何回も言っていますからね、国指定はきょうが、今回が初めてですけども、長田峡はですね。

資料の4をごらんください。畳みかけるようですけども、桜島錦江湾ジオパークのホームページから抜粋いたしました。その中で、ここは見逃すな、桜島錦江湾ジオパーク、火山と人と自然のつながりというところに、こうあります。

桜島の前に広がる錦江湾は、実は火山の噴火でできた海なのです。約3万年前、現在の錦江湾奥部で巨大噴火が起こり、大量のマグマが噴出して地下が空っぽになり、地表が崩れ落ちてへこんでしまいました。こうしてできた巨大な穴が始良カルデラ。最初は陸地でしたが、やがて海水が入り込み、深いところは水深200メートル以上もある錦江湾となりました。

と、こうある。

長田峡の入り口である眼鏡橋から西側を見ますと、遠くに桜島を臨むことができます。桜島の北側が始良カルデラになりますから、あそこから来たんだと、この岩盤が溶結された部分ですけども。そういうのをあそこで語れるということは非常に私は素晴らしいことだと思うんですね。長田峡はこのように地球レベルでの歴史においても、それから広範囲に密接に関係する素晴らしい文化財だと私は思っています。

梶山城も含めて、両方とも南九州特有なんですね。旧薩藩の名残を持つ山城、そういう壮大なストーリーを思い描くことができます。この文化資源を日本遺産へ登録する試みというところまでお願いをしていきたいと思っているんですけども、日本遺産となると三股単独ではなくて都城市、例えば夏井のある志布志市、そして霧島市とかそういう広範囲にわたって周辺自治体と三股が中心となって、そういうのを進めていくぐらいであれば、文教三股だなと返ってくる可能性もあるんじゃないかなと思います。

日本遺産については、次回以降に質問を予定していますので、担当が1人じゃとちょっと足ら

んという答えがわかったような気もしますが、そうじゃなくて。きのうある議員で観光地のWi-Fi整理についてというのがありましたけれども、これも一つ一考必要だと思いますけれども、それよりも三股町内の観光地として胸を張って言えるような整備というか、中身をお金をかける整備という実際の物理的なことでお金かけるんじゃないかと、それを視野を広げれば中身を整備していくこと大事じゃないかなと思います。

次、行きますけれども、この町史の特に上巻は非常に難しい表現がたくさん使われているということを行いましたけれども、長田峡についてはテフラがどうか、火山堆積物がどうか、それ以上に難しいことがずっと書いてあります。私にわからないだけなのかもしれませんが、とんでもなく難しい感じがしました。

それから、梶山城関係につきましても、中世の山城ということで、高校の日本史の教科書よりも遙かに詳しく描かれております。

せつかくの町史ですので、町史を活用して文化と人間性を培う文教の町のためにも、町民憲章にあります郷土愛のためにも、町史を解説する機会を設けたらいかがでしょうか。

町史発刊後は先ほどから言いますけれども、資料編とか概要版を出す計画もあるということを知っていますけれども、それと人が足りないと言われればそれまでですけれども、並行してお願いしたいと思います。郷土のことをもっと知りたいという気持ちの方はたくさんいらっしゃいます。できるだけ受講しやすい方法を検討いただいた上で、町史を解説する講座を開くということとは考えられませんか伺います。

○議長（重久 邦仁君） 鍋倉教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 町史の解説講座の計画はないかのご質問ですが、町史に関しては、今年度から資料編と概略版の製作の着手、そして梶山城国指定ということで、現在のところ町史解説講座の具体的な計画はないんですが、完成した町史をもとに広く啓発を行うことは自由だと考えておまして、町の郷土史研究会の会員の協力を得ながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 今度の町史は部分、部分書かれた方が今はっきりしているわけですね。その方に講師として来ていただくということは可能だと思うんですね。これが数年もたってしまうと執筆された方々もどこにいらっしゃるかわからなくなるでしょうし、町史を発刊したという雰囲気の中で、これもそのうちにじゃなくて急いでやっていただくと難しくてだめだと、前の町史のほうが読みやすかった、おもしろかったという声を私しょっちゅう聞いていますけれども、解説講座をすることによってそうじゃないかと、あ、やっぱりしっかりしたもんだったんだというふうに変わっていくんじゃないかなと思うんですね。ぜひこの講座を考えていただ

きたいと思います。

例えばさつき学園でありますよね。これは1年通して同じグループですから、そこでやるのも必要でしょうけど、それ以外にここの何とか編のところを何回にわたってやりますよというような形で解説していただくといいんじゃないかなと思います。

実際私は、今町の回覧板で募集のありました都城高専で行われています「地名で歩く霧島盆地」というのが、計、今1つの題で10回ぐらい行われるんですけど、それ4回にもうなっているんですね。だから40回目、30数回目今行われているんですけども、毎回、毎回、ものすごく多くて、今定員30名のところ倍以上超えまして60数名、夜の7時から今8時半、9時、そのぐらいまで熱心にやられています。そういう例があるんですね。

都城だけじゃなくて、近隣からも講座を受けに来られています。高専でも一番の人気講座ということを知っていますけれども、そのような形でもってやると、広く声をかけていただくと、三股についてももっともっと興味を持たれる方がいらっしゃるんじゃないかなと思います。これがまた三股の魅力づくりにつながるんじゃないかなと思っておりますので、よろしく願います。

町史の活用についての最後の質問ですけれども、これまでも長田峡の成因については説明板の設置、この場で何回となく取り上げてまいりましたが、町史が発刊された今、再度伺います。長田峡の成因についての説明看板を設置してはいかがでしょうか。

○企画商工課長（西山 雄治君） 企画商工課。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 長田峡の成因説明看板の設置計画はないかのご質問に対しましてお答えいたします。

長田峡の成因につきましては、町史の上巻にも記載されておまして、その内容は大変興味深いものでございます。よって、長田峡成因の看板を設置することは、長田峡の魅力度をさらに高めるものと考えております。

現在その効果をより高めるために、どのようなデザインでどのようなものを掲示し、どこにどのように配置していくのかを検討しているところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） やっと一つちゃんとした答えが返ってきました、ありがとうございます。もうよろしく願います。できたら、また余談なんですけれども、眼鏡橋にも長田峡にも。

眼鏡橋はさっき言いましたように、こっから桜島が見える、始良カルデラが見えるというところ

ろまで何かあると、あそこに立っただけでストーリーを思い描くことができるんじゃないかなという気がいたしますので、お願いいたします。

次の質問に移ります。

町議会議員選挙投票状況についてに移りますが、きょうは穰所委員長に出席していただくということを事務局から伺っておりました。よろしくお願いいたします。

投票率の低下は、近年多くの選挙で見られておまして、三股だけの問題ではありません。しかしながら、資料の5、見ていただきますと、町議会議員選挙投票率につきまして、平成15年からのものをいただいた資料から載せております。

当日有権者数は確実にふえてきております。そして、それに反比例するように投票者数、確実に少なくなってきました。必然的に投票率の60.07%から、この間の41.82%というふうに、これ急落というふうに私は思うんですけども、考えさせられます。

また、資料には上げていませんけれども、各投票所間、11の投票所がありますけれども、11の投票所間でかなりの差が見られます。最高が64.94%、最低が30.56%です。同じ町の中でこんなにも差があるというのが、どうかなという気がいたします。

このような状況を受けて選挙管理委員会では、今回の選挙をどのように総括されたのか、忌憚のないところをお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（重久 邦仁君） 穰所選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（穰所 信博君） まず、今回の町議会議員選挙の総括についてお答えいたします。

去る5月10日に、三股町選挙管理委員会において、投票率、開票集計方法の2点について協議したところであります。中でも投票率については41.82%と、前回の選挙に比べ7.87%も下回ったことに対し、意見を交わしたところです。

まず、期日前投票の利用割合の推移で見ると、今回は34.0%、前回の30.8%、前々回の25.5%に比べ段階的に利用割合は高くなっていますが、投票総数全体が下がっていることから、投票者は利便性の中で活用しており、相対的な投票率向上効果にはつながっていないことがうかがえるとの意見がありました。

また、町長選、町議補欠選も無投票。都城市を含め県議会議員選も無投票であり、選挙ムードが断ち切れていたのではないかと。選挙管理委員会へ告示日の翌日、選挙カーの動きがなかったことから、選挙があるのかどうかの確認があったこと。立候補者の名前、顔が一致しない、政策が何かわからないなどの問い合わせがあったことなど、候補者の思いが有権者になかなか伝わっていないのではないかなどの意見も出されました。

最後に年代別の投票率の格差であります。10代から40代では、今回の投票率を下回ってお

り、特に10代、20代の投票率は10%台であることから、若い世代への選挙への参加意識を高めるための改善が課題であります。

以上、選挙管理委員会における投票率に対する意見として述べさせていただきます。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） ありがとうございます。今の中に選挙モードがなかったというのも一つの原因ではなかったかというようなことを言われました。

それから、候補者の政策が伝わらなかったのではないかとありましたけれども、今回の選挙が特別これまでの選挙と特別変わったものであったかどうかということを考えてみますと、ずっと私は2回目の選挙だったわけですが、それまでを考えると、あんまり変わっていないような気がするんですね。政策を聞く、町議会議員選挙で政策を言うということは、まずないような感じがいたします。そういう時間もないし、そういうことを聞くような要求もないような気がしますし、従来どおりいろいろ言われますけれども、名前を連呼するだけ。あとは地縁、血縁を頼るとか、そういうのが基本的ではないかと思いますが。

この運動のあり方というのは候補者それぞれでありまして、それぞれでありますけれども、どの候補者も、そして支援者の方も、選挙には必死に取り組んでこられたはずなんです。遊びでという表現悪いですが、遊びでという方は誰もいらっしゃらない。それが伝わらないというのが候補者の責任なのか、どうなのかということも考えていく必要があるかと思いますが、選管としてできることはどんなことがあるのか、そこも今総括でいろいろ言われましたけれども、若い世代への意識への浸透を図るといようなことを言われましたが、じゃ、具体的にどういことを計画されるのか。

「わけもんの主張」というのがありますけれども、あれ行かしても参加者というか聞く人は非常に少ないですね。広い会場にばらばらとしかいない現状であると。ことしもそうでしたし、去年もそうでしたし、ずっとそうですね。ただやっただけで、それで満足していらっしゃるわけではないでしょうけれども、あのやり方にももうちょっと工夫が必要ではないかなとも思いますし、選管としてどういような対応が必要なのかと思いますけれども。

間もなく国政選挙、参議院選挙があります。今のままでは投票率がどのようになるのでしょうか、大変懸念される場所ですけれども、今後投票率を高めるための計画としてどのいようなものを考えられているのか、具体的に大変難しい質問だと思いますけれども、お伺いいたします。

○議長（重久 邦仁君） 穰所選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（穰所 信博君） 今後どのいような対応を計画しているかという質問でございますが、投票率を高めるために今後どのいように改善していくかについては、今回の町議選の結果から得た意見、データをもとに投票率は低下したと思われる要因を精査し、改善できるとこ

ろの見直しを行いたいと考えております。

活動計画としましては、広報活動による選挙ムードの啓発、期日前投票の出張所の投票環境の改善、期間限定によるコミュニティバスの無料運行。6月4日に開催しました明るい選挙推進協議会総会の中で、若者の投票率低下に対する新たな啓発活動の検討を行ったところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 10代、20代、30代までの投票率、こうだったという情報は一般的に流されているのでしょうか。

○総務課長（白尾 知之君） 総務課。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 皆様のお手元に配付しています資料につきましては、一般的にはまだ公表はしておりません。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） この状態ではよくないと有権者の方々が感じとれるような情報の提供というのにも必要ではないかなと思うんですが、そういう情報が普段からの啓蒙活動に役立つのではないかと思います。もし情報提供が可能だとするならば、どんな情報の提供を考えられますか。

○議長（重久 邦仁君） 白尾選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（白尾 知之君） 情報の提供の仕方ということですけども、今回町議選を得まして、こういった投票率が低いという実情につきましては、やはり今後の町民の有権者の方々に対して、選挙意識を高める上でも、こういった数値等を使いながら、広報関係でもお知らせしたいな。町の回覧広報、そういったところでもこれから先の選挙に対して意識を向上させるためにも、こういった数字を使いながらできる範囲で、情報としては提供していきたいなというふうに思っております。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 町長選挙とか、町議会議員選挙というのは、三股町民一人一人が三股の未来について真剣に考える重要な機会であると思います。今、何をつくるかというのが将来どうなるのかと。この議会というのが議決機関であって、将来の皆さんに非常に大きな影響を与えるというようなこともずっと言い続けていく必要があるんじゃないかなと思いますし、そのためにはこの若い世代の投票行動というのが、今の投票行動が20年、30年後の三股に大きな影響を与えるんだというようなことも、啓蒙的に言っていきたいと思います。榎所委員長ありがとうございました。

次の質問に移ります。

住居表示の導入についてというところになります。

現在使われています住居表示は、地番になるということを私は初めてというかようやく知りました。土地の「地」に番号の「番」、「地番」ですね。調べてみますと、この地番は、明治4年、主として徴税目的で土地を特定させるための符合として設けられたものである。

その後、住所の表示として一般化したものだという事です。元来、住所表記としての適正がないものである。だから、さまざまな欠点があると言われてきているのは事実です。

さまざまな欠点があるということで、昭和37年5月10日に住居表示に関する法律が施行されて、各自治体で独自に行うことが可能となっています。宮崎県内で大々的に実施しているところはないということを法務局のほうで聞きましたけれども、全国的に見れば、この法律に基づいて実施しているところはもちろんあります。

資料の6をごらんください。適当に私がつくった資料ですけれども、左側が明治37年製版、大日本帝国陸地測量部による地形図にある三股の地名ですね。私が適当に書いたわけですけども、東側のところで内木場、平山、明治37年の地形図には、次を政矢谷（ませだん）と読みがつけられています。次が大野（おおの）じゃなくて（うの）と読みがつけられています。

北側のところで行きますと、田上、餅原、小園、蓼池、そしてその次が後原（うしとんぼろ）と読みがつけられています。次が後目（うしとめ）、新しい町史ではこれは（うしろめ）と書いてあるんですね。どっちが正しいのかわかりませんが、大日本帝国陸地測量部のほうでは（うしとめ）と書いてあります。

それから南側のところで行きますと、高畑の次に大鷲巣が（うさげす）というふうに読みが書いてあります。

この地図では36地区があらわしてありまして、右側、平成6年修正の地形図、今現在紙ベースで購入することもできる一番新しい地形図です。先日田中書店で買ってきましたけれども、43地区が5万分の1の地形図において確認することができます。36地区から43地区にふえたわけですけれども、参考として下に明治40年の三股村の人口は7,786人と都城市史のほうに書かれておりました。当然人口がふえたわけですから地区もふえていくのは当然のことですけれども。

何を言いたいかと言いますと、ここにある明治37年の地形図見ますと、今の三股、にくづきの三股ですね、この三股という文字が使われる以前からあった地名がここに多いということなんですね。古くからゆかりのあるなじみの深い地名がたくさん書かれていると。

私は町内で自己紹介をするときには、梶山生まれで山王原に住んでいますというようなことを言いますが、どちらも現状の住所表記では存在しないんです。

普段使う地区名と現状の住所表記が違うというところから起こる混乱があります。例えば、この近くに住まわれているお年寄りの方が住所書いてもらったときに「仲町」と書かれるんですね。実際仲町自治公民館の範囲ですから「仲町」と書かれてもおかしくはないんですけども、ずっと「仲町」と書かれてきたと。実際に五本松なんですね、こういうようなこと。

それから、急激に人口が密集してきた地域では、大字樺山と、それ以外の住居表示が混在しているところがたくさんあります、もうご存じだと思いますけれども。

それから、植木地区がなぜ宮村なのかという疑問を持っている方たくさんいらっしゃいます。このように考えますと、地区の一体感にも影響があるんじゃないか。地区によっては、自分たちが一般的に言う何と言う地区に居住しているのかを理解できていない人もいるのではないかと思います。勝岡小学校というのに勝岡という地区名がないんですね。梶山小学校とあっても梶山という住所表記がない。これは現実です。

新しい町史が発刊されたのを機に、地域の一体感を強めていき、また自治公民館活動を活性化していくためにも、普段から使われている地区名が住所として使われることが必要ではないかなと思います。

資料の最後を見ていただきますと、資料の7ですね、三股町の郵便番号一覧です。全部で11地区あります。赤で表記——あ、餅原は赤でしていませんけれども、餅原を含めまして5つが130年前、三股村となったときの前のそれまでの村ですね、長田村、宮村、餅原村、蓼池村、樺山村と、それがそのままここに残っているわけですけども。

何とか自治公民館とあっても、住所は樺山のどこどこと、宮村の2000何番地とあっても西植木自治公民館とか、わけのわからないような感覚にとられる方はいらっしゃるんじゃないかと思います。特に樺山という表記で何千所帯あるのでしょうか、聞きません。

樺山の何千何百何十何番地の何番では、無味乾燥な気がします。このようなことが繰り返しますけれども、地域の一体感を強めていくためにも、郷土愛を育むためにも、普段使用されている地区名が住居表示として使えるようにできないでしょうか伺います。

○企画商工課長（西山 雄治君） 企画商工課。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） それでは、住居表示の導入についてお答えいたします。

本町におきましては、区画整理事業を行っていない地域では「大字」のついた住所番地となっております。そのため、区域が広いところでは、地域を簡単に特定することが難しいところもあるため、依然地番を変更しない町名整理による字区域の変更を検討した経緯がございます。

この住所のあらわし方を変更することは、行政側だけではなく、住民側にも大きな負担を伴うため、住民の意向や要望等をお聞きする目的で、平成23年8月に東植木自治公民館、それと西

植木自治公民館の役員の方々にご参加いただき、意見交換会を実施いたしました。

その中で住居表示の仕組みや変更手続の流れなどを説明するとともに、住所変更に伴って不動産の登記であるとか法人登記を初め、あらゆる指摘権利において住所の変更手続が必要となり、住民の法人の方々にも大きな負担をしいることを説明いたしました。

また、そのほかにも数回にわたり地域の総会などを利用して同様の説明を行ったところですが、その後、この件について要望等が上がってきていないのが現状でございます。

住所表示の変更は対象となる地域にお住まいの全ての方々に影響があるため、住民の総意として機運が高まってこない、変更に向けた基本計画の策定に着手ができないところです。

今後も地元から説明の要請があれば座談会などを開催しながら、地域の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（４番 楠原 更三君） 要望があれば進める可能性があるということですね。注視していくということは、どういう意味でしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） この制度の説明をして、住民の方々の意見を聞いて検討するというところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（４番 楠原 更三君） 言葉というのは非常に難しいもので、検討していくというのは、実施する方向で検討するということと理解してよろしいんですか。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 先ほども答弁の中で申し上げましたけれども、住民の総意として機運が高まってこない、なかなか難しい面が多くございますので、そういったところを確かめてまいりたいというふうに考えております。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（４番 楠原 更三君） なかなか難しいですね。総意があれば実施するということですか。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） そうですね、総意を確認した上で、これ他の市町村というか自治体の例を取り上げますと、大体10年ぐらいかけて行っております。金額も億単位で費用がかかりますので、そういったところもあわせて考えて慎重に検討したいと考えております。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（４番 楠原 更三君） こういう質問するからにはいろいろ調べてきました。例えば兵庫

県の明石市だったら、ほんの狭い地域、地域から始めているんですね。着手してから最初が2年、その次からはもう数カ月でできています、地区、地区で。そういう例もあります。広島市の例は非常に広い中心地域で実施しております。

全部を一斉にじゃなくて、この人口が急激に増加しているところ、そういうところから先行的にやっていくというようなことを私お願いしたいんですけども、何回今やりとりしましたけれども、総意があったらやるんですかということについて、やるという回答はまだないんですよ。

それから、登記に関して、書類は変わらないんでしょう。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 住居表示であれば、地番とまた住所というのは異なってきますので、登記簿の地権者の住所は変わっていきますので、そこら辺の変更はひよっとしたら手続きが必要になるかもしれません。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 法律で昭和37年に認められているわけですから、することがいい悪いじゃなくて、法律では認められていると、要望があれば、実施するかしないかはその自治体で決めることができるという流れになると思うんですね。

私としましたら、この町史がせつかく、新しい町史が眉唾なもの極力除いた町史ができたわけですから、それを生かすためにもということで、こういう質問を考えたわけなんです。今後こういうことについては、質問を続けていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（重久 邦仁君） これより11時15分まで本会議を休憩します。

午前11時03分休憩

午前11時15分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位、6番、田中議員。

〔1番 田中 光子君 登壇〕

○議員（1番 田中 光子君） 皆さん、こんにちは。質問順位6番、公明党、田中です。よろしくお願い申し上げます。通告に従って行わせていただきます。

まず、歯及び口腔の健康を保つことは単に食物を咀嚼するという点からだけでなく、食事や会話を楽しむなど、豊かな人生を送るための基礎となるものであります。

これら口腔と全身の健康の関係を実証的データとしても明らかにしていくため、平成8年より

厚生科学研究にて、口腔保健と全身的な健康状態の関係に関する研究が実施されており、80歳高齢者を対象とした統計分析等から歯の喪失が少なく、よくかめているものは生活の質及び活動能力が高く、運動、視聴覚機能に優れていることが明らかになっています。

また、要介護者における調査においても、口腔衛生状態の改善や咀嚼能力の改善を図ることが誤嚥性肺炎の減少やADL、日常生活動作ですね。の改善に有効であることが示されています。

永久歯は、5歳前後から生え始めるが、第2大臼歯がほぼ生え揃う12歳時点で既に1人平均虫歯数2.9歯となっています。このような永久歯が生えてから比較的短時間に虫歯が増加していることから、12歳児における虫歯数を減少させていくことを目標として、永久歯腐食を予防していく必要があると考えます。

ライフステージに応じた歯科保健対策の推進についてお尋ねいたします。

まず、1番目に、小中学生の虫歯有病率と処置完了率についてお尋ねいたします。

あとの質問は、質問席にて行います。よろしくお願いいたします。

○議長（重久 邦仁君） 石崎教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 小中学生の虫歯有病者率と処置完了者率についてお答えいたします。

平成30年度における小学生の虫歯有病者率は、乳歯と永久歯を含めると65.8%、永久歯のみは22.2%となっております。また、中学生の虫歯有病者率は乳歯と永久歯を含めまして60.3%、永久歯のみでも60.3%となっております。そのような状況の中で、処置完了者率については、小学生で入試及び永久歯が34.1%、永久歯のみは13.3%となっており、中学生では乳歯及び永久歯が29.1%、永久歯のみが28.7%となっております。

以上でございます。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 今、言われたように、虫歯になって処置完了する率は低過ぎますよね。なぜ虫歯があるのに処置しないのか、原因は何だと思われませんか。ひとり親だったり共働きも多いです。また、経済的な問題や平日に休んで連れていく労力も大変なものです。

続きまして、乳歯から永久歯に生え変わるため、生涯を通じた虫歯予防の中で、最も重要な学齢期の対策についてお聞きいたします。

○議長（重久 邦仁君） 石崎教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 本町の学齢期における歯科保健対策についてお答えします。

各学校におきましては、1学期に歯科検診を実施し、その結果を保護者に通知し、あわせて治療勧奨を行っております。未受診者に対しましては、長期休暇となる夏休み前に再度、学級通信や保健だよりなどで治療の干渉をしております。

また、各学校の保健室前には、治療の終わった児童生徒の数を知らせるボードを設置し、見え

る化することにより虫歯治療及び予防についての意識づけを行っているところです。

虫歯予防対策としましては、全小中学校において、給食後の歯磨きを実施しております。また、担任や養護教諭が協働し、歯の保健指導を行い、11月8日、「いい歯の日」には全校児童生徒の宿題として、保護者に子供たちの口腔状態を確認していただくなど、児童生徒が正しい歯磨きの方法を習得できるように、学校と家庭が協力しながら取り組んでいるところです。

虫歯の予防には、学校のみならず、家庭における望ましい食生活や歯、口腔の健康づくりについての理解や乳幼児期からの取り組みが必要不可欠と考えております。

教育委員会といたしましては、学校保健委員会というものがございます。その活動を充実させ、学校、家庭、地域の連携を深めた学校歯科保健活動を推進するとともに、母子保健分野との連携を強化していきたいと考えているところです。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） そのような対策が行われていても、なぜ虫歯が多いのでしょうか。虫歯になるともとは戻らないのです。歯医者に行って小さな詰め物をして、また次は大きな虫歯になって、大きな詰め物をして、次ははずれる、そして抜くしかなくなります。皆さんも経験されていると思います。歯ブラシで溝の奥は磨けません。食後は毎回磨いている人もいますが、ブラッシングだけでは限界があります。

次の質問、3番目にまいります。

宮崎県歯科保健推進委員会では、乳幼児期、学齢期については、共に施策の方向性の一つとして、市町村がフッ化物洗口等のフッ化物応用に取り組めるよう支援しますとあります。平成29年に、前教育長が答弁されたのは、これからの県教育委員会の方針に基づきまして、本町としましても、ほかの市町村の動向を注視しながら学校及び学校歯科医との連携を図り、検討してまいりたいというふうに考えているところでございますとの回答がありましたが、フッ化物洗口について、保険者に向けて意見聴取や検討はされましたか、お聞きいたします。

○議長（重久 邦仁君） 石崎教育長。

○教育長（石崎 敬三君） フッ化物洗口について、保護者からの意見聴取や検討をしていくかのご質問ですが、現在のところは行っておりません。本町では、昨年度より全小中学校の養護教諭で構成されております養護教諭部会において、生涯にわたり健康的な生活習慣を実践していく児童生徒の育成というのを研究主題として取り組んでいるところでございます。

その一環として、小学校1年生、3年生、5年生の児童と中学校1、2年の生徒及びそれぞれの対象学年の保護者に対しまして、歯と口の中のアンケートを実施したところです。そのアンケートでは、フッ化物洗口について、具体的には訪ねておりませんが、歯みがきの習慣や飲食物の嗜好について調査するとともに、子供の歯や口の健康に対する保護者の意識を調査したところ

です。

町の養護教諭部会では、今年度アンケート調査の結果を分析するとともに、本町における歯科保健対策を推進する上で、今後、必要な対策について検討していくとなっておりますので、町教育委員会といたしましても、その分析等の結果を見ながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 前回、検討していただくというお話でしたが、今回も検討されていないという結果で、29年から今年度まで、放置されていますよね。

厚生労働省の歯の健康の中で、この時期のう蝕予防においてもう蝕リスク状況に応じた的確な予防管理を受けることは重要である。そのため、かかりつけ歯科医、学校歯科医等による定期的管理により、適切な予防処置、フッ化物歯面塗布、フッ化物洗口、フィッシャーシーラント等を受けることが必要であるとあります。そして、健康日本21における歯科保健目標を達成するために有効な手段として、フッ化物の応用は重要であるとのガイドラインも出ています。

フッ化物洗口法は4歳児から14歳までの期間に実施することがう蝕予防対策として最も大事な、大きな効果をもたらすことが示されています。

都城市では、平成29年から取り組まれています。宮崎県内でフッ化物洗口を100%実施されているところは、美郷町、川南町、木城町、西米良村、椎葉村、高千穂町、串間市、日之影町、綾町です。一部実施されているところは、宮崎市、小学校が97.9%、中学校が92%、日南市は、小学校が86.7%、中学校が80%、実施決定しているところは五ヶ瀬町、延岡市となっており、23市町村中12市町村が実施されています。

平成26年の宮崎県議会で、飛田教育長がこのようにおっしゃっています。フッ化物洗口による虫歯予防については、実施している学校で顕著な効果を示しており、県教育委員会としましては、学校でしっかり取り組むよう、積極的に紹介してまいりますと言われてしています。

先日、都城保健所の瀧口所長のお話を伺ってきました。その中で言われていたことが、フッ化物洗口は安全性に問題はないです。経費としても年間1人あたり200円ぐらいです。虫歯になって治療するとなるとどれぐらいの労力と経費がかかりますか。費用対効果は20倍以上あると思います。

虫歯にならないのが一番です。要望できるのにしないのはなぜでしょうか。健康格差が見られる中、保育園や学校等で行う集団フッ化物洗口は家庭経済状況などの環境に左右されず、誰もが等しくう蝕予防の恩恵を受けることができる公共サービスなのです。

家庭でやるのは難しいと考えます。学校という集団生活であるのが一番です。デメリットは先生の負担が週1回ふえるということです。砂糖を日本人はそんなにとっていないのに虫歯になるということは、ブラッシングだけでは予防できないのです。週に1回のフッ化物洗口で予防でき

るのでと言われました。

三股町に住んでいるというだけでう蝕予防ができないのは残念です。私たち大人の責務として未来からの使用者である子供たちを親の経済状況に左右されず、等しく健康に成長させていくこと、またいつまでも自分の歯で好きな食べ物をおいしく食べられ、人々のQOL、生活の質ですね、を向上させることです。

認知症予防や介護予防にもつながっていくと考えます。子供たちの貧困、経済格差、健康格差、この問題を放置するわけにはいきません。貧困対策はさまざま考えられますが、その一つとして、フッ化物洗口はあります。行政と地域住民の理解、歯、歯科医師会等専門団体の協力があれば、虫歯予防することができます。小中学校のフッ化物洗口の実施をお願いしたいと考えますが、いかがですか。

○議長（重久 邦仁君） 石崎教育長。

○教育長（石崎 敬三君） まず、フッ化物洗口についてでございますけれども、宮崎県口腔保健支援センターが制作した、「歯の健康、フッ化物ってなあに」という啓発用DVDがございます。ご覧になっているとは思いますが、その中で、フッ化物を使えば虫歯にならないのですねという問いに、それは違います、フッ化物はあくまでも虫歯予防の一つ。学校や家庭での丁寧な歯みがき、フッ化物、これはフッ化物が含まれた歯磨き粉、それも含まれますけれども、その応用、甘味の適正摂取を心がけ、バランスよく虫歯予防を行いましょうというふうに言っております。

三股町の現状を見ますと、まず第一に取り組むべきことは、やはり正しい歯磨きを習慣づけること、そして検診で虫歯が見つかった場合には、早期に治療を行うようにすることがまず重要だと考えております。

また、虫歯治療につきましては、県の医療の助成におきまして、1,000円未満は自己負担が生じますけれども、あとは無料で受診をすることができます。そういった面を町としてもこれまで、教育委員会としてもアピールしてきたところでございます。

文部科学省が出しました文書によりますと、やはり学校におけるフッ化物の利用については、フッ化物含有歯磨剤、歯磨き粉が基本であるということにしております。

しかし、児童生徒の歯の健康ということを考えた場合にどうかという観点があるのは確かだろうと思います。

フッ化材は劇物でございます。フッ化物洗口を実施している学校においては、その劇物を保管して希釈するという課程をへて洗口を実施しております。ご指摘のように、学校での管理、劇物の管理が適正に行われるという必要もあると考えております。

教育委員会といたしましては、議員がご指摘されたような状況は十分把握しております。今後

とも他市町村におけるフッ化物の洗口の実施状況、それに伴う有病者率の推移等注視してまいりまして、その結果によって、保護者、学校関係者に対するフッ化物洗口に対する意識調査等を行うことも検討する場合もあろうかというふうに考えております。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） ありがとうございます。先ほど、私申しましたが、治療となると家族、特に働いている母親、仕事を休めないんですよね。特に母子家庭、休んだら生活費がなくなってしまう。そういうのをただ治療に行けばいいという問題ではないと思うんですよ。

なので、ぜひこのフッ化物、予防できると保健所の先生もおっしゃっています。劇的に予防されていますという結果も出ています。県議会で教育長が言われているように、劇的な効果が出ているっておっしゃっています。ぜひその辺を検討していただきたいと思います。よろしく願い申し上げます。

次に、地域包括ケアシステムについてです。日本の社会は超高齢化、人口減少という世界でも例のない急速な変化に直面しており、社会保障費が年々増加する中、限られた財源を有効に活用し、住み慣れた地域で安心して、健康で長生きできる社会を構築していく必要があります。

そこで、1つ目の質問、医療と介護、健康増進や介護予防の推進、生活支援サービスの拡充、安心して暮らせる住まいの整備などを総合的に進め、住民の生活、日常生活を支える仕組み、三股町における地域包括ケアシステムへ向けた取り組みの現状についてお聞きいたします。

○高齢者支援課長（川野 浩君） 高齢者支援課。

○議長（重久 邦仁君） 川野高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川野 浩君） それでは、地域包括ケアシステムについて、三股町における地域包括ケアシステムに向けた取り組みの現状についてご説明いたします。

高齢者の方々が可能な限り、住み慣れた地域や自宅で自分らしい暮らしを続けていけるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援の5つのサービスを一体的に提供できる地域包括ケアシステムの取り組みが求められています。

本町では、都城市と連携し、都城市三股町在宅医療介護連携推進協議会を立ち上げ、医療と介護サービスについての協議を行っております。

生活支援としましては、社会福祉協議会への生活支援コーディネーターの配置、軽度生活援助事業に取り組んでいます。また、介護予防として、足元元気教室、元気アップ教室、こけないからだ体操、認知症サポーター養成講座等を実施しているところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） それでは、質問の2番目、本町の包括ケアシステムに取り組み

た背景について、どのような課題があったかお伺いします。

○議長（重久 邦仁君） 川野高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川野 浩君） 取り組まれた背景についてご説明いたします。

団塊の世代800万人と言われていますが、75歳になる2025年、平成37年以降は、国民の医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれています。また、少子高齢化により、高齢者を支える若年層の人口が減少することによる介護保険料の見直しや認知症世帯の増加、三股町におきましても、今年度5月1日現在における高齢化率は26.1%、2025年度推計で高齢化率31.1%と5%上昇する見込みとなっております。

このまま医療費や介護保険を使い続けると運営そのものに支障を来す結果が予想されます。そのためには、医療と介護が連携するだけではなく、見守りなどの地域での助け合いや生活支援、住居の確保やバリアフリー、低所得者への支援などさまざまな支援が必要となっております。

平成25年度に設置しました持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律において、地域包括ケアシステムの文言が明言されたところであります。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 大体それは全国的な背景ですよね。三股町独特の背景というのは何かありますか。お聞きします。

○議長（重久 邦仁君） 川野高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川野 浩君） 三股町におきましても例外ではなく、このような、介護を必要とする方々がふえてきております。そしてまた、この介護保険を使って、三股町は介護保険料が県内でも2番目に高いということも現象として起こっているんですけども、その防止策としましても、予防に力を入れるということが求められているところでございます。

そのために、地域のボランティアの方々をお願いした軽度生活援助事業とかサロン事業とかそういうものを心がけているところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） わかりました。またほかにも問題はありますか。私が携わっている中では、国民年金が多い、そういう低所得者の問題とかもあつたと思います。

次の質問、3番目に入ります。医療、介護連携についてですが、高齢者福祉計画第6期介護保険事業計画での包括的支援事業の在宅医療、介護連携の推進の取り組みの中で、残された課題として次のことが上がっています。

在宅医療、訪問診療、みとりを担う医療機関が不足しており、異なる職種間での相互理解や町

民の理解を求めるための普及啓発が必要となっているとありますが、この課題解決に向けてどのような取り組みをされているのか、また訪問診療、みとりをされている病院はどこでしょうか、お聞きします。

○議長（重久 邦仁君） 川野高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川野 浩君） 医療、介護連携についてご説明いたします。

本町では、都城市と連携し、昨年4月から都城市三股町在宅医療介護連携推進協議会を立ち上げ、都城市及び三股町の医療介護サービス支援情報の把握やその問題点の抽出、検証、在宅医療、介護連携についての普及啓発を行っております。

また、その協議会において、在宅医療介護部会、生活支援部会、市民研修啓発部会、メディカルケアステーション部会と4つの部会を設け、それぞれの部会でテーマを設け研修を行っていることとしており、医師、薬剤師、看護師、そして行政、またその他の専門機関が医療と介護の総合的な確保を推進するための協議を行っています。

もう一つの質問をお願いします。

○議員（1番 田中 光子君） 訪問診療、みとりをされている病院はどこですか。

○高齢者支援課長（川野 浩君） 訪問診療、みとりにつきましては、ホームクリニックみまた、もとの山下医院のほうで今実施しているところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） みまた、旧山下医院ですね、だけというのは以前と全然進んでいないということになりますよね。私が携わったある独居の男性の方で、体調が悪くなり、救急車を呼んで病院受診され、点滴を受け帰宅をされました。通院するのに不安があり、救急車を呼ばれるのです。私がケアマネとして携わることになって、往診できる先生を探し、訪問看護を導入しました。ケアマネがかかわっていない方は救急車という発想になります。在宅医療を担う病院の確保を早急をお願いします。

次に、4番目の質問、地域包括ケアシステムの人材育成についてですが、介護予防、日常生活支援総合事業の地域介護予防活動支援事業の中での取り組みとして、地域で自主的に介護予防の活動をする介護予防サポーター養成講座を開催され、体操をきっかけとした通いの場づくりのため、こけないからだ体操講座を開催されておられるようですが、第6期の残された課題として次のことが挙げられていました。

効率的な介護予防事業の実施を行う必要があります、介護予防の必要性を理解してもらうための普及啓発の方法として、事業の効率的なPR方法を確立しなければなりません。

また、サポーター、ボランティアの養成と活動の支援も重要な課題となっておりますとありました。サポーターの要請はどのように行われているのでしょうか。

この残された課題解決に向けた取り組みをお尋ねします。

○議長（重久 邦仁君） 川野高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川野 浩君） それでは、人材育成についてお答えいたします。

地域包括支援センターでは月1回ケアマネジャー会議を開催し、情報の交換、体験発表、講師による講演会を行い、人材の育成に努めております。

地域包括ケアシステムは、社会福祉協議会と連携し、推進していますが、社会福祉協議会では生活支援コーディネーターを配置し、地域のボランティアを育成し、軽度生活援助事業により買い物や掃除などの支援を行ったり、高齢者等サロン活動事業では、生活支援コーディネーターがサロンの自主運営を牽引する方々の相談やサポートを行っています。

また、こけないからだ体操を自主運営していただくために、保健師が栄養指導や健康指導を行った後、体操の実演や用具の貸し出しを行っており、高齢者の支援するボランティアの方々の育成に努めております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） では、次5番目の質問に参ります。現在の取り組みの効果についてお聞きします。

要介護、要支援認定者数、認定率は2017年には宮崎県及び全国と比較すると本町の認定者は全国や県と同じように要介護1の割合が最も高い結果でしたが、こけないからだ体操等の利用で効果があると思います。現在の認定率はどのようになっているのでしょうか。

そして、現在、体操教室、サロンなどの対象者は何人で、何人の参加となっているのでしょうか。引きこもりの人も参加されていますか。お聞きします。

○議長（重久 邦仁君） 川野高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川野 浩君） それでは、取り組みの効果につきましてお答えいたします。

高齢者等サロン活動事業では、平成29年度27団体で実施していましたが、平成30年度30団体、今年度は既に3団体ふえて33団体に増加し、こけないからだ体操もサロンの増加に伴い広がりを見せています。また、軽度生活援助事業の利用者につきましても、平成28年度末10人であった利用者が、平成30年度末では26人に超過しています。

また、65歳以上の人口に対する要介護認定者の割合は、平成28年度で17.9%でしたが、平成29年度末が17.85%、平成30年度末が16.31%、平成31年1月末現在では15.21%となっており、平成31年1月末時点での県の平均16.7%を下回っている現状となっております。

また、こけないからだ体操は町内12カ所で実施されていますが、各サロンで行われているこ

けないからだ体操は10カ所、今月に入って上米地区で2つ目のサロンが始まりまして、準備段階から参加者の皆さんとこけないからだ体操を行っているところであります。

私、先ほども申し上げましたけれども、自主運営をしていただくためのCDの貸し出しやイラストの載った模造紙、腕や足につけるおもり等を貸し出して普及、啓発を行っているところであります。

そしてまた、先週でしたかね、下新地区で地域ケア会議を行ったところなんですけども、そこでは買い物支援としまして、稗田の商業施設まで連れていきまして、そこで買い物をしていただくということを行ったんですけども、そこには、日ごろ、家の中でずっといらっしゃって外に出てこられない方々も地域の方々が呼び出して連れていくというようなことで、サロンでも非常にわいわい騒いでいらっしゃいまして、楽しく過ごしていらっしゃる光景を私たちも見ました。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 先ほど申した対象者ですね、対象者が何人でそのうちの何人がこの包括ケアシステムの中の体操教室、サロンなどに参加されているのでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 川野高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川野 浩君） 現在、33団体のサロンが活動しておりますけれども、一番多いところで、前目の69名、そして少ないところでサロンが10名というところもありますけれども、幸いにサロンに通う方々は開催されるのを非常に楽しみにしておられます。ほとんどのサロンで会員数の80%から90%は参加されて活動を行っているところであります。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） その80%、90%参加されているって言われているんですが、その中で参加されない方はどういった理由で参加されていないか把握されていますか。お聞きします。

○議長（重久 邦仁君） 川野高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川野 浩君） サロン活動につきましては、社会福祉協議会の生活支援コーディネーターと理学療法士が定期的に各地域を回っておりますけれども、このサロン事業につきましては自主事業でありまして、さまざまな形態がありますけれども、サロンに参加されていた方々が体調を崩して出てこられないとかいうこともあるかと思えます。その方々についても、地域の支援を行いまして、サロンに参加される方々がその方々の家を訪問したり、そういうことで連絡を取り合ってサロンへの参加を呼びかけているところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 特にサロンにこだわっているわけではないんです。体操教室もあります。体操教室でも参加対象者が何人でそれで何人ぐらいが体操教室を利用されているのかということもお聞きしたかったんですが、それを含めまして、またその参加された方のADLですね、がどのように変化しているか、データはどうなっていますか、教えていただきたいと思えます。

○議長（重久 邦仁君） 川野高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川野 浩君） こけないからだ体操につきましては、全部で12カ所が現在行っているところでありまして、大体参加者人数を12人から25人の間で推移しているところでありまして。合計で190名以上の方がこのこけないからだ体操に参加されております。以上です。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） その参加された方のADLはどのようになっていますか。教えていただきたいという質問でした。

○議長（重久 邦仁君） 川野高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川野 浩君） こけないからだ体操に限らず元気アップ教室、それから足元元気教室とかいろいろほかにも体操教室があるんですけども、そちらのほうを兼ね合いでされている方もいらっしゃるしまして、こけないからだ体操だけがいろいろとこう参加される方が通常いらっしゃるわけではなくて、これもし週1回とか月に1回ということで行っているところがございます、しかも自主事業でありまして、そこらあたりのちょっと統計はとっていないところでございます。

済みません。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） ただやられているだけ、放置状態ではないでしょうか、それでは統計をとっていない、効果が見えていないということですよ。やっぱりやるからには、効果がどう上がっているか、統計はとるべきだと私は考えますが、いかが考えられますか。

○議長（重久 邦仁君） 川野高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川野 浩君） これからも統計をとって人数の把握にも努めていきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） ありがとうございます。取り組みの効果を見て、今後の展望はどのように考えておられますか、お聞きします。

○議長（重久 邦仁君） 川野高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川野 浩君） こけないからだ体操、サロンについてもそうですけれども、介護保険を使わない介護予防に取り組みまして、また地域の方々の連携を行いまして支援を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 具体的に数字、目標的な数字、さっきの何パーセントの人が、認定率は大分下がっているという、そういう結果がありましたよね。そういう数字で目標というのはどれぐらいに想定されていますか。お聞きします。

○議長（重久 邦仁君） 川野高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川野 浩君） 数値といたしますか……

○議長（重久 邦仁君） 暫時休憩します。

午後0時00分休憩

午後0時00分再開

○議長（重久 邦仁君） 再開します。田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 展望としては、介護保険を使わないということでお聞きしました。今後、ひとり暮らし世帯や夫婦のみ世帯が増加していくことが予想されます。長田のほうを家庭訪問する中で、足の悪い高齢の婦人が急な坂道を家族がつくってくれた簡易的な手すりを使い歩いて上り下りされていました。その坂道で転ぶと大けがしそうな急なものでした。

また、独居の方で、こけの生えた急な坂道を上り下りされている人もおられました。そして、ある方は、坂道を上るには足に負担は少ないのですが、下るときに何回かこけましたなどの声を聞きました。

住宅改修による手すり設置など予防策はあるけれど、それを知っている人は限られた方です。回覧板でも掲載されているはずですが、本人が役場にどうかしてほしいと声を上げる人は少ないです。

社会福祉協議会では、家に閉じこもりがちな、おおむね65歳以上の方で、介護が必要になる恐れのある高齢者に対し、福祉センターへの送迎を行い、ほかの利用者との交流や健康器具及びお風呂などの利用をしてもらい、孤立感の解消や介護を必要としない自立した生活の継続を目的に行っておられますが、これも三股町役場に申請となっています。

そして、軽度生活支援ホームヘルプ事業では、認定を受けていない高齢者世帯に対する食事の支援、洗濯、掃除、買い物等の簡易な援助を行っています。または、配食サービスでは、ご自宅

で料理をつくるのが困難なおおむね65歳以上の方や障害者に対し定期的にご自宅に訪問し、栄養バランスのとれた食事をお届けするとともに、安否確認を行い、利用者の健康保持の手助けを目的に行っておられます。

このさまざまな素晴らしいサービスを行っておられますが、希望される方は電話をかける、窓口に来る、家族や民生委員や親戚、友人などに頼んで相談してもらおうとなっています。高齢者の方は迷惑をかけないようにとの思いから、生活されています。自分から困っているとは言い出せない方も多いのです。今後、家族介護の体制から社会的な介護体制への移行が進んでいくものと考えられます。

平成28年度より社会福祉協議会に生活コーディネーターを配置され、多様なサービスを包括的、一体的に提供する体制づくりを行っておられると思いますが、このように本人が自分から言い出せない方もおられます。1人も置き去りにしないためにはどのような対策があるのでしょうか。いろいろな課題がある中で、地域の実情を把握し、取り組んでおられると思います。

行政機関においては、組織が分かれてその目的に特化した組織運用がなされています。そこで生まれる横のつながりが弱い縦割り組織で多くみられるネガティブな思考傾向の弊害を福祉の分野で打ち破るコミュニティーソーシャルワーク事業の実施を提案したいと思います。

コミュニティーソーシャルワークの機能については、実践的ミッションを5点だけ上げます。1点目は、住民座談会の開催などによるニーズキャッチ機能、2点目には、個別援助を大切にしつつも集団の一員として捉えて、その人の置かれた環境や社会的背景の視点を踏まえた地域生活をしている家族全体を支援する相談支援機能、3点目には、国際生活機能分類ICFの視点を枠組みを踏まえ、福祉サービスを必要とする人及びその家族の参加、活動を促進する自己実現型ケア方針の立案機能、4点目に、個人情報保護を前提としてのフォーマルケアとインフォーマルケアを統合的に提供できるように進めるための個別支援ネットワーク会議を開催し、専門多職種等がチームアプローチできるよう、かつサービスを総合的に提供できるようにコーディネート機能、5点目に、福祉サービス利用にとっても社会資源の効率的運用面から考えても、必要な地域トータルケアを推進するための市町村社会福祉行政の運営管理機能などです。

地域福祉を担うため、活動主体はその立場や役割、活動範囲など多岐にわたるものです。資源開拓の事例としてある地域ではコミュニティーソーシャルワーカーの配置を計画的に整備することを決め、社協、行政、協働型の実現をされています。

このコミュニティーソーシャルワーカーは、地域基盤の福祉専門職です。個別の支援活動を通じて誰にとっても暮らしやすい地域を目指して、地域とのつながりを重視し、住民とともに地域づくりを施行した実践を行う福祉専門職です。

コミュニティーソーシャルワーカーは支援が必要な方を把握し、生活上の課題解決のために必

要なサービスが受けられるよう、適切な支援につながる役割を持つコーディネーターであります。

こうした役割は、行政よりも地域に密着した活動を行っている社会福祉協議会の職員が適していると考えます。長野県、沖縄県でも社会福祉協議会を中心としたコミュニティーソーシャルワークの取り組みが効果を上げていると伺っております。

社会福祉協議会の地域性豊かな活動が功を奏し、社会福祉協議会が福祉行政の委託先として役割が重視されてきた経緯から、新たな施策を具現化する担い手として、コミュニティーソーシャルワーク事業の配置を提案したいと考えますが、ご意見をお聞かせください。

○議長（重久 邦仁君） 川野高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川野 浩君） 高齢者支援課では、社会福祉協議会と連携しまして業務に当たっているんですけども、その中に生活支援コーディネーター及び社会福祉士、そして地域の方々との対話を行います認定調査員や介護支援専門員が配置しております。

特に生活支援コーディネーターにおきましては、地域の方々とサロンであったり、それから介護支援軽度生活援助事業とかだったり、それから、地域の方々と密接に会議を行ったり、そこに行ってお話を聞いたりしてございまして、その方々がそのコミュニティーソーシャルワーカーの役割を果たしているというふうに思っております。

以上です。

○福祉課長（齊藤 美和君） 福祉課。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 福祉課です。福祉課の地域福祉の立場として今のご質問に対して、今の現状をお答えいたしたいと思っております。

今年度、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制事業を行う予定としております。現在、社会福祉協議会に生活支援コーディネーターがございまして、活動をしておりますが、新たにまたこの事業をとることで、生活支援コーディネーターを配置しております。

また、先ほど言われましたように、コミュニティーデザイナーというような感じで、人と人をつなぐ役割を持った委託職員を社会福祉協議会のほうに配置する予定としております。

三股町も社会福祉協議会中心となって、いろいろなサロン活動とか人と人をつなぐ事業を行っておりますが、今年度さらにこの地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制事業をとることによりまして、さらに事業を推進していきたいと思っております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） わかりました。本当に一人も置き去りにしない社会をつくっていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（重久 邦仁君） これより昼食のため13時30分まで本会議を休憩します。

午後0時11分休憩

午後1時28分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

発言順位7番、堀内義郎議員。

〔7番 堀内 義郎君 登壇〕

○議員（7番 堀内 義郎君） 発言順位7番、堀内義郎です。早速、通告していた防災対策についてお聞きいたします。

5月10日午前8時48分ごろ、県内において日向灘を震源地とした地震が発生し、都城市や町内においても震度5弱から4の強さでありました。私もこのとき自宅にいたのですが、下から突き上げるような揺れを感じを体感し、熊本で発生した地震のことを思い出されました。予告もなしに発生する地震についての脅威について、もしものときのことを早めに考えていたほうがよいかと思ったところでございます。そんな中、去る6月2日にも第2地区を対象とした防災訓練、土砂災害についてでありましたけれども、たくさんの参加があり、訓練がありました。改めて、みずからの命はみずからで守るという意識を感じた訓練ではなかったかと思っております。天災は忘れたころにやってくると戒めていますが、最近は異常気象も重なり、地震を含め台風や大雨などの土砂災害など、災害が全国的に多く発生しております。さらに、今後大地震の発生も危惧され、また、南海トラフについては、予知が不可能とも言われております。災害はふえる、このように、傾向にあるかと思われ、防災対策、5月10日発生した県内の地震について、活動は今以前の状況に戻りつつありますが、引き続き警戒が必要かということが言われていますので、防災対策についてお聞きいたします。

まずは、本町の住宅耐震化率は幾らか。また大地震に備え、耐震化を進めるための計画方針と具体的な対策は出されているのかをお聞きいたします。

あとの質問については質問席から行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 本町の住宅耐震化率は、町独自の調査でありませんが、国・県が調査したもので、平成27年3月末現在75.28%であります。町内の耐震化については、三股町建築物耐震改修促進計画を定め行っているところです。この計画は、住宅の耐震化に対す

る公的補助を出すときの必須条件となります。昨年町内の耐震化率等の調査が終了し、今年度調査結果が出ますので、この計画は来年度に見直しをすることになります。具体的な内容については担当課長が回答いたします。

○都市整備課長（福永 朋宏君） 都市整備課。

○議長（重久 邦仁君） 福永都市整備課長。

○都市整備課長（福永 朋宏君） 町では、国の政策とともに、住宅の耐震化を進めていますが、所有者の高齢等により、なかなか耐震改修が進んでいないのが現状です。そのため、危険であることの周知、改修費用の補助金増額、申し込みの簡素化に取り組んでおります。具体的には、昭和56年5月31日以前に建てられた建物で、所有者または居住者の申請で耐震診断に最大で6万円の補助、耐震診断の結果を踏まえ、耐震補強工事の必要な建物には、最大100万円の補助金を交付することとしています。今後30年間で80%確率と予想される南海トラフ大地震に備えるため、町民への周知、啓発を行い、耐震化の向上に努めたいと考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 耐震化率が平成27年3月で75.28%ということで、結果的には進んでいないという現状ということでありましたけども、さらに進めるために、アクションプログラムというか、そういったことで助成金の増額、あるいは手続の簡素化というのものもあるかと思えますけども、きのうの座談会でもちょっとあったですけども、まずは、そういったことをさらに進めるために、啓発ということで、チラシとかそういったことを配ったり、必要かと思えますけども、10日にも地震を受けて、県のほうがチラシを配ったということを知っておりますけども、4万部、町としては、そういったものを取り扱ったのかどうか、わかればお願いします。

○都市整備課長（福永 朋宏君） 都市整備課。

○議長（重久 邦仁君） 福永都市整備課長。

○都市整備課長（福永 朋宏君） 済いません。聞き取れずに申しわけございませんでした。10日の日に……

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 改めて申し上げます。

10日の日に地震が発生して、その後、県のほうが啓発のためにチラシを4万分ぐらい配ったということを知っておりますけども、町としては、そのチラシについてどう取り扱ったのか、お聞きしたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 福永都市整備課長。

○都市整備課長（福永 朋宏君） 県のほうから住まいの耐震化をすぐに始めましょうということ

で、チラシをたくさん預かっております。これにつきましては、現在建築系のほうで配らなければならない対象となる建築物がどれぐらいあるかというのを実際に建築確認をもとに地図にプロットしながら、現在件数のほうを当たっております。大方、先ほど町長のほうからありました前回の調査に基づくものと、大方1,100件と出ていたんですけども、実は、建築技師のほうで当たっている数からすると、1,700ぐらいであるのではないかというふうに今実測しております。これについては、早急に配るとというのがなかなかできないものですから、ちょっとブロック分けをして、直接担当を何人かずつ分けて、配ろうというふうに考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 引き続き啓発のお願いしますけども、きのうの座談会においても、耐震化を進めてくださいということで資料の提出がありまして、こういった補助がありますとか、申請が手続が簡単になりましたとか、簡素化しましたということでありました。また、今月の回覧板にも、こういった補助がありますよということで、家屋の倒壊などにより被害が町内に出ていますということで、町内じゃなくて、大地震が頻発に起きており、家屋の倒壊などの被害が全国に出ている、町内でも安全で安心して暮らせる住まいづくりの実現を目指しということで、木造住宅の耐震診断費用の一部を補助しますとあります。1981年の5月31日以前の建設された木造住宅が対象であるということで、棟数としては20棟とありましたが、耐震化においては、まずは診断を受けて、設計改修、改築となるわけですけども、今年度が20棟、昨年については、どれぐらいか、実績とか、あと耐震化に至ってはどうだったのか、それがあれば、教えてください。

○都市整備課長（福永 朋宏君） 都市整備課。

○議長（重久 邦仁君） 福永都市整備課長。

○都市整備課長（福永 朋宏君） 耐震化の事業につきまして、町のほうで補助という形で準備しておりますものが、まずアドバイザー派遣、耐震診断、耐震設計、耐震改修という4つのものがあります。30年度の補助実績で申し上げますと、アドバイザー派遣が4人の方に、1人に2回ずつ派遣いたしますので8回、耐震診断に進んでいただいた方が4件、設計していただいた方が2件、改修まで進んでいただいた方が2件という実績になっております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） まずはアドバイザーの派遣、そして耐震化に対する診断、そして設計、改修となるんですけども、先ほども答弁がありましたように、アドバイザーの派遣が4人ということで、耐震化に至ったのが4件、設計が2件、改修が2件ということで、徐々には進ん

でいるかなとは思いますが、今後、大地震を想定して、さらにまた進めていってほしいと思うんですけども、アドバイザーというのがあるんですけども、そのアドバイザー、どういったことをやるのか、ちょっと詳しくお話いただきたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 福永都市整備課長。

○都市整備課長（福永 朋宏君） 一般の民家の方のところいきなり耐震診断に入りましょうという前に、申し込みをいただいた方に、町のほうに契約しております建築技師の方をそのおうちのほうに派遣しまして、そのおうちの方と診断の前の話をさせていただくと、聞き取りなど入ると思うんですけども、そのような内容になります。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 今後、残りの耐震化を進めていくときにおいて、進まない理由というのが、いろいろ理由があるかと思っています。予算とか、まずは、それを耐震のあれがあるかもしれないというか、それで、今後また進めていかなければいけないということではありますが、国土交通省の進まない理由としては、費用負担が一番大きいということをして上げています。また、耐震性があるかという認識がないというのがありまして、また業者の選択が難しい、広報、費用、効果等が適正であるかどうか、また、テナントとか、入居者が入っていて、耐震化踏み切れないというのがいろいろありますけども、こういったことも含めて、町も対応していただければいいかと思いますが、各自治体においてもなかなか進まないということがあるかと思いますが、一紹介ということになりますけども、県内において綾町というところがあるんですけども、綾町においては、住宅耐震化緊急促進アクションプログラムというのを2019年3月に策定しまして、地震が起こる5月前、作成いたしました。簡単に紹介しますと、取り組み期間が10年間ということでありまして、2019年から2028年、これに対しては戸別訪問をするということ、年に30戸ずつ10年間戸別訪問するというので、考えてあります。要するに戸別訪問してリーフレットとかそういう耐震化の必要なことを知らせる、また、耐震が必要になった場合はそういう補助制度があるということをおまめに回って、促していくということ、三股町としてアドバイザーがあるということがあるんですけども、綾町としてはこういった取り組みをやっているということ、見直したということでありまして、また、自己評価とか、そういったこともやっていますので、いろんな進め方があるかと思いますが、一参考として紹介してきましたけども、今後、耐震化については、大地震の今恐れがあるという危険性もはらんでいますので、進めていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

次の質問になりますが、今後のことを踏まえて、自主防災組織、地域防災士の育成はどう進めていくのか、お聞きいたします。

○総務課長（白尾 知之君） 総務課。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） それでは、自主防災組織や新規防災士の育成、進め方についてお答えいたします。

災害発生時には、行政が行う公助には限界があり、みずからの安全はみずから守るという自助と自分の地域は自分たちで守るという共助が大変重要となります。日ごろから顔の見える関係づくりを心がけた住民の連携による活動の重要性は大きく、災害に備えて地域の実情に応じた自主防災組織の立ち上げは大変大事でございます。また、自主防災組織を運用するに当たり、防災意識の啓発や防災力の向上に努め、災害発生時の避難誘導や救助等を行う防災士の役割は大きく、自主防災組織の立ち上げと同時に、防災士を育成することが大事であります。本町では、自治公民館単位での自主防災組織の立ち上げを進めており、現在、第7地区において、2自治公民館が立ち上げております。令和元年度に第2地区、第5地区、第9地区の自治公民館組織に立ち上げ及び推進を計画しているところでございます。また、組織立ち上げに当たっては、コミュニティー助成事業の自主防災組織育成助成事業を活用し、防災器具、機材等の整備を進め、後押しをしていきたいと考えております。

また、防災士の育成につきましては、現在、本町では、町民及び職員で資格を有する者は71名でございます。本町では、毎年防災士を育成するために資格を取得するために必要な研修受講料、認証登録料の一部を助成する措置を講じているところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 2地区についてになりますけども、昨日、座談会があったということで、2地区は自主防災組織を立ち上げてほしいということでありまして、公民館長と連協長さんがいろいろ話されました。どういったふうに立ち上げたらいいんだろうかということで、要するに、2地区、ほかの公民館もですけども、館長さんが1年1年変わるということで、組織の作り方がわからないということでありました。きのう、たまたま座談会で資料いただいておりまして、この資料の中に、自治公民館組織を自主防災組織としますということでありまして、いろいろな自治公民館については、下のほうに組織として壮年会とか、敬老会、保存会とかあるんですが、これは、消防団組織とは別ということになるかと思いますが、それで、その中に防災士とか入って、要するに、どういった組織の中の人々の役割分担ですよ、今消火とかそういう、災害弱者の把握とか、支援とか、そういった連絡網があれば連絡、そういったことをつくっていくということによろしいのでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） まずは、自主防災組織ということで、町としましては自治公民館単位の組織づくりを今進めておるところであります。その自治公民館を1つの単位としたところ、先ほども堀内議員のほうから言われました本部という組織の本部をつくっていただき、その活動班としては、消火班とか、避難誘導班とか、あと情報班とか、給食給水班とか、それぞれの役割班をつくって、そこには班長を置いて、そこにどういった方々が所属するのか、そういった組織表をつくっていきます。それと、一番大事なのは、特に高齢者、要支援者、この方々を誰がどのように助けて、確認も、生存の確認していくのか、そういったところが一番大事だと思いますので、そういった方々の地図上にどこに住んでいらっしゃるのか、誰が助けていくのか、そういったところまでをやはりちゃんとして表に示して、図式化してやっていかなければいけないのかなど、とりあえずはそこまでやっていって、それから実践的にやっていくと、訓練等やっていくというのが当面の目標じゃないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 連絡、そういった役割分担ということですが、防災士の育成と呼びかけですが、きのう時点では、防災士のことについては触れませんでしたけども、前回がちょっと防災士というのがあるということで、私も去年ちょっと講習だけ受けたんですけども、ことはちょっとなかったかなということで、ほかの地区に対して防災士の呼びかけがどうなっているのか。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 基本的な回覧のほうで防災士の資格というようなことがありますということで、募集の呼びかけをしておりますが、特に優先的には、さっき助成の制度の話をしました。特に自治公民館組織を立ち上げるところにはどうしても防災士が必要になってきますので、そういったところは優先的にぜひ受講していただきたいということで呼びかけをしているところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 今後のことを考えると、防災士の育成、大変重要な任務になるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次になりますけども、避難訓練の件ですが、毎年1回実施している避難訓練の充実を図るため、全地区に地震を想定した訓練を行うべきではないかということでお聞きいたしたいと思っております。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 全地区における地震を想定した避難訓練の実施につきましては、南海トラフ地震を初め、近い将来、大規模な災害の発生が懸念される中で必要な訓練であることは

認識しております。大規模災害を想定した中での訓練は、特に自主防災組織の機能を生かした訓練でなければならないと考えておりますので、まずは町内の全自治公民館に自主防災組織を早急に立ち上げていくこと、防災士を育成、確保すること、防災士相互の連携、協調的な組織づくりの整備を優先的な取り組みとして実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 今回は、2地区で土砂災害ということでありまして、2回目ということもありまして、土砂災害についての訓練ということで、訓練はいいんですけども、どちらかというと土砂災害については、山間部、3、4、5、6地区かを何回か持ち回りでやっていることになるかと思えます。3年、4年前ですか、新しく勝岡地区ですが、防災訓練やったということでありまして、よかったということをお聞きしておりますけども、大地震については、どちらかというと全地区に訓練に対して呼びかけやすいんじゃないかと思えますけども、今回の2地区に対しての呼びかけは、公民館長会議、そのときをお願いというか、呼びかけたのか、その出しの仕方はどうだったのか、ちょっとお聞きします。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 今回の2地区の防災訓練につきましては、自治公民館長、連協長通じたところでの調整をお願いしたところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） この避難訓練というか、こういうことについては、町の防災のことについて、年に1回は実施しなさいということはどうなっています。今回、2地区が対象ということで、ありまして、土砂災害ということで、地震については、先ほども言いましたように全地域が対象となるということで、きのうも町長が、もし南海トラフが起きた場合は、町内の震度に対しては、6弱が想定されるんじゃないかということでありまして、こういうことを考えると、やっぱり全地区を地震を対象にした訓練も必要かと思えますが、今後も1つ検討のほどよろしくお聞きしたいと思っております。

次の質問になりますけども、広域農道の整備についてお聞きいたします。これについては、前議員も、信号機についてですけども、ちょっと危ないということで、お話がありましたけども、大型の通行量が多くて、路面のくぼみによる振動や騒音が激しいという苦情があります。また、交通安全にもかかわりますので、改めて上げさせていただきます。これに対しての整備ができないかをお聞きいたします。

○都市整備課長（福永 朋宏君） 都市整備課。

○議長（重久 邦仁君） 福永都市整備課長。

○都市整備課長（福永 朋宏君） 広域農道の長友商店から上米公園手前までの区間で、振動についてのご要望をいただいております。先月、再度現地を確認し、まず、都城土木事務所関係箇所については、直接連絡をし、その情報は把握しているということを確認いたしました。町の環境水道課の関係箇所については協議をし、今年度対応予定であるという確認をとりました。最後に、私ども都市整備課関係箇所については、平成29、30年度に維持工事を実施しましたが、また同じような状況が発生しておりますので、今年度、別の工法で維持工事を実施することとしております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） この広域農道については、以前もちょっとお願いしたんですが、要するに、通行量が約5倍にふえているということで、さらに山之口へ通じるスマートインターの利便性もあり、減る一方じゃないということで、安全性もあります。それで、大体大きく2カ所ぐらいくぼみがあって、その苦情があるんですけども、1カ所は1回舗装してもらったんですけども、そこが1カ月ちょっとしてからまたくぼんだということで、今回また改めてお願いということで、よろしくお願ひしますから、もう1点については、消火栓がありまして、それがちょっと危ないという消防団もありまして、それはちょっと移設してもらって、その後の排気口か何かちょっと出ていて、それに対する振動があるということで、それについてもお願いしたいと思いますので、よろしくご検討お願いいたします。

もう1点ですけども、通学路となっている長友ストアー、櫛田にあるんですけども、前の交差点の横断歩道の白線整備を急ぐべきではないかということで、お聞きいたします。

○総務課長（白尾 知之君） 総務課。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） それでは、櫛田地区の長友ストアー前の交差点の横断歩道の白線につきましてお答えいたします。

当交差点の横断歩道の白線の状態は、現地を確認してまいりました。当交差点には横断歩道の白線が既設されておりますけれども、劣化により白線が薄い箇所や消えた箇所もあり、横断歩道として判断しにくい状況が確認できました。通学路として、また自動車運転者にとっても非常に危険な状況と判断し、早急に措置を講じたいと考えております。計画としましては、県道であります。既設の修繕補修については、町でも可能であるということを確認しておりますので、都市整備課、教育委員会と連携して、町内の通学路の交差点で横断歩道の白線の状態を早急に点検し、あわせて修繕補修を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） よろしくお願ひします。最近、そういった歩行者に対する、滋賀県ですか、子供に車が突っ込んだとか、そういった事故とかそういうのもありますので、この横断歩道については、公民館長のほうも前公民館長ですけども、お願ひに上がっております。この交差点については、信号機の要望もしているんですけども、なかなか信号機については、きのうもありましたけども、難しいという点があります。私としては、見守り隊というのがあるんですが、それで、時間を見ながら登校指導するんですけども、なかなか横断歩道というのがないところ子供たちを渡すというの、もしなんかあったときはちょっとあれかなということもありますので、これはぜひ早急に、事故が起こらない、きのうもですけども、起きる前に対処のほうよろしくお願ひしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

次の質問になりますけども、林業関係ですけども、林道の復旧整備についてお聞ひいたします。台風や大雨による林道崩壊の復旧は進んでいるのかどうかということでお聞ひいたします。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 農業振興課。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 台風や大雨による林道崩壊の復旧は進んでいるのかについてお答ひいたします。

昨年の台風24号による林道作業路の被害は町内全域で見られる状況であります。倒木、のり面崩壊、路面土砂流出の被害があります。これらの被害におきましては、都城市森林組合等に委託して随時復旧作業を行っているところではありますが、被害箇所が多数であり、作業人員の確保が難しいことと、風倒木処理等に時間がかかりまして、復旧作業がなかなか進まない状況にあります。本年度も当初予算で690万ほど計上しておりますので、まずは幹線、林道を優先的に作業を実施しているところであります。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） なかなか進んでいないということで、私も森林組合のほうにちょっとお聞ひしたんですけども、現場確認はしているんですけども、さっき課長がおっしゃるとおり、作業に介する人員不足とか、そういった条件等いろいろありまして、進んでいないということでありました。自治公民館においては、地区の山を切り出したということで、地区の管理する山の木でもっているような建物、倉庫とかつくるということを考えていたんですけども、林道が崩壊してなかなか切り出すことができないということで、要望書も上がっておりますので、そういったことを含めて進めていただきたいと思ひます。

次の件に入りますけども、このような状況の中、森林環境譲与税の歳入見込みと、復旧費用にこれを充てることはできないのか、お聞ひいたします。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 森林環境譲与税の歳入見込みと復旧費用に充てることはできないかということですが、森林環境譲与税の歳入見込みにつきましては、県の資産等によりますと、本年度当初約700万程度となっております。また、対象事業内容も、森林経営意欲の低い森林所有者の森林を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで、森林経営の集積、集約化を図る仕組みを構築する必要があることとなっております。そのためにまず森林管理システム林地台帳等の整備を行いまして、国・県等の要綱要領が詳しく示された後に取り組むこととしているところであります。今年度の基金としては、林地財調等の残り農家には基金として積み立てることとしておるところであります。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） この森林環境譲与税というのも使い道、使途について見てみると、間伐や路網といった森林整備に加え、森林整備を促進するために使えるということが書いてあります。この使い道については、公表しなければならないということがありますので、先ほども690万の予算ですか、それとあわせて700万の見込みがあるということで、結構それらを使っていけば復旧のほうにも役立つんじゃないかということで、ぜひ今林業については駆け込みの住宅の供給というか需要がありまして、それが山のほうに木を出すほうに支障を来すようなことじゃちょっといけないと思いますので、そういった税をうまく使っていただいて、山とかそういうのが、公的な機能を発揮できるようにまたそういった森林整備とかを進めていただければいいかと思っておりますので、使途の使い道もはっきりしていただいて、よりよい整備のほうに使っていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次の質問になりますけども、過疎対策についてお聞きいたします。

小鷲巣の分譲ですけども、これについては、3回目になりますね。ようやく目途が立ったなということを感じておるんですけども、予算化もされているということがありまして、今後どのように進めていくのかということでお聞きいたします。

○企画商工課長（西山 雄治君） 企画商工課。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 小鷲巣地区の宅地分譲について用地取得の地権者との交渉、土地の造成、販売を今後どのように進めていくのかというご質問に対しまして、お答えいたします。

平成26年度に小鷲巣過疎対策委員会から小鷲巣の過疎対策を目的とした宅地分譲に関する要望がございまして、地元の方々と協議連携しながら宅地分譲にふさわしい場所の選定や地権者との交渉を進めてきたところがございます。現在、鑑定評価を終え、地権者との交渉も順調に進んでおりまして、まだ分譲予定地が埋蔵文化財包蔵地に該当しておりましたので、教育委員会で試

掘調査を行いましたところ、遺跡なしとの結果報告を受けております。今後、土地開発公社が主体となりまして、測量設計や農地転用、用地購入などの造成工事に向けた準備を進め、今年度中を目途に造成工事を完了しまして、来年度から分譲を開始する予定でございます。なお、販売に当たりましては、地元の方々と協力しながら、販売促進に向けた広報活動等を実施する予定でございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 先ほど課長言われましたように、この地区につきましては、平成26年11月に委員会を立ち上げて、5年たって、何回か私も中に入っていたんですけども、いろんな条件がありまして、第1候補もちょっといろんな単価的地形的にも悪いということで、今見てみると、第1候補のところは民間が入っていて、売れ残っているという状況で、別なところ、選定してよかったかなということも思っているんですけども、いろいろ来年度から分譲していきたいということですけども、販売単価とかについてはどういうふうに見ているのか、わかったらお願いいたします。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 販売する単価につきましては、まだ検討していないところなんですけれども、大体この分譲する予定の用地が全体で約1,061平米ございますので、この購入価格を平米単価1万円ほどで考えております。あと、これに今後造成の工事とか、かかわってきますけれども、求めやすいここに子育て世帯を呼び込むということで、ぜひそういった方々がお求めやすい価格設定をしていきたいと考えております。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 前回は坪大体5万だったと思うんですけども、ちょっと高かったということで、別のところを選んだというところがあるんですけども、課長がおっしゃるとおり、お求めやすい価格ということで、そういうふうに設定していただければいいかと思っております。お願いします。この地区は竹というか、そういったものがたくさん生えているんですが、竹の需要については、今度次の議員が詳しくあれですけども、有効利用とかそういうのができないのかとお聞きいたします。

○企画商工課長（西山 雄治君） 企画商工課。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） この分譲候補地を造成した場合に、竹の有効活用はできないかのご質問でございますけれども、竹や雑木などが自生している土地なんでございますが、青竹に関しましては、竹を原料にした家畜飼料等を製造している業者が都城にございまして、その業

者の協力を得まして、もう既に伐採回収をしていただいたところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 伐採回収したということで、以前から和牛部会のほうからそういった声が出ていましたので、有効利用されたということで、本当、ありがとうございます。今後とも、こういったことを有効利用しながら、この宅地分譲は進めていただきたいと思いますが、最後になりますけれども、宅地分譲についてですけれども、きのうの座談会でもちょっとありましたが、通告していないですけれども、児童数が減っているということでありまして、あの時は分譲が必要かなということが出たんですけれども、これについては、いろんな地元とまた改めて協議しなければいけない面が出てくると思うんですが、ここがまたこういった話が出るかもしれませんが、きのうのそういった要望について、何かコメントがあれば1つお願いできれば。

○議長（重久 邦仁君） 町長ですか、誰ですか。

○議員（7番 堀内 義郎君） 町長でも。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 小鷺巣地区、そしてまた宮村地区では、最初眺霧台という形で分譲させていただきました。そしてまた、小鷺巣地区については、寺柱が非常にふえたもんですから、小鷺巣のほう非常に寂しい、そして地元が一生懸命どうにかしてほしいということで、数年かかったわけなんですけど、ようやく見通しができたということでございます。やはり、地元の熱意、そしてまた地元で用地をある程度見つけていただくような、そういう努力をしていただきながら、一緒になって検討、前に進めていければというように思いますし、きのうのお話もございました。谷地区もそういうふうな状況あるということでございますけれども、またいろいろとお話を聞かせていただき、意見交換しながら、今後については検討させていただきたいというふうに思ったところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） そういうことで、今後上がってきたときにいろいろご検討のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、要を得ない質問になりましたけれども、終わりたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（重久 邦仁君） これより、14時20分まで本会議を休憩します。

午後2時10分休憩

午後2時20分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

先ほどの堀内義郎議員の質問の中で、西山企画商工課長より答弁の訂正の申し出がありましたので、許可します。西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 先ほど、小鷺巣の分譲地の購入予定価格のところでの単価の訂正がございます。平米単価を1万円と申し上げてしまったんですが、1,000円の間違いでございます。申しわけございませんでした。

○議長（重久 邦仁君） 発言順位、8番、福田議員。

〔5番 福田 新一君 登壇〕

○議員（5番 福田 新一君） 発言順位、8番、福田新一。先におなじみの短歌を一首。ここにあります花を見て、令和なり、議場の花も、鮮明に、議会を見入る、町の代表。

それでは、ただいまより質問に入りますけども、トリになりますと非常に多くの方が話題に触れていただいて、項目においてはダブったところもありますからカットもしますし、また議員に対しての回答に対して、さらに深く追求したいともありますので、そこら辺はいろいろ変化があると思いますけども、ご了承願いたいと思います。

まず、最初に組織機構見直しを確認いたします。

五本松交流拠点施設推進室の格上げについてです。平成31年4月1日付で五本松団地跡地活用に関する業務を行う五本松交流拠点施設対策係を推進室に格上げし、企画商工内に設置するという組織機構の見直しがされました。資料の1に添付しましたけども、業務内容はいずれも団地跡地活用と同じ内容であります。

まず、町長にお聞きします。都市整備課から企画商工課へ移され、整備から企画へ業務内容が移っていくのですが、今、町で最も関心がある五本松団地跡地活用に対し、職員配置表を見るとたった2人です。去る3月に三股町交流拠点施設整備事業基本構想策定方針というのをいただいております。通告してある各項目についての質疑の前に、まずこの五本松交流拠点施設推進室の進め方、この2人でどのような施設推進業務を行っていくのでしょうか。例えば2人が司令塔となって関係する各課に呼びかけて、この事業を推進していくのかとかそういった進め方について、まずお聞きします。

そして、推進室のモットーは何でしょうか。これをお聞きします。

あとは質問席から質疑していきたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 組織機構の見直しの確認ということで、五本松交流拠点施設推進室の

格上げについて、その中の①推進室のモットーとは何かということについて、お答えいたします。

組織構の見直しとして、昨年12月議会で五本松団地跡地活用に関する仕事を都市整備課都市計画係から企画調整課内に移しました。そして、ことし3月議会で、五本松交流拠点推進室を設置することの議決をいただいたところです。

この見直しの理由は、五本松団地跡地の活用策の検討は、本町の今後のまちづくり、まちの方向性と密接な関係があることから、町の総合計画及び調整を担う企画商工課内に置くことが適切という判断からであります。

職員の配置につきましては、今年度は基本構想策定の段階であることから、30年度に都市整備課の都市計画及び五本松交流拠点施設対策係、そちらの係長としてこの仕事に携わった係長と、以前、環境水道課で循環型社会の計画策定にかかわった主査を配置したところでございます。推進室長室長補佐は、企画調整課長及び補佐が兼務することとなります。今後の事業の進捗次第では、独立した組織として格上げしなければならないだろうというふうに考えているところでございます。

推進室のモットーについての質問ですが、室としては具体的なモットーを掲げているわけではありませんが、2年後に更地となる五本松団地跡地は、町の中心部でまちの活性化に供する魅力ある土地であることから、跡地活用については町民の関心事項であり、再開発については町民とともに方向性を決めることが重要というふうに考えています。

このようなことから、昨年度とりまとめました基本構想策定方針において、町民とともに考えることに重点を置くこととしております。よって、事業を進める上では、住民参加型のまちづくりがモットーではないかというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） モットーとしては住民参加のまちづくりは、きのうからのお話の中、そしてまた昨日行われました2地区での座談会においても、そういう町民中心のまちづくりというのがよく出てきます。いただいた資料にもあるんですけども、町民とともに考える魅力あるまちづくり、このように基本構想をとりまとめる上での検討材料、基本構想のみならず事業計画を検討する上での基本的な判断基準において、非常に抽象的な言葉が多いです。かすみのかかった状況からぜい肉をそぎどり、鮮明な輪郭を形どっていく業務の推進室ですから、インパクトのあるそしてメリハリのある考え方、精神が必要だと思います。それが推進室のモットーではないでしょうか。推進する上で、先ほども町長は住民参加のまちづくりという町民が主役だよと強調されております。ここら辺を主にしたインパクトのある、そしてメリハリのある考え方、精神が必要だと思います。これについてはいかがでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 以前からこの開発については、健康と交流とにぎわいを中心にしたこの開発というようなことで、健康とは何か、にぎわいとは何か、交流とは何か、その分野でいろんな声がございまして。それをどうやって一つにまとめるか、これが今度の構想の絞り込みになっていくんじゃないかと。その中で絞り込む中で、やっぱり住民の声、何が必要なのか、にぎわいにとって地方の中心市街地の活性運動とは何が必要なのか、そういうところをこう絞り込んでいく、その作業がことしじゃないかなというふうに思います。

それで、住民説明会でお話していますように、ワークショップを開きながら住民の声を聞きながら、しかし専門家が一つ案、別な機関でそういうことやりとりをしながら、方向性を見出すというような積み上げ方式、ボトムアップ方式、そんなふうに考えていますので、まだ霧がかかっているかもしれませんが、これから少しずつそこが見えるような形にもっていきたいというふうに思っています。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） そうですね、今出ましたにぎわい、交流、そして健康という、これを全てそれを握っていて、それからこうぎゅっと凝縮して行ってこれだと確認をもっていくという、そういう段階を踏んでいくというそういう方式ですね。わかりました。

次に、資料の2につけたんですけども、整備スケジュールとあります。30年は過ぎましたから、要するに2年目からとして5年のスケジュールがあるわけですけども、町民の多くは言います。何でそんなに日数がかかるのか。資料の中には、下のほうにおおむね次のような計画ですとメッセージがあります。これはこれくらい期間をとっておけばできるだろうというスケジュールの期間なのか、それとも6年間の期間がどうしても必要だという必然的なものなのか、これは何を基準に出された計画なのでしょう。町の財政状況を考慮した資金繰りの関係からか、また日数をかければかけるほど費用が加算されるというのは确实だと思います。整備スケジュール5年間、どう捉えられますか。

○企画商工課長（西山 雄治君） 企画商工課。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 整備スケジュールをどう捉えるかというご質問に対しまして、お答えいたします。

昨年度とりまとめました基本構想策定方針において、平成30年度を1年目とし、2年目以降を計画どおりに事業が進捗した場合、6年目に供用開始を迎えるという大まかではございますが、事業スケジュールをお示ししたところでございます。

2年目に当たる今年度は、町民ワークショップを開催し、町民の意見を反映しながら基本構想

を策定することを目的としております。住民参加型で事業を進めるためには、ワークショップの運営や町民から出された意見の検討作業など、計画をまとめ上げるまでに、多くの時間と労力を要するものと思われます。しかしながら、住民参加型のプロセスを経て進めること自体が、この事業に取り組むことの重要な意義になり得ると考えております。

したがって、整備スケジュールや早期完成を意識しすぎることなく、住民参加型で事業を進めることに重きを置いて、必要な検討には必要な時間をかけて進めてまいりたいと考えております。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） ただいま、企画商工課長が話をしましたように、住民参加型でやっていくわけなんですけど、それとともに、この五本松再整備計画の構想計画をつくる段階で、今現在、中心市街地の立地適正化計画、これも国に手を上げておりますので、そちらの計画は2年間でこちらのほうで作成します。ですから、この五本松とその立地適正化計画は関連しますのでリンクしますので、ですから同時進行になる形で2カ年は必要だろうというふうに考えています。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 今、おっしゃいました同時進行とか、そういうのがあつてのこの6年の計画ということで理解しました。

そういう住民参加の中に私非常に気になるのが、これは古い話ですけども、三股町立文化会館の建設経緯を見たときに、三股町文化会館建設委員会を設置してから3年後にこんな意見が分かっているんですよ。「後世に悔いを残さぬように、設備の拡充を求める声」と「後世に負担を残さないよう、計画の廃止を求める声」全く逆の考えですね。後世に負担を残さないよう計画の廃止を求める声、これに町民の声が2分された状態があつています。この2年後、施設新築工事の指名競争入札談合疑惑によって一次計画は凍結ということも事態が起きています。今、企画商工課長、町長おっしゃったように、それこそ住民参加というのを頭に置いて、そしていかにその町の負担を少なくするかというそういった面も、今出ました内容で、私、町長2人と言いましたけども、じゃなくてそれに必要な、例えば専門の人が入って来たり、住民のその町の格のある人たちを集めたりとか、そういう中で進められていくわけですけども、やはり考えるのは二度手間をとらないようなそういう進め方をぜひしてほしいというのがあります。

それと、次の質問なんですけども、よくさっきから言葉に出てきます住民ワークショップという、ワークショップという言葉がよく出てくるんですけども、基本構想策定方針から五本松団地跡地の活用を町民とともに考えるロードマップという資料の中に、資料の2にも出ていますが、住民ワークショップとあるんですけども、たまたまきのう、2地区の座談会において、このワークショップの説明がありました。

ワークショップとは、「さまざまな立場の人々が集まって、自由に意見を出し合い、互いの考えを尊重しながら、意見や提案をまとめ上げていく場です」とあるんですけども、具体的にこの例えば資料の2にあります住民ワークショップというところがあるんですけども、非常に大きなところでワークショップと一言で言われるんですけども、例えばここでいうどんなテーマでのワークショップということになるのでしょうか。

○企画商工課長（西山 雄治君） 企画商工課。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 住民ワークショップについてのご質問ということでお答えをいたします。

住民ワークショップにつきましては、大体の計画ですけれども、今年度5回ほど開催することとしております。大まかな流れとしましては、第1回、第2回で町の現状を知っていただき、目指すべき町の将来像を描くプロセスを経て、第3回、第4回で、団地跡地をどのように活用すべきか。拠点づくりのイメージやアイデアなどを出し合って、第5回目で、ワークショップで出た意見等を全体をまとめながら整備プランや整備イメージを目に見える形にしていきたいと思います。

この住民ワークショップの参加者の募集につきましては、まず公民館長などに各地域の代表として参加をお願いするほか、一般公募による参加者募集も行っていきたいと思います。

なお、一般公募につきましては、その昨日の事前地区座談会でもご説明いたしましたように、ある程度の予備知識を持っていただくために事前説明会というのを開催したいと考えております。そうすることで、予備知識を参加者としての心構え等を予備知識を持つとともに、参加者としての心構え等を理解していただいた上で、参加いただくことができ、スムーズにワークショップのほうに移れるものと考えております。

また、ワークショップに関する専門的な技術を持った方の協力ですね。南九州大学の方々と連携して、参加をお願いするなどより質の高い成果が得られるよう、ワークショップ自体の体制づくりについても検討を進めてまいりたいと考えています。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） ワークショップについての、今、説明ありましたが、三股のまちづくりということで、実は議会でも「語らみろ会」という内容でのフリートークで、五本松団地跡地をとということでやったんです。そうしましたら、いろいろ出てきます。

もちろんそういういろいろ出てくるんですけども、私に興味あるのは、こういった今、全ての包み込んだような状況の中から、どうやってそういう意見をまとめ上げていって、こう絞り上げていくといいですか、その仕上げていくのかなというところに非常に興味があるんです。ちょっと今、出ました専門知識の人とかあったんですけども、もしよかったらそういうまとめ上げていく

技量といいますか、いっぱいとにかく出ますよ、三股町民さっき言ったようなのが全部出てきて、どんどんこう削って行って絞り込んでいく手法というのが、どんな手法なのかなというのが非常に興味があるんですけども、もし少しでも説明出来たらお聞きしたいんですが。それから、さっきちょっとお聞きしてなるほどと思ったのは、参加者のレベルがだんだん上がってくるというのはわかりました。そういった知識をどんどん予備知識を入れながら、ずっとこう一緒にまとめていくという、そういうのはわかりましたけど、そういうのもしあったら、ちょっと概要を教えてくださいと参考になりますけど。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 堀内議員が配っていただきました資料の2に組織図が載っておりますが、「福田ですけど」と呼ぶ者あり）ああ福田議員でした。済いません。申しわけないです。福田議員から作成していただいた資料2のところにも組織図が載っておりますけれども、そこに下のほうの大きい枠と、その右側に住民ワークショップと書かれた枠がございます。その下に情報発信意見反映とございます。

先ほどもステップを1段階、2段階、3段階と上げながらワークショップも開くとともに、その都度意見を吸い上げながら左側の大きい枠の中の委員会等で練り直して、またその情報をワークショップに返して、私どももステップアップしながらワークショップと一緒に、いろいろな意見を吸い上げて練り上げていくという手法をとりたいというふうに考えております。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 内容、進め方、詳しく説明していただいて、ありがとうございます。

少しぼんやりしていたのが、そういうことでだんだんレベルアップして行ってそしてステップアップして行ってゴールに行くんだなというのがわかりました。

きのう、ある議員の言葉の中に、ピンと来ないという言葉が、非常に私はピンと来たな、ああそういうピンと来ないという表現は、ピンと来るなと思ったんですけど、今の内容で、ワークショップの概要というのは大体わかったような気がします。

それで、今いただいている近々のスケジュール表というのがあるんですけども、これの次の近々のスケジュールといいますか、工程表というのはいつ出るのでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 近々のスケジュールがいつ出るのかというご質問に対しまして、お答えします。

現段階での事業スケジュールは、昨年度策定した基本構想策定方針でお示した大まかなスケジュールのとおりでございます。今年度のスケジュールにつきましては、年度内に町民ワークシ

ヨップを5回開催して、年度末までには基本構想をとりまとめるという目標で進めているところ
でございます。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） ありがとうございます。

質問の中に、建設コストとかそういうものも考えていたんですけど、きのうの町長の回答の中
で、まだ白紙状態であるという回答でしたので、ここはもうカットして次の質問にいきたくと思
います。

高齢者支援課の問題です。高齢者支援課の新設の背景についてお聞きしていきます。

福祉課から分離した理由は何でしょうか。

○企画商工課長（西山 雄治君） 企画商工課。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 高齢者支援課が福祉課から分離した理由は何かというご質問に
対しまして、お答えをいたします。

旧福祉課は、児童福祉係、社会福祉係及び介護高齢者係の3つの係からなり、加えて地域包括
支援センターを運営していたため業務が肥大化しており、それぞれの職務に従事する職員の数も
40名と多く、1つの課として1人の課長が統括していくには、ちょっと困難な状況にございま
した。

そこで、それぞれの役割に先進できるように、さらなる住民サービスの向上を図るためにも業
務量であるとか職員数等を勘案して、福祉課と高齢者支援課に分けたところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 児童福祉課と高齢者支援課とそういうところを、はっきり線引き
されて分けたということは、今、話聞いていてメリットとして職員の業務内容というのが感うこ
とがなくなった。そしてまた、町民としても相談に行くときに、どちらの課に行ったらいいかと
いうのも非常に明確になったということでのメリットじゃないかと思いますが、そういうこと
でしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） そうですね、おっしゃるとおりでございます。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） もっとわかりやすく言うと、福祉課の齊藤課長に高齢者支援課の
川野課長ができたということですね。

そこで、8050問題というのがありますが、これをどう対処しますか。というのは8050問
題というのは皆さんご存じだと思いますけど、80代の親と50代の子の、50代になっての引

きこもりの長期化する、そして親は高齢となるといった、そういった問題を8050問題としていますが、こういう問題について、今、福祉課の分かれたことに対して、私思うんですけども、例えば一つのその家族でこういう問題が発生したとき、介護高齢者そしてそこに子供の貧困対策、こういうのが重なり合った場合、この場合というのは福祉課と高齢者支援課というのは双方で入っていくということになるんですかね。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 8050問題といいますと、高齢者の親と50代の引きこもりの方という形になるんですけども、引きこもり問題に関しましては、社会福祉協議会に委託しておりますが、消費生活相談支援センターのほうが総合的な相談は受けております。その中に、引きこもりの方の保護者の相談というの、現在、受けて対応しております。福祉課と高齢者支援課は関連もありますし、家族の問題として捉えたときに、高齢者もいらっしゃるしその中にその方の子供さんもいらっしゃるしお孫さんもいらっしゃるし、切り離せないところがあります。ここで高齢者支援課と福祉課は、また社会福祉協議会と協力し合いながら、地域でお困りの方の支援をしていっているところです。その点では、協力体制は強化しているところであります。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） さっき、一般質問の中でもちょっとありましたけども、福祉課の縦割りというのがちょっと問題で、横のつながりがないということだったんですけど、私はこの意味、その今、説明においては、返ってそういう問題については手厚い処置ができるのかなという気がして、これは大きなメリットだと思っています。そうですね。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 今、福田議員がおっしゃるとおり、福祉課と高齢者支援課には分かれたけれども、社会福祉協議会は、子供から高齢者、障がい者、全てを支援しておりますので、社会福祉協議会には福祉課、高齢者支援課、両方とも密につながりがありますので、お互い協力し合いながら対応しておりますので、その点ではより一層、今年度は課が2つに分かれたことで支援体制が整ったと思っております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） せっかくそういう組織ができたわけですから、効果としてちゃんとそういうのは出るように努力していただきたいと思います。

次の質問なんですけど、職員の人数変化なんですけど、3月議会の31号議案、32号議案の内容を考慮したときに、大変、福祉課のほうでは時間を要したんじゃないかと思って、残業時間を

確認しようと思ったんです。そして、いろいろ調べてもらったところ、今回分かれたのは全体的には人数は変わりはないんですね。福祉課であったときと、今回は高齢者支援課と分かれたんですけども、トータルでは人数は一緒なんですね。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 職員の数としては変化はありませんが、委託職員がふえております。具体的に申しますと、昨年度は職員数は23名で、福祉課ですので精神保健福祉士や介護支援専門員等の専門職と事務職の委託職員が17名、昨年度は福祉業務を担っておりました。今年度は福祉課の職員数が13名、委託職員が4名、高齢者支援課の職員が9名、委託職員が15名となっております。

昨年度と比較しますと、高齢者支援課の介護支援専門員の委託職員が1名増員されています。以上です。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 質問の項目に、私、残業状況、全職員、働き方改革をいかに導入しているかというのを通告出したんですけども、実はこの質問をしようと思った理由というのは、先ほどの3月議会での議案が、非常に素案で上程されるようなそういう状況だったものですから、時間が足りなくてばたばたされているという状況を想定しまして、じゃあほかの役場の課と残業時間がどれだけ差があるんだろうということで調べてもらいました。福祉課の残業時間というのは、おそらく他の課に比べて圧倒的に多いのではないかと思ったんですが、各課の時間外勤務時間というのを見ますと、1人当たり平均時間を出してもらって、例えば社会福祉係が14.6時間、これは一カ月です。平均です。児童福祉係26.6時間、介護高齢者係11.7時間、月々多少のことはあるとは思いますが、残業時間というのは、時間外時間というのはこんなもんですか。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 福祉課です。1人当たりの時間外は、今、福田議員がおっしゃられたとおりになります。ただ業務によって、担当する業務がそれぞれ違いますので、個人差はあります。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） そうなのは、やっぱりいろいろ事情があると思います。

意外とびっくりしたのが、企画商工課というのは他に比べて多いんですね。1人当たり月平均が55.3時間となっておりますが、この理由は何なんでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 確かに、昨年度、1年間は今よりもちょっと人員が少なかったこともありまして、時間外がちよっと多くなっておりますが、今年度からまた人員がちよっと1人ふえておりますし、またこの働き方改革ということも加わりまして、今、減っている状況でございます。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 今、出ました働き方改革というのは、また9月議会でもいろいろ質問していきたいなと思っております。

次の質問にまいります。

これも何回か、何人かの人に触れてもらった南海トラフ地震の備えについてなんですけど、30年以内に南海トラフ地震の起こる確率が80%といわれています。これは30年後ではなくて30年以内ですから、あす起きてもおかしくない報道です。直接、先日の地震は南海トラフとは関係ないということでありましたけども、震度4の地震が先月10日にありました。そこまで被害がなくて幸いでした。それだけに日にちが過ぎると、いつのまにか頭の中から地震のことが遠ざかっていきます。南海トラフ地震、三股町最悪の場合、震度6強ということで、きのう町長の口からも出ましたけども、どうやってこの緊迫感の向上というのを図るべきだと思いますか。

○総務課長（白尾 知之君） 総務課。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） それでは、緊迫感の向上をどう図るかというご質問に対して、回答したいと思います。

6月2日に実施しました第2地区での防災訓練は、大雨による土砂災害を想定し、情報伝達訓練や避難訓練を実施したものでございます。

訓練はタイムスケジュールの中で進行され、現実的な緊迫感を敷いて訓練を実施することは難しいものと考えますが、緊迫感を持って訓練に臨むための手段としましては、日ごろから災害に対する危機感を感じさせるような情報の周知と備える意識を地域が共有することが大事と思われまます。

例えば、近い将来起こり得る南海トラフ地震に関する情報の周知、地域として自主防災組織を立ち上げ、活動において日常の役割を理解し認識することで、災害に備える意識、緊迫感が向上されるものと考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 今、課長おっしゃったとおり、情報の周知、常にその緊迫感を持たせるような情報を取り交わす、準備するとそういうことだと思っておりますが、私も本当に繰り返し

その情報を流すということが、緊迫感の持続につながるのかなとそんな気がいたします。本当に難しい話ですけども、実際起きてからは本当にもっと準備しておけばよかったということになり兼ねないと思います。

それと、6月2日に2地区で土砂災害に対する防災訓練が行われました。避難場所第2地区交流プラザに146名の避難、そして講習会参加という流れでタイムスケジュールであったんですが、私は先にお聞きします。今回、この訓練の目的を達成できたとお思いでしょうか。

○総務課長（白尾 知之君） 総務課。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 土砂災害の防災訓練というこういった訓練があるということは、地域の住民の方々には周知できたのかなと、こういう訓練が町内でも実施されているんだという意識づけにはなったと思いますが、先ほど言われました緊迫感、緊張感という意味での訓練に直結しているかどうかについては、ちょっと疑問なところがあったと思います。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 私もそう思いました。実際、今言われるようにそういう訓練という意味での周知はできたと思いますけども、緊迫感という意味では、例えば、今、その避難した人たちに対してどのような状況にあり、今後どうなることが予想されるかは、そういった情報伝達がなかったり、また拡大されたハザードマップをもとに、避難経路の説明を行うなどの現実味を感じる内容には欠けていたように思われました。今、課長自身もそういう緊迫感に対しては、自分は満足さえするという状況ではなかったという言葉聞いて安心しました。避難所の空気も防災に対する危機感は、ちょっと私自身も感じられませんでした。訓練計画を順番に消化するだけにとどまっては、時間、人員、経費ともに無駄になってしまいますので、本当に防災の意識づけを強調する方法を、少し次回考えていったらいかがかなと思います。

そこで、先ほどから出ています。まず、地震のときに自助というのを考えたときに、自助のマニュアルそして次に共助というのが出てくるんですが、これは各家庭に必要ではないかなと思うんです。というのは、やっぱり地震への備えに対する基本的な考えに被害を最小限に抑えるには、自助、共助、公助とよく言われますけれども、その役割を果たしていくことは大切ですけども、地震による犠牲者の多くは、地震発生直後の建物倒壊や家具の転倒によるものです。このため、地震直後の災害から身を守るためには、自分の身は自分で守る自助が極めて重要だと思います。普段からいざというときに、適切な行動ができる心がけが必要だと思います。先日の震度4の地震を思い出してください。私は恥ずかしい話ですが、そのときトイレにいました。地震発生と同時にわーわーと声は出しましたが、揺れが納まるまでズボンを引き上げる行為さえできません

でした。自助がいかに重要か知っていてもこのざまです。地震発生と同時に、例えば地震発生と同時に、例えば1、頭守れ、2、火をとめろ、3、安全な場所へ移動、というふうなそういう頭の中でぱっぱっと浮かぶかという、そういう訓練は全然されていませんので、本当に自分でもそういうアドバイスを言いながらも、ズボン1つトイレから上げることのできない自助の情けなさです。身につくような訓練が必要ではないかと強く感じます。自助のマニュアル、これを家庭に配付してはいかがでしょう。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 本当に、今、福田議員がおっしゃったとおり、どうしても災害ということに対する意識、その緊張感というものが必要になってくるかと思えます。

今、ご指摘ありましたこの自助に関するマニュアルですね。このマニュアルを作成しても、ただ配るだけでは全然意識の効果にはつながらないのかなというふうには思っております。

その中で一番大事なのは、やはりこの自主防災組織ですね。これは組織的につくっていただいて、もうその中でもやはり自分が日ごろどういう役割をしなければいけないのか、あと災害が発生した後に自分はこういった役割を果たさなければいけないのか、そういう意識づけを先にやっばり植えつける、それから始まってこのマニュアル等が生きてくるんじゃないかなというふうに思っておりますので、まずはこの自主防災組織、これはやはり立ち上げる、その中では日ごろの訓練を行っていく、準備していく、そういったことをまず意識づけして行って、そのあとにこういった自助、共助に関わるマニュアルを作成し配付することで、より効果的なものが得れるんじゃないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 私が考えるのは、それとちょっと違うんですね。今、おっしゃるように自主防災組織とかいうそういった形どった時間かけて、時間かけてじゃないんですけども、そんなもんじゃなくて1個人として1一家として、例えばこの前のその震度4の地震で私事で恐縮ですけど、自分とこの玄関に飾っていたガラスの棚の棧のところにこう引っかけてひもでつるしていたんですね。それが揺れてそこの竿が外れたときに、今度はひもを引っかけたところに、要は劣化というかひもが弱っていたんでしょう、その衝動で下のこんなガラス箱の人形箱に落ちて、もうガラスがぱんと散ってしまったんです。そのときに思ったのは、外にガラスがいっぱいできて、ガラスがもうちりじりに散らばっておって外にも行けない。ほかに出るときのスリッパなんかも必要だなと思いましたが、まずは我が家をこう見て、このぐらいの地震で落ちるようなものはないか、倒れるものはないかこういうものをまずしっかり安全処置をとりなさい。そしてさっき言った各自、1、2、3、というのを、昔は小学生のときはすぐ机の下に入りなさいと

かいうのあったんですけども、そういった初歩的なそれをやはりもう一度流したほうがいいんじゃないかという意味で言ったんですけど、どうでしょう。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） その自主防災組織となりますと、その立ち上げ、それから訓練、意識づけというのは時間がかかりますので、そういった意味ではまずそういった自分の居場所は自分で守るんだということで、まず何が必要なのかということも点検等も含めたマニュアル作成ということには、また検討させていただきたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） よろしくお願ひしたいと思います。

それと、次の質問なんですけども、時間場所等の状況変化を想定した訓練は必要ないかとおししたんですけども、実際、訓練の状況というのは限られた時間帯で行われますが、夜訓練というのはなかなかできません。昼間の空いた時間でやられるんですけども、地震発生というのは、いついかなるときに発生するかわからない。深夜だったり、またそのとき自分はどんな状況にあるか想定して、対応することができるようにそういった想定訓練というのも必要かなと思います。町内にはエレベーターというのはそんなにないんですけども、例えばみずからがどっかに出張でもしていたときのエレベーターの中だったら、どうするんだろうとか、地下街にいたらどうするんだろう。また、これは身近にもあることなんですけども、風呂に入っていたときはどうするんだろうか。そういうのを考えただけでも、いついかなるときに地震があるかもしれないというのを考えるとぞっとしますので、やはり頭の中でのシミュレーションというのも大事かと思ひますけどもどうでしょう。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 確かに、地震災害、いつ何時起こるかわからないという想定の中でありまして、その中で訓練というのがどこまで効果的に緊張感を持ってやれるかということでございますけども、今、福田議員からあったある程度そのイメージというのをもちながらやっていくというのもあるんですけども、やっぱり例えば夜間にそういう災害が発生した、地震が発生したときに、どうするかという訓練を想定したときにも、それぞれ今の訓練というのは、どっちかというところ公助的な訓練が多いですね。公助的な訓練。行政が入ったあと関係機関が入った訓練が多いわけであって、どうしてもこの地震が発生した場合には、特にこの自助、公助というところが機能しないと、なかなか難しいというのがありますので、先ほど言ひますようにやはり自主防災組織ですね。こちらのほうをちゃんとつくっていただいた上で、実際のその日ごろの役割、そして災害発生時の役割は何なのかというのをちゃんと役割を認識して回る。そのためには、やはり準備をしていただくということを認識した上で、じゃあ夜間に地震が発生しましたという想定

の中で、本当に暗闇の中でそういった訓練が実行できるんじゃないかなと思っておりますので、そういった自主防災組織におきます日ごろの準備ですね。こういったものはやはり徹底しなければ、いざというときにこういった状況変化に想定した訓練というのもできていき、さらにまた緊張感も高まるというふうに思っております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） ありがとうございます。

先ほどの、自助の前にあれじゃないですけども、ちょっとこの今のようなシミュレーションみたいな、そういうマンガでも入ったようなのがあると、ちょっと心の準備もできるかなと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の質問にまいりたいと思います。

きょう、選挙管理委員会のほうからも、穢所委員長来られていますので、本当にご苦労さまでございます。私、質問の中で、先議員が1回もう触れていますので、ダブるところはカットしたいと思います。

低投票の原因は何かというところで、先ほど出ましたんですけども、委員長のほうから出ましたのが投票場の整備、それからくいまーるの活用、それから若者への啓発とかいうようなことだったんですけども、これについてのその3項目、ちょっと僕、記憶したんですけども、それについてのもっと具体的な、どういうことをしたという内容をお聞きしたいんですが。低投票率の原因を追跡したあとに、こういうふうな対処をしましたという項目の中に、その3つの方策があったと思うんですが、それをもっと具体的にお聞きしたいんですけど。

○議長（重久 邦仁君） 穢所選挙管理委員会委員長。（発言する者あり）白尾書記長。

○選挙管理委員会書記長（白尾 知之君） 済みません。私のほうで、書記長として答えさせていただきます。

今、ご質問があったのは、今後、この低投票率をどのように改善していくかと、その対応についてということだと思います。

先ほど、楠原議員の質問の中でもありましたけども、一つは活動計画としましては、期日前投票の出張所、これが今回、役場を除いて出張所を3カ所設けたんですけども、こちらのほうは靴を脱いで入って行かなければいけないような状況がありましたので、ここをどうにか土足でも入れるような形で、投票までできないかと、それもちょうと検討しようというところがありました。

それとあと、コミュニティーバスについても、これは今回の議員選挙のほうからも実行していましたが、期間ですね。生活便については無料ということで、少しでも期日前投票所、そういったところに足を運んでいただけるような取り組みをしておりますので、それも継続してやっ

こうということです。

それとあと、明るい選挙推進協議会が6月4日行われました。その中で若者の投票率の低下についてということで、こちらの事務局のほうからも提案させていただきまして、参加された方のご意見を聞いたんですけども、やはりこの若者の投票率の効果等を上げるには、非常に大きな問題だということなんですけども、出た話の中で、やはりこれは早急にできる問題じゃなくて、小学校からの教育、やはり投票に関する、選挙に関する教育というものを、ちゃんと小学校の時代からやっていかないとおかしいんじゃないかという話も出てきました。

そういった意味では学校に出向いて行って我々も選挙がない期間とか、やはりそういった選挙に関する意識づけの活動もやって行かなければいけないのかなという点では反省をしたところがございます。

以上が、出たところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） よくわかりました。教育までやっていきますねと。そうですね。

1回、先に資料が前議員のときに配られたんですけども、私の資料の3の中にも入れていたんですけども、三股町議会議員選挙の年代別における投票率というのを出していただきました。これ見てびっくりしたのが、10代、20代、30代、40この辺が投票率はぐっと低いんですよ。こういうふうに出してしまうと、どこに手を入れないかなというので、教育まで入ってきましたけども、そういうのがよく表に出てくるもんだなと思いました。

次に、資料4なんですけど、この資料4というのは、今度は投票行くほうの興味をそそる、そしてまた投票するのが当たり前であって、やっぱり国民のちゃんとしたその権利というのがあるんでしょうけど、これに対して今度は立候補するほうの状況というのはどうかというのを自分なりに出してみたんですけども、それは何かといいますと、平成29年賃金構造基本統計ということで、これを厚生省からですかね、これ出してもらったんですけども、要は年代別に男の賃金、女性の賃金、そこに年代別に出してあります。青く囲ったところが男性で、赤く囲ったのが女性で、そしてその下にきょう後ろに全員参加していますけども、町議また町議会議員の名簿を添付してみました。女性、男性、そして年齢が入ってまして、役職としての右の手当も入れたんですけども、これを見てみると、例えば男性の54歳のところを見ると賃金が42万4,000円となっています。今度は、あとはもう町議の名前を言ったらいけませんけども、そういう年ごろのそこを見たときに、議員で23万6,000円とかなったときに、よし自分はこの会社をやめて議員に立候補するぞという気持ちになるかというのは、それはその人それぞれですので、この表はそういうなの何か感じられるんじゃないかなというのでつけてみました。せっかくですので、榎所委員長これについての意見はどうでしょう。

○総務課長（白尾 知之君） 総務課。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 今、福田議員からの質問について、最初に一番答えにくい質問（「そうですね、はい」と呼ぶ者あり）、私のほうで答えさせていただきたいと思います。

確かに、議員報酬というところにおいて、やはり今、福田議員が示していただいた年代別の給料からすると、低いんじゃないかと。じゃあ、仕事をやめて議員に立候補する人間が少なくなるんじゃないかというご意見だと思うんですけども、新富町のほうがちょっと今回も町議選があったんですが、平成29年に議員報酬の改正をしまして、ここが約7万ぐらい上げたんですかね、21万なんぼから28万か9万ぐらい上げたということで、今回の選挙の結果を見たんですけども、投票率としては前回よりやっぱり2ポイント下がっているという状況で、結局その議員報酬を上げて立候補者はふえたと思うんですが、それが直接投票率につながるかというのは、また別問題というところではないのかなというふうには考えております。

確かに議員報酬というところは、また議員の方々とも話をしていかなければならないんですけども、またその価格的なものについては、今後いろんな状況等を見ながら、その辺は協議をしなければいけないかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） わかりました。それこそこういう問題について、ワークショップじゃないですけど、そういった広いところから絞っていかなければいけない問題ですので、参考までに添付しました。

次、竹の飼料化、肥料化、笹サイレージ活用について質問していきたいと思います。

先ほど、堀内議員のほうから後の議員がそれはやりますのでということで、自分で委託されましたけども、まず聞きたいのは、本町森林70%のうち竹林の占める割合はどれぐらいか知りませんが、地域によって冬場のおねっこの時、何十本か切り出しますが、ほとんど放置状態かと思えます。毎年襲う台風により、倒された竹は撤去されず枯れたまま、それでもタケノコは当然生えてきます。タケノコ掘りやイノシシが穴を掘り、あちこち斜面が崩れ、土の流出も避けられません。とても整備された竹林とはかけ離れた状態がほとんどかと思えます。町民から放置竹林問題に対する苦情は来ていませんか。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 放置竹林についての苦情等はないんですけど、道路際でやはり竹が倒れて道路をふさぐ、隣の家竹が倒れてくるという苦情はございます。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（５番 福田 新一君） そうですね。それはしょっちゅうかなと思います。台風のためにそういうのが出てくるんじゃないかと思います。

飼料、肥料化というのは、資料の５につけたんですけども、そこでその竹林整備推進という資料の一番下に左のほうが全国実例で、右のほうが大和方式ということでしたのが竹林整備推進できる、そして左は放置竹林のままということで比較された資料なんですけども、これは何かと申しますと、今出ました例えば竹林における伐採とかいうのを従来でいくと有償だと、大和方式だと無償だと。もちろんそれは依頼するほうとしたら無償のほうがいいんです。そして次に、今度はその伐採の目的として、大和方式としては笹サイレージというのにすると。サイレージというのはどっちかしたサイロじゃないですけども、飼料作物はサイロなんで、青刈りした牧草を発酵させて使うそういったようなことをサイレージというような言い方をしています。そして、その右左と比較していきますと、竹林所有者の心理というのは、左のほうは伐採から処分費まで莫大な費用がかかり断念してしまう。無償だと費用捻出がなく助かり、伐採を望む声が多数だと。

竹林整備影響としては、この無償のほうだと竹林の整備が推進されていく、地域の環境も良好。そして竹ですので、三、四年周期で同竹林に伐採と、その周期ですべて新しく生えてくる。竹林管理が推進されていくという流れです。

そして、またこの価格比較のところですけども、笹サイレージというのがサイロにしたときが３５０キロのロールで１万３、０００円、２０キロ当たり７４２円、これに対して従来の今ある商品名はMYとなっていますけども、出ていませんけども、こちら辺の価格になるとキロ単価で１、２００円から５００円という相当な価格になってしまう。最終的に、安価で使用しやすい土壌改良の有機肥料としても魅力だということで、竹林整備推進となっているんですけども、この私ここで思うのは、まずこういう営農畜産、営農園芸農家相手にこの笹サイレージを供給しようとするときに、果たしてそれをいいとわかってすぐ買うかということ、そうじゃないか、これについてはどうでしょうか、農業振興課課長。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 竹サイレージ加工業者の方は、飼料、肥料化のPRをされているというのをお聞きしておりますが、畜産の飼育技術の確立とか、作物の生産量増加の成果が、まだ見えていないというふうにお聞きしております。

例えばどの程度の量のえさとして与えれば、発育がよくなるのかとか、そういう成果が見られたという検証がなされたときには、やはり推進することもあろうかと思いますが、今の段階でこれがいいんだよという確証は持てないのかなというところでもあります。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（５番 福田 新一君） それは課長個人じゃなくて、おそらくその意見が農民の意見じゃ

ないかなと思います。

本町においても一部、笹サイレージの導入が図られています。牛の飼料や牛舎の寝床に殺菌効果があるということで、非常ににおいも消え病気が減った。効果があるというのがその資料が十分あるんですけども、それは今、課長が言ったように本当に自分の身近でそれをどんどん感じだしているかという、ほんの一部なわけです。それでいよいよこれは三股町で稲作にどう効果が出るかというところで、苗床の状態からサイレージ使用と従来のものとの経過を調査しようと、一昨日、宮崎大学からも教授らが直接田んぼを訪れ、写真撮影から追跡調査が始まりました。私も見てきました。確かに笹サイレージを入れたほうというのは、苗床では植える前の下の粘りといいますか状態が全然しっかりしていて違います。極端に私が感じたのは、その苗のところにこう手を突っ込んでこう振るんですけど、振ったときに全然、腰が強いなというのは感じました。そういった結果は出るんでしょうけど、今やっ和本町においても、実際同じ環境のもとに、何と何が違うというのを3種類で調査していこうということが始まっております。

今、またちょっと話前後しますが、課長言われたように、例えば農家のほうがどんどん笹サイレージを入れていくかという、そうじゃないなと思うのは、やはり農業者の素直な心を伺ってきたんですが、現在、稲作の米の収穫後のわらや飼料米、イタリアン、トウモロコシ、などが一つのその飼料としてのみに使っているんですけども、そういう上手く循環させている中に、笹サイレージをさあ導入してごらん、1万三千何ぼだよと言ったときに、それに金額に値する効果が確実に出るのかというのを確信しない限りは、「まだ使いたくねえわね」という意見。

また穀物栽培においても、同じく笹サイレージ使用によって、その購入費用に値する効果が実際はどれぐらい出ているのかというのが、まだまだ即、導入にいかないというのがまだ農民の心境のようでございます。

これに対して出されている資料というのが、今、資料の5とか6につけましたけども、納得できるような資料ではあるんですけども、実感としてまだそれを感じない。あちこちで効果が出ているわりには、具体的に本町にてまだそれが出ているということで、実は、昨日その宮崎大学の農学部から教授らが入ったのは、そういうのを全部、米を植えるところから随時写真を撮って収穫の状況、そして味ですね。食味値という値な言葉でいわれましたけど、食べるに値の味と書いて食味値、そこまでを比較、追跡、調査していくということでスタートしております。

私は、今言ったのは、実情がこうですよと言ったんですけども、ここから先が私はきょう一番熱弁したいところなんです。えびの市、都城市が次々に導入する中、このような推進を私は考えます。同じようにするのは面白くないなと思って、竹林整備推進はもちろんです。竹山を整備してもらうのはもちろん、ただ、サイレージの飼料化、肥料化の効果ももう間違いなく出てきています。しかし、じゃあ本町はどうやるかというときに、本町としては作物を特化して、笹サイレー

ジ使用によるブランド化を図るんです。例えば長田米の格上げでもいいし、肥料としても効果が大きいので、例えば、今、三股の特産としていっているゴマ、これの栽培、そしてプチヴェールの栽培、これにも肥料としては十分期待できます。

高城町の観音池ポークというのが、それが一つの例です。昨日の一般質問でも出ていましたけども、本町のふるさと納税の返礼品に笹サイレージを生かした特産品をブランド化するんです。企画商工課の西山課長は「協力業者の参加を呼びかけます。そしてそこにストーリー性、郷土特産品を」とおっしゃいました。町長も「ふるさと納税、1.5倍、1億5,000万を突破したい」ということも言われました。こういったときに、一つのストーリーとして竹山のそういう整備ができて、さらにその竹を利用した材料を利用した肥料、飼料を利用して、今度は三股特産物のそういうプチヴェールやゴマ、そういうのにまずこれはこういうので三股町でできているんですよ、こういう良質なものなんですよ、味も違いますよともってきたら、ここはチャンスだと思うんです。これについては町長いかがお思いですか。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 以前、勝岡地区で竹林整備をさせていただきました。しかし、その竹の処理というのが非常に難しく、非常に困ったことがございます。

その後、こういう大和方式といいますか、新しいこういう飼料化というのを取り組んでいらっしゃいまして、こういう形で循環型になっていけば大変すばらしいなというふうに思います。

本町でも、宮村地区もそうですけど、以前は竹の子の生産で竹林整備は非常に進んでおりましたけれども、もう現在はどちらかというと放置林というような形でなっておりますので、そういうところの伐採そしてまたそれで循環型で、飼料あるいはまた牛の飼料、あるいはまた苗床の肥料として使えるという大変すばらしいなというふうに思います。

今、ご提案にありますその特産品化、この竹のサイレージあるいはまた肥料としてのを使いながら、特産品化を目指す、一つの方法かなと思います。ただそれを使っていたかなければ、その成果が出ませんので、そういう生産農家のところにどうやって浸透させていくかというのが課題だと思いますので、この前は町の品評会のほうにも大和さんのほうから来ていただきまして、説明とかそういうお話し合いをさせていただきました。

しかし、まだ農家のほうが納得していない部分もございますので、今後またそういう普及活動、そしてまた特産品化につなげるような、何らかのこう、方法、システム、町としての取り組みを検討させていただきたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 最後の質問に持ってきていました未利用資源の笹活用にあわせて、放置竹林問題の解消に本町としても進行してはどうかということを出していたんですけども、今、

町長の言葉にもその意味を含めた答弁だったかと思います。

特に、今、話でましたタケノコ産地としては、新たな地元名産品として売り出せるんじゃないかなという気もします。三股、聞くところによりますと、非常に昔はタケノコの名の通った三股町であったというのもお聞きしますし、これがいくと本当に竹取物語じゃないですけど、何かうまくこう回転させていくとストーリー性があって、何かいいスタートができるような気がします。

整理しますと、竹山が問題がある、それを竹林を放置しないで整備していこうということからスタートして、じゃあそれを材料にする、その材料にしたものを同じ本町で使う、そこに特産品がまた新しく生まれるというそういった回転でもっていくと、何かあしたの楽しい三股町が描けるんじゃないかなと思いました。町長、一言いいですか。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） ふるさと納税のこれからの推進という中で、やはりただ物を売るだけじゃなくて商品を提供する、こんなふうストーリー性のあるものをというようなことを担当課のほうでも考えております。

そういう意味合いで、今の提案等も大変こうユニークなアイデアかなというふうに思います。具体的にはどうするかというのは、まだこれからでしょうけれども、いろいろ面白いお話ですから、また有効なといいますか、非常にこう楽しみなお話でありますので、検討させていただきたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） どうもありがとうございます。ぜひ、実現可能に向かって一緒にやっていきたいと思います。

以上で、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（重久 邦仁君） 以上をもちまして、一般質問は終了します。

○議長（重久 邦仁君） それでは、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後3時30分散会

令和元年 第3回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第4日)

令和元年6月13日(木曜日)

議事日程(第4号)

令和元年6月13日 午前9時57分開議

日程第1 総括質疑

日程第2 常任委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第1 総括質疑

日程第2 常任委員会付託

出席議員(12名)

1番 田中 光子君	2番 堀内 和義君
3番 新坂 哲雄君	4番 楠原 更三君
5番 福田 新一君	6番 池邊 美紀君
7番 堀内 義郎君	8番 内村 立吉君
9番 指宿 秋廣君	10番 上西 祐子君
11番 重久 邦仁君	12番 山中 則夫君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 兒玉 秀二君	書記 矢部 明美君
	書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	西村 尚彦君
教育長	石崎 敬三君	総務課長兼町民室長	白尾 知之君

企画商工課長	……………	西山 雄治君	税務財政課長	……………	黒木 孝幸君
町民保健課長	……………	横田 耕二君	福祉課長	……………	齊藤 美和君
高齢者支援課長	……………	川野 浩君	農業振興課長	……………	上原 雅彦君
都市整備課長	……………	福永 朋宏君	環境水道課長	……………	西畑 博文君
教育課長	……………	鍋倉 祐三君	会計課長	……………	米村 明彦君

午前9時57分開議

○議長（重久 邦仁君） おはようございます。ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 総括質疑

○議長（重久 邦仁君） 日程第1、総括質疑を行います。

総括質疑は、今定例会の初日に提案された議案等のうち、議案第50号から第54号までの5議案を除く全ての案件に対する質疑であります。

質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑を行ってください。

また、くれぐれも議題以外にわたったり、自己の意見を述べるなど、一般質問のようにならないようご注意ください。

なお、質疑は、会議規則により、1議題につき1人3回以内となっております。

また、自己の所属する委員会が所管する議案に対しては、常任委員会での場で行ってください。

それでは、質疑はありますか。上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 議案番号45号です。一般会計補正も大丈夫でしょう。（「大丈夫ですよ」と呼ぶ者あり）

○議長（重久 邦仁君） はい。

○議員（10番 上西 祐子君） 13ページの子ども・子育て支援交付金です、590万1,000円。これは幼児教育の無償化って書いてありますが、これが、この金額が無償化になるわけではないと思うんですが、どういうふうな支援交付金になるのか、ちょっと内容をお尋ねします。

それと、無償化によって、その子供たち、保育所に預けたり幼稚園に預けたりする、たくさん預けて、それらの影響というんですか、そのあたりをどう考えていらっしゃるのかお尋ねいたします。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 幼児教育・保育無償化についてお答えいたします。

10月1日から幼児教育・保育の無償化が行われます。今回の補正におきましては、広報をするためのチラシの作成や、事務を行うパート雇用の費用、それとあと事務用品、印刷製本費及び出張旅費を上げております。今回の補正は、準備をするための費用となります。

あと、2つ目の質問なんですけれども、無償化による影響ということなんですけど、現在仕事されていらっしゃる方が、無償化によって子供を預けて働きたいという方もいらっしゃるかと思います。

31年の1月に、子ども・子育て支援に関するアンケート調査を実施しております。その中で、現在就労されていない方が約1割なんですけれども——済いません。まず、アンケートは、小学校入学前の児童保護者と小学生保護者、対象が2,365世帯で、有効回答数が2,285、有効回答率96.6%の中で、現在就労されていらっしゃる方が約1割です。その中で、就労の希望をするかどうかを聞きましたところ、1年以内に就労希望という方が約3割いらっしゃいました。今後ですね、今は就労しないけれども、無償化によって就労及び子供を預けたいという方もいらっしゃると思います。ただ、それがアンケート調査の中での状況把握になります。

今年度、子ども・子育ての計画書を策定しますので、またその中でどれくらいの需要があるかを協議しまして、今後の見込みをまた把握していきたいと思っております。

以上です。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（重久 邦仁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 質疑もないので、総括質疑を終結します。

日程第2. 常任委員会付託

○議長（重久 邦仁君） 日程第2、常任委員会付託を行います。

お諮りします。各議案は常任委員会付託表案のとおりそれぞれの常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。

よって、各議案は付託表案のとおりそれぞれの常任委員会に付託することに決しました。

各常任委員会におかれましては、審査方よろしくお願いします。

なお、各常任委員会におかれましては、委員会の審査日程を協議の上、本日中に事務局に提出くださるようお願いいたします。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時05分休憩

〔全員協議会〕

午前10時06分再開

○議長（重久 邦仁君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開します。

----- . ----- . -----
○議長（重久 邦仁君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時06分散会

議事日程(第5号)

令和元年6月20日 午前10時00分開議

- 日程第1 常任委員長報告
- 日程第2 質疑(議案第42号から議案第49号までの8議案及び議案第55号から第56号までの2議案)
- 日程第3 討論・採決(議案第42号から議案第49号までの8議案及び議案第55号から第56号までの2議案)
- 日程第4 議員派遣について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 常任委員長報告
- 日程第2 質疑(議案第42号から議案第49号までの8議案及び議案第55号から第56号までの2議案)
- 日程第3 討論・採決(議案第42号から議案第49号までの8議案及び議案第55号から第56号までの2議案)
- 日程第4 議員派遣について
-

出席議員(12名)

1番 田中 光子君	2番 堀内 和義君
3番 新坂 哲雄君	4番 楠原 更三君
5番 福田 新一君	6番 池邊 美紀君
7番 堀内 義郎君	8番 内村 立吉君
9番 指宿 秋廣君	10番 上西 祐子君
11番 重久 邦仁君	12番 山中 則夫君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 兒玉 秀二君

書記 矢部 明美君

書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	西村 尚彦君
教育長	石崎 敬三君	総務課長兼町民室長	白尾 知之君
企画商工課長	西山 雄治君	税務財政課長	黒木 孝幸君
町民保健課長	横田 耕二君	福祉課長	齊藤 美和君
高齢者支援課長	川野 浩君	農業振興課長	上原 雅彦君
都市整備課長	福永 朋宏君	環境水道課長	西畑 博文君
教育課長	鍋倉 祐三君	会計課長	米村 明彦君

午前10時00分開議

○議長（重久 邦仁君） おはようございます。ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 常任委員長報告

○議長（重久 邦仁君） 日程第1、常任委員長報告を行います。

まず、総務産業常任委員長よりお願いします。総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 内村 立吉君 登壇〕

○総務産業常任委員長（内村 立吉君） おはようございます。総務産業常任委員会の審査結果について、会議規則第76条の規定に基づき、報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第43号、44号、48号、49号の計4件であります。

議案第43号「三股町交流拠点施設整備事業審議会設置条例」についてご説明申し上げます。

本案は、五本松団地跡地の施設整備等について調査審議をするため、審議会を設置するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第44号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、交流拠点施設整備事業審議会を設置するに当たり、所要の改正をするものであります。慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第48号「令和元年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額4,407万1,000円から歳入歳出それぞれ134万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4,272万7,000円とするものであります。

歳入については一般会計繰入金を減額し、歳出については4月の人事異動に伴う人件費の減額を行うものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第49号「令和元年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額9億4,524万円に歳入歳出それぞれ126万5,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を9億4,650万5,000円とするものであります。

歳入については一般会計繰入金を増額し、歳出については4月の人事異動に伴い人件費の増額を行うものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、ご報告を終わります。

○議長（重久 邦仁君） 次に、文教厚生常任委員長よりお願いします。文教厚生常任委員長。

〔文教厚生常任委員長 福田 新一君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（福田 新一君） 続きまして、文教厚生常任委員会の審査の結果を、議会会議規則第76条の規定に基づき、報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第42号、46号、47号、55号、56号の計5件です。以下、案件ごとに説明します。

議案第42号「三股町介護保険条例の一部を改正する条例」。

本案は、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」による介護保険法の改正により、消費税による公費を投入して低所得者の保険料軽減強化を、平成27年4月から一部実施を行っています。今年10月の消費税率10%の引き上げによるさらなる軽減強化に伴い、三股町介護保険条例の一部を改正するものであります。

審査において、今回の条例改正と予算計上はセットで同時に取り上げる議題ではなかったかという意見が出ました。

高齢者支援課の説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第46号「令和元年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」。

157万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を29億4,825万5,000円とするものであります。

歳入については一般会計繰入金を増額し、歳出については4月の人事異動に伴う人件費の増減を行うものであります。

町民保健課の説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第47号「令和元年度三股町介護保険特別会計補正予算（第1号）」。

188万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を22億9,199万2,000円とするものであります。

歳入については国・県補助金及び一般会計繰入金を減額し、歳出については4月の人事異動に伴う人件費の増減を行うものであります。

高齢者支援課の説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第55号「三股町総合福祉計画の一部改正について」。

平成31年3月に策定した三股町総合福祉計画の一部を改正するものです。

本計画の、障害者基本計画の「施策の展開」と自殺対策行動計画の「いのちを支える自殺対策における取組」を一部修正及び追加するための改定するもので、三股町議会基本条例第9条第1項第2号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

福祉課の説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号「三股町子どもの未来応援計画の一部改正について」。

平成31年3月に策定した三股町子どもの未来応援計画の一部を改正するものであります。

本計画の、児童・生徒向け調査結果の追加と「子どもの貧困に関する指標・目標」を追加するための改正するもので、三股町議会基本条例第9条第1項第2号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

審査において、児童・生徒向け調査結果の追加内容において一貫性に欠けるのではないかという意見が出ました。

福祉課の説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上が、文教厚生常任委員会の審査の結果報告であります。

○議長（重久 邦仁君） 次に、一般会計予算・決算常任委員長よりお願いします。一般会計予算・決算常任委員長。

〔一般会計予算・決算常任委員長 堀内 義郎君 登壇〕

○一般会計予算・決算常任委員長（堀内 義郎君） 一般会計予算・決算常任委員会の審査結果について、会議規則第76条の規定に基づき、報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第45号「令和元年度三股町一般会計補正予算（第2号）」

でございます。以下、ご説明いたします。

本案は、人事異動に伴う給与費や緊急な対応を要する事業等について、所要の補正措置を行うものであり、歳入歳出予算の総額101億1,989万6,000円に歳入歳出それぞれ7,128万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億9,118万1,000円とするものです。

まず、歳入について主なものは、国庫支出金は幼児教育無償化に伴う事務費補助、子ども・子育て支援交付金などを増額補正し、諸収入は、事業決定等により、三股中学校太陽光発電設備設置事業に伴う補助金、コミュニティー助成事業補助金を増額補正するもので、地方債については、三股中学校太陽光発電設置設備事業、社会資本整備総合交付金関連事業について増減補正するものです。

次に、歳出の主なものは、本年4月の人事異動に伴う款項目間及び会計間の組み替えによる人件費の増減を補正するもので、総務費は雇用契約職員委託料などを増額補正し、民生費は幼児教育無償化に伴う事務費などを増額補正、教育費は、三股中学校太陽光発電設置設備工事、コミュニティー助成事業補助金などを増額補正するものです。

それぞれの課から、議案審査の中において説明がありました。いろいろな質問に対し適切な説明や資料提供を受けましたが、主な質問として、コミュニティー助成事業補助金で、総務課の地方防災組織育成事業についての質問があり、対象となる地区、防災、救急、事業費などの説明を受けました。また、教育課の中学校太陽光発電設置設備工事についての質問があり、器具、照明器具、太陽光発電設備、蓄電池など、発注やスケジュールなどの設置概要についての説明を受けました。

議案審査の結果において意見・要望等はなく、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

日程第2．質疑（議案第42号から議案第49号までの8議案及び議案第55号から第56号までの2議案）

○議長（重久 邦仁君） 日程第2、質疑を行います。

質疑につきましては、ただいまの常任委員長報告に対する委員長への質疑であります。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いします。なお、質疑は1議題につき1人3回以内となっております。

常任委員長報告に対する委員長への質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） ないようですので、常任委員長報告に対する委員長への質疑を終結します。

日程第3. 討論・採決（議案第42号から議案第49号までの8議案及び議案第55号から第56号までの2議案）

○議長（重久 邦仁君） 日程第3、討論・採決を行います。

議案第42号「三股町介護保険条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第42号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

議案第43号「三股町交流拠点施設整備事業審議会設置条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第43号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

議案第44号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第44号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

議案第45号「令和元年度三股町一般会計補正予算（第2号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第45号は、一般会計予算・決算常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

議案第46号「令和元年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第46号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

議案第47号「令和元年度三股町介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決、行います。議案第47号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

議案第48号「令和元年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第48号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

議案第49号「令和元年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第49号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

議案第55号「三股町総合福祉計画の一部改正について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第55号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

議案第56号「三股町子どもの未来応援計画の一部改正について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第56号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

日程第4. 議員派遣について

○議長（重久 邦仁君） 日程第4、議員派遣についてを議題とします。

今後の議員派遣についてお諮りします。お配りしております議員派遣資料のとおり、大会や研修にそれぞれ議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣については資料配付のとおり、それぞれ議員を派遣することに決しました。

お諮りします。今定例会において議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第44条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決しました。

以上で全ての案件を議了しましたが、3月定例会以降の議長の公務報告はお手元に配付してありとおりであります。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時25分休憩

〔全員協議会〕

午前10時39分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

○議長（重久 邦仁君） 以上で、今会期の全日程を終了しましたので、これをもって令和元年第3回三股町議会定例会を閉会いたします。

午前10時39分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 重久 邦仁

署名議員 堀内 和義

署名議員 内村 立吉